

# ふるさとづくり推進のために

## ～施策・取組事例集～



政府広報 | 内閣官房

---

「ふるさとづくり有識者会議」については、  
首相官邸ホームページをご覧ください。  
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hurusato/>)

---

# 目次

---

◇ 「ふるさとづくり」 推進中間報告	2
◇ ふるさとづくり有識者会議委員の取組の紹介	13
◇ 「5つのかかわり」 別 施策一覧	42
◇ 「5つのかかわり」 別 施策集	56

## 1 「環境的かかわり」に関する活動／16事例

---

1-1 自然景観の保全	57
1-2 地場の力の再生	58
1-3 農林水産業による環境保全	62
1-4 その他	69

## 2 「文化的かかわり」に関する活動／12事例

---

2-1 伝統文化の保存	73
2-2 世代間の文化伝承	76
2-3 その他	77

## 3 「教育的かかわり」に関する活動／15事例

---

3-2 学校と地域社会の連携	85
3-3 ふるさとづくりを推進する人材の育成	93

## 4 「経済的かかわり」に関する活動／21事例

---

4-1 誇りある生活の場の再生	100
4-2 自律的な地域産業構造の構築	102
4-3 農林水産業の活性化	110
4-4 その他	114

## 5 「人と人との関係的かかわり」に関する活動／16事例

---

5-1 時代にふさわしいコミュニティの形成	121
5-2 世代間の交流	125
5-3 地域間の交流	126
5-4 その他	135

## I 今なぜ「ふるさとづくり」か

---

従来から美しい自然と文化の中で、私たちはその営みを続けており、日々の暮らしの中で、自分が生まれ育った場所を「ふるさと」と認識し、愛してきた。「ふるさと」に帰属しているという意識が、私たちに安心感をもたらした。「ふるさと」は、いわば心のよりどころであった。

そして、その「ふるさと」の原風景には、青き山、清き川、風や空、祭りなど、世代を超えての一定の原型があるように思われるが、しかし、実際には途絶えてはならない原風景が失われつつあるなど、現実と「ふるさと」の原型に隔たりが生じている。

また、大都市に人口が集中している現状においては、自分が生まれ育った場所が「ふるさと」であるという認識を持たない人も増えている。

このような状況を踏まえると、私たちの活力の源であり、誇りである「ふるさと」の価値を再認識し、「ふるさと」を愛することの大切さを後世に伝えていくことが必要ではないか。そして、そのために「ふるさとづくり」をどのように進めていくかを、今、考えてみるべきではないか。

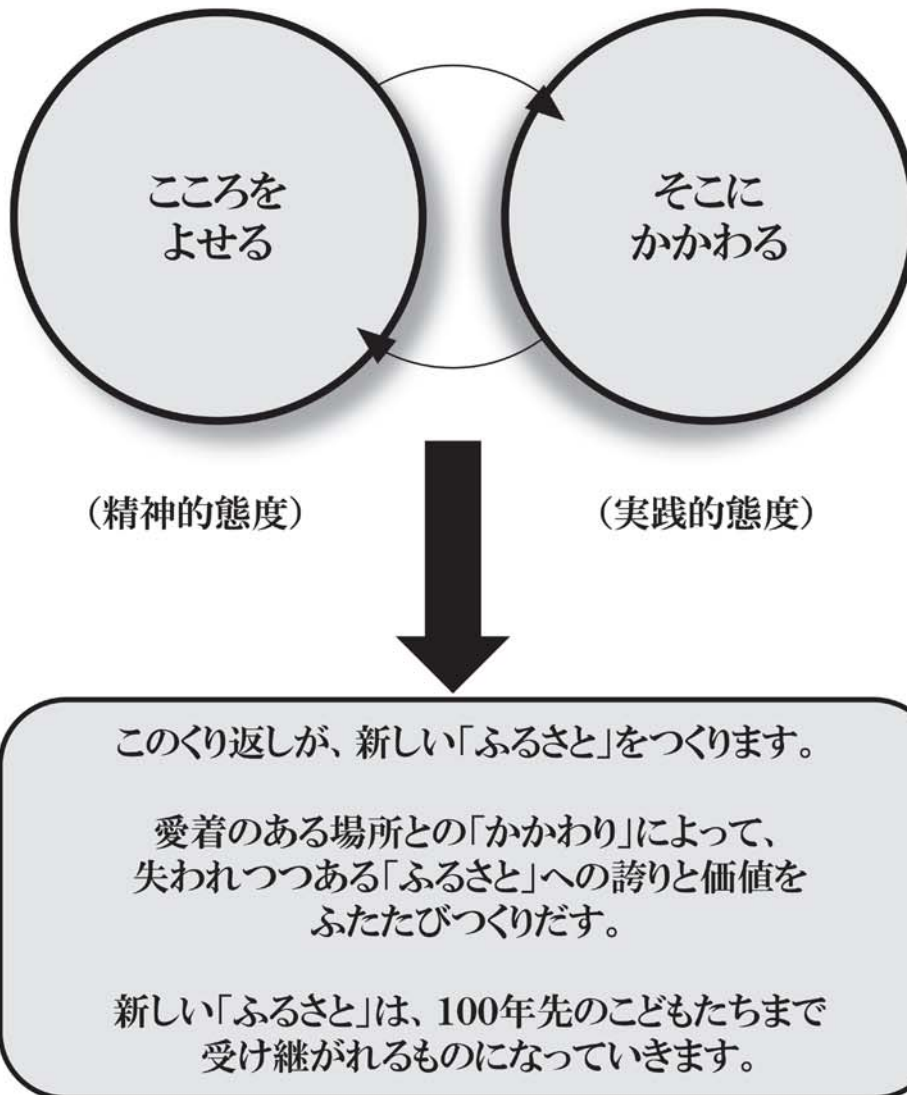
「ふるさとづくり有識者会議」は、そのような問題意識のもと、「ふるさと」について改めて思いをいたし、「ふるさとづくり」の意義や手法などについて多方面から議論したものである。



## II 「ふるさとづくり」の意義

ふるさとづくりとは、  
ある場所に、  
「こころをよせる」と、  
「そこにかかわる」ことの、  
くり返しです。

“こころの拠りどころ”としてのふるさと “生活の営みの場”としてのふるさと



このくり返しが、新しい「ふるさと」をつくれます。

愛着のある場所との「かかわり」によって、  
失われつつある「ふるさと」への誇りと価値を  
ふたたびつくりだす。

新しい「ふるさと」は、100年先のこどもたちまで  
受け継がれるものになっていきます。

### Ⅲ 「ふるさとづくり」とは…… (Concept Statement)

---

ここをよせる。そこにかかわる。

「ふるさと」は、  
生まれ育った場所ではありません。

「ふるさと」は、  
私たち日本人一人ひとりが、  
自分のよりどころとなる  
「ここをよせる」やすらぎの場を指します。

愛する人が住むところかもしれない。  
偶然訪れた村や町かもしれません。  
「日本全体が、私のふるさと」  
という人もいるでしょう。

大切なのは、「ここをよせる」  
ばかりではなく、何かのかたちで、  
「そこにかかわる」こと。

小さなことでもかまいません。  
そこに旅にでかけてみる。  
その土地の産品を買ってみる。  
そこに住む人といっしょに  
汗を流して働いてみる。

少しの「かかわり」で、  
「ここをよせる」気持ちが強くなる。  
それがきっかけとなって、  
さらに深く「かかわる」ようになる。

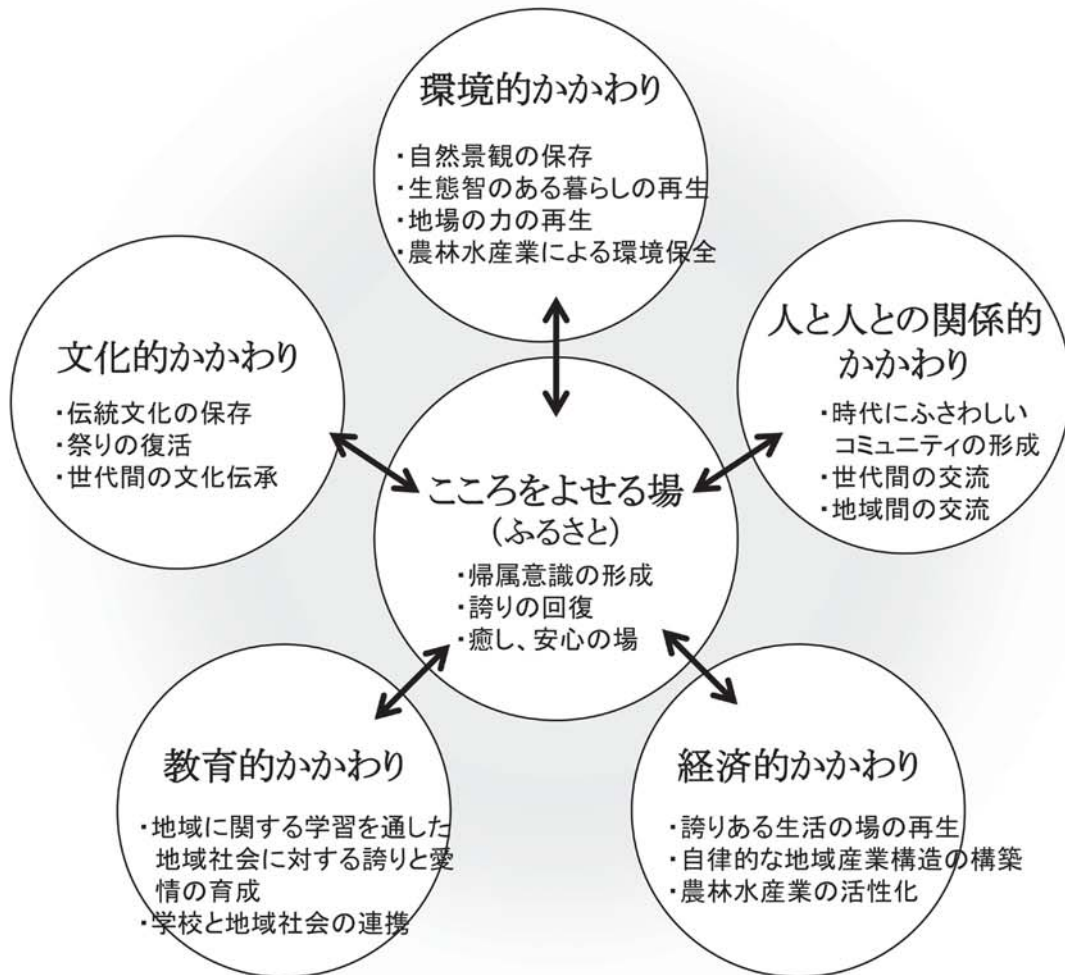
このくり返しが新しい「ふるさと」をつくります。

愛着のある場所との「かかわり」によって、  
失われつつある「ふるさと」への誇りと価値を  
ふたたびつくりだす。

新しい「ふるさと」は、100年先の子どもたちまで  
受け継がれるものになっていきます。

## IV 「ふるさとづくり」の要素

「ここをよせる場」との「かかわり」にはいくつかのインターフェイスが存在し、  
人により、さまざまな要素や深さ、単位で「かかわり」をもつことにより  
“かかわりのネットワーク”が構築される



## V 「ふるさとづくり」の全国的展開に向けて

「ここをよせる場」である「ふるさと」とのかかわりにはいくつかのインターフェイスが存在するが、「ふるさとづくり」としては、「ふるさとづくり有識者会議委員の活動」をはじめとして、既に各地で、以下のような取り組みが始まっている。

今後、このような取り組みを、全国で推進していくため、「ふるさとづくりとは……(Concept Statement)」を広く周知し、政府の支援施策を「施策逆引き集体系」としてわかりやすく示すとともに、さらに、ふるさとづくり推進の動きを全国各地で盛り上げるための施策について検討する必要がある。「ふるさとづくり有識者会議」においても引き続き議論していく。

### 「教育的かかわり」の先進事例

- ・千葉県佐倉市「佐倉学」
- ・宮崎県西都市「さいと学」
- 今後、文部科学省等において、こうした取り組みの更なる普及を目指す

### 「経済的かかわり」の先進事例

- ・熊本県荒尾市「企業組合中央青空企画」
- 今後、経済産業省等において、専門家派遣や各種支援制度も活用し、こうした取り組みの全国展開を目指す
- ・青森県青森市「ナマコ加工廃棄物を活用した地場産業づくり」  
(地域経済イノベーションサイクル)
- 今後、総務省等において地域経済イノベーションサイクルの全国展開に取り組む
- ・岩手県紫波郡紫波町「オガールプラザ」(官民合築による民間と行政との複合施設)
- 引き続き、国土交通省等を含む「官」と「民」との連携によるまちづくりを推進

### 「人と人との関係的かかわり」の先進事例

- ・新潟県上越市、十日町市「田舎体験推進協議会」
- 引き続き、農林水産省等において、都市と農山漁村の共生・対流を推進
- ・山形県村山市、長崎県対馬市「地域おこし協力隊」
- 引き続き、総務省等において、地域おこし協力隊の取り組みを支援

### 「環境的かかわり」の先進事例

- ・景観・歴史を大切にしたまちづくり(東京都目黒区、石川県金沢市等)
- ・「日本で最も美しい村」連合(北海道美瑛町、徳島県上勝町等)
- 引き続き、国土交通省等において良好な景観の形成や歴史的な街並みの保全・活用を推進

### 「文化的かかわり」の先進事例

- ・地域芸能伝統まつり
- ・和歌山県新宮市「熊野学」
- 引き続き、総務省等において取り組みを支援



## VI 「ふるさとづくり」推進の更なる充実を目指して

今後の「ふるさとづくり」推進をより一層実のあるものにしていくために、本有識者会議としては、まず、以下の3つの点について取り組んでいくことが重要であるとする。

### 「ふるさと」に対する誇りを回復すること

#### → 『ふるさと学』の推進

それぞれの「ふるさと」には、固有の自然や歴史や文化があり、例えば、藩校教育にみられるように、その場所ならではの学びの体系があり、街道毎での文化圏の形成もみられた。

いまいちど「ふるさと」の現状や地域の魅力、歴史などを体系的に整理し、深く掘り下げ、再発見し、それを学校や公民館・図書館・美術館あるいはインターネットなどさまざまな機会学ぶことにより、「ふるさと」に対する理解を深め、新たな魅力や普遍的な価値に気づき、誇りを取り戻し、「こころをよせる」きっかけにすることが必要である。

こうした取組を「ふるさと学」と呼び、各地域にふさわしい「ふるさと学」を展開していくことが必要である。

### 「ふるさとづくり」の担い手を育てること

#### → ふるさとづくりのコーディネーターの育成

「ふるさと」に対して、さまざまなかたちでの「かかわり」を推進していく核となる人材、「ふるさと」に対する深い愛情と誇りを持ち、「ふるさと」の価値を守り・創り・次の世代へつなげていくための熱意と知識と行動力を持った人材、すなわちふるさとづくりのコーディネーターを育成することが必要である。

### 地域の主体的な取組を後押しすること

#### → 全国のふるさとづくり推進組織との協働

すでに各自治体(47都道府県、1742市区町村)には、ふるさとづくりに「かかわる」数多くの団体が存在する(約3千3百、H25.6.26現在調査中)。

各自治体やその諸団体に対して、先行事例や(有識者の)成功事例を情報共有し、さらにそれぞれの団体が推進したい方向性に対して、ふさわしい政策や制度的なメニューを提示することで、こうしたふるさとづくりの推進をサポートすることが必要である。

具体的には、ふるさとづくりの啓発資料を作成するとともに、有識者や各省庁を交えて、全国各地の推進組織によるふるさとづくりを強力にサポートすべきである。



これらについては、今後、国の関連施策を活用しつつ、各地域の取組を推進するとともに、施策の更なる充実を検討する必要がある。

## Ⅶ ふるさとづくり有識者会議 推進日程

25年度

4月

第1回ふるさとづくり有識者会議(4月11日)  
第1回視察(宮崎県高千穂市、西都市、宮崎市/4月13~15日)

第2回ふるさとづくり有識者会議(5月8日)

第2回視察(千葉県佐倉市/6月5日)  
第3回ふるさとづくり有識者会議(6月5日)

第3回視察(長野県中野市、長野市/6月19日)  
第4回ふるさとづくり有識者会議(6月27日)

7月

「中間とりまとめ」



「ふるさとづくり」啓発資料作成

**「ふるさとづくり」推進実践活動**

※適宜、ふるさとづくり有識者会議を開催

1) 全国のふるさとづくり推進組織との協働  
全国市町村のふるさとづくり推進組織との連携による啓発活動  
(講習会・ワークショップなどを想定)

2) 「ふるさと学」の推進  
全国の小中学校における総合学習の時間を活用した教育活動

3) ふるさとづくりのコーディネーターの育成  
コーディネーター機能のモデル的な実践  
※各有識者委員の先生方にもご参加いただく方針



3月

ふるさとづくり有識者会議(活動を踏まえた最終のとりまとめ)

26年度

(来年度以降も実践活動を継続)



## VIII ふるさとづくり有識者会議 現地調査の概要

### 宮崎県：西都市他

- 平成25年4月13日(土)～15日(月) 宮崎県宮崎市、日向市、西都市、高千穂町  
→ 行政関係者、古事記や神話を生かしたふるさとづくりに取り組むグループとの意見交換、関連施設の視察
- 宮崎県西都市においては、各学年毎に教材を作成し、小・中・高等学校を通じて、西都市の自然環境、歴史・伝統、産業などを学習することにより、地域に自信と誇りを持ち地域に貢献する人材を育成。
  - 記紀1300年を迎え、古事記の記述を踏まえた地域発信やブランドづくりの推進。

### 千葉県：佐倉市

- 平成25年6月5日(水) 千葉県佐倉市立白銀小学校、佐倉順天堂記念館  
→ 「佐倉学」の授業参観(3年、6年)及び学校関係者との意見交換、関連施設の視察
- 佐倉の自然、歴史、文化、ゆかりの人物について学び、将来に生かすため「佐倉学」を提唱し、市立小・中学校において、平成16年度から「佐倉学」を教育課程に位置付け、社会科や総合的な学習の時間などで「佐倉学」を学ぶ取組を推進。佐倉市ならではの身近な教材をより系統だてて学ぶ。社会教育の場でも公民館を中心に「佐倉学講座」を開設。
  - 西洋野菜の父、津田仙にちなんだ給食の提供やブランド食材づくり等。

### 長野県：長野市・中野市

- 平成25年6月19日(水) 長野県長野市及び中野市  
→ 行政関係者及び地域の歴史や特色を生かしたふるさとづくりに取り組むグループとの意見交換、関連施設の視察
- 長野市松代地区において「NPO法人夢空間松代のまちと心を育てる会」が、信州まるごと博物館構想を推進。①庭園都市松代の推進、②まちなかの回遊性を高める寺巡りスタンプの整備、③松代学講座の開催、等に取り組む。
  - 文部省唱歌「ふるさと」の作詞者高野辰之の生誕の地であり、ふるさとの原像ともいえる山、川の風景が残る中野市豊田地区において、様々なグループが活動。
  - 長野県農村景観育成方針の策定、「ふるさと信州風景百選」の選定。



上記の調査を踏まえ、以下の取り組みの必要性が改めて確認された。

「ふるさと」の現状、固有の自然、歴史、文化を学ぶことにより、「ふるさと」を想う心を醸成  
→ 「ふるさと学」の推進

「ふるさとづくり」を推進していくため、リーダーとなる人材が必須  
→ ふるさとづくりのコーディネーターの育成

活動を進めるに当たっての参考となる先行事例や、活用できる制度の把握が有効  
→ 全国のふるさとづくり推進組織との協働

## 議論の過程

### 日本人にとっての「ふるさと」の要件に関する議論

日本人にとっての「ふるさと」とは何かに関して議論を重ね、下記に挙げるとおりのさまざまな要件が抽出された。

#### (1) “こころの拠りどころ”としてのふるさと

##### ①自分自身の支えになる場所

もともと「ふるさと」というものは心の中にあるものであり、自分自身が最終的に帰属する精神的な拠りどころになる場所である。したがって、「ふるさと」とは必ずしも生まれ育った場所に限定されるわけではなく、ある人にとっては「日本(全体)がふるさと」であったりもする。

##### ②安心と癒しを感じる場所

日本人にとってのふるさととは、非常に心安らぐ母の胎内のような「安心空間」であり、森のヌシと鎮守の森に守られ、長い歴史と伝統に囲まれて生きる「癒しの空間」である。

#### (2) “生活の営みの場”としてのふるさと

##### ①日本人の原像風景としての自然環境が残された場所

日本のふるさとの基本形は千年万年単位の記憶をもつ「小盆地宇宙」であり、古くは古事記の「国隠びの歌」に歌われた“倭しうるわし”の風景であり、文部省唱歌「ふるさと」に描かれる山と川(水)、すなわち平坦な農村地帯とその外部の棚田・丘陵、そして山林と分水嶺につながる山地が織りなす美しい風景である。

##### ②「生態智」が保たれている場所

「生態智」とは、日本人が長い生活の歴史の中で作り上げてきた、自然と人工の持続可能な創造的バランス維持システムの技法と知恵である。いま流行の「地産地消」の原点も、山・森(里山)・野原・田畑・川・海の連環の中にある。

##### ③日本の伝統文化が保たれ、知的創造力を刺激する場所

長い歴史や伝統の中で育まれてきたその土地ならではの「祭り」や「芸能」など伝統文化が継承され、ひと・もの・情報が集散する地に知的創造力や知的活力が生まれいずる場所である

##### ④誇りある生活の場として自律的な経済活動が営まれる場所

日本人の生活の場としてのふるさとは、みんなで額に汗して働く共同労働の場であり、生活するのに過不足ない報酬と仕事に対する誇りを持てる自律的な地域経済が成立している場である

##### ⑤人々の絆やつながり、交流が築かれている場所

その地域にすむ人々の密なコミュニティが存在し、お互いが助け合いながら生活を営み、お爺ちゃんお婆ちゃんから孫世代までの世代間の交流や伝承も成立し、また近隣の他地域との交流と連携も築かれている場である。



## 議論の過程

### 「ふるさとづくり」の担い手づくりに関する議論

これからの「ふるさとづくり」の主体となる担い手を育てていくにあたり、どんな資質や能力が必要なのかに関して議論を重ねた。

#### ◎若者が主役

- ・中高年の力も必要であるが、そのふるさとを今まさに支える若者に、「ふるさとづくり」の理念や具体的な方策を教え育てる仕組みをつくるべきである。
- ・小中高、大学の若い子どもたちが動くことによって地域に力を与えている。

#### ◎「当事者意識」を持ち、自立した人材であること

- ・当事者が国づくりとかふるさとづくりの担い手で、その当事者自身が自己創造をしていく。
- ・みずから考え、みずから汗をかき、みずから責任をとるべし。
- ・「守られるふるさと観」から「自ら独自の繁栄を目指して自立するふるさと観」に変わる必要がある。みずからが考えて、みずからが、その文化であったり歴史であったり、また、生活をしているのかということ直視することが必要である。
- ・みずから課題を見つけたらそれを自分で解決する。会社に入るのではなくて、自分で会社を起こしてふるさとに生きるための会社をつくるという視点が欲しい。

#### ◎地域性とグローバル性を併せ持つ

- ・小さな世界都市の市民として、ふるさとのことをよく知っている、ふるさとが大好きだ、ふるさとの一員としての役割をちゃんと果たす。そんなふうにより地域と深く根ざしながらも、想像の翼、空想の翼、意識の翼、行動の翼は世界に羽ばたいていく。これが小さな世界都市の市民である。

#### ◎横串連携の必要性

- ・行政だけ、商工会、もう縦の時代ではない。横串で誰がやるか。行政だけではなくて民間も一緒にみんなでやるべきである。

#### ◎役割分担と客観的な視点

- ・よく言われるように「よそのもの＝第3者視点の整理屋」「わかもの＝実働部隊」「ぼかもの＝アイディアマン」、3つの“もの”がお互いに認め合い活性化しながらふるさとづくりを進める。
- ・他者の目を入れて、自己評価と他者評価をしながら、もう一回練り直ししていくという構造が必要である。

#### ◎ふるさとづくりに必要な能力

- ・「ふるさとづくり」を推進するために必要な知識・能力は、1)組織づくり能力、2)ものづくり能力、3)情報発信能力であり、それぞれの分野の専門家が、適材適所で対応していく必要がある。

#### ◎継続性の担保

- ・ふるさとづくりは長い時間がかかるものであり、中長期の視点に立った継続的な人材の育成・登用が必要である。

## 議論の過程

### 「ふるさとづくり」を下支えする経済的条件づくりに関する議論

「ふるさとづくり」を自立的かつ持続的なものにするために、その活動を下支えするどのような経済的条件整備が有効であるか、に関して議論を重ねた。

#### ◎自らの魅力をもとに経済的自立を促進する

- ・生活を支え得る仕組みがなくなると、特に若い人は仕事がないと出ていかざるを得ない。逆に自立していれば太古の昔から継続してきた文化を守ることにも、みずから負担をしていくことができる。
- ・若者たちが自分たちの町を知って、愛して、資源を利用して、あるいは既存の事業所を拡大したり引き継いだりしながら地域に残れる仕組みづくりを、学校あるいは行政、企業、住民たちも含めてやっていくべきである。
- ・どんな地域にも素晴らしいものは眠っているはずで、それに気づかせて資源として売り込んで、そこに雇用を生むことがいちばん大切である。
- ・雇用がないのだったら、手に仕事を持った人に来てもらうという逆転の発想もある。地域の魅力が出てくれば、そこに創造的な人が集結をしていくという正の連鎖と循環が起こる。
- ・「流入増加」「循環促進」「流出減少」という三位一体が重要である。

#### ◎公共サービスを地域産業投資に結びつける

- ・公共施設に来る人々はビジネス的には「集客」と見ることができる。その集客能力をビジネスチャンスに変えていく。公共サービスを充実させながら、地域産業を興し雇用も生みだすことに繋がっている。こういうやり方を広げていく必要がある。

#### ◎販売にまで踏みこんだ政策

- ・これまでの補助金政策は、物をつくる場所までで終わってしまい、売ろうとするところまでいきつかないことが多かった。地域商社の設立のように、地域が合法的に独立して外に向けて販売していくことに関して、積極的にサポートをしていく必要がある。
- ・ここにしかないものを資源として売り込んで、世界を相手にして売っていく。そうすることによって地域に誇りを持つことができる。

#### ◎地域内資金循環の促進

- ・ICカードを含めて汎用的に普及したICT技術を積極的に活用して、地元での共通ポイントシステムや自治体でのボランティアポイントなどすべてを統合システムとして集約して、地域内における資金の循環を定着化できる仕組みが必要である。

#### ◎環境と経済が共鳴するような地域づくり

- ・環境に貢献する企業を誘致して、「環境経済事業」を認定する。環境にやさしい農法も積極的に取り入れることで、通常の農作物より高い価格で販売できる。副次的効果として観光客も増え、大きな経済効果をあげている。
- これが「環境経済戦略」であり、環境と経済が共鳴するような地域づくりである。

# ふるさとづくり有識者会議委員の 取組の紹介

「ふるさとづくり有識者会議」のメンバーである有識者が、  
「ふるさとづくり」において行った取組の事例を紹介します。

## ふるさとづくり有識者会議 委員名簿

**大南信也**（NPO法人グリーンバレー理事長）

**小田切徳美**（明治大学農学部教授）※座長

**鎌田東二**（京都大学こころの未来研究センター教授）

**岸川政之**（三重県多気町まちの宝創造特命監）

**木下 斉**（一般社団法人エリア・イノベーション・アライアンス代表理事）

**後藤孝典**（弁護士法人虎ノ門国際法律事務所代表弁護士）

**殿村美樹**（株式会社TMオフィス代表取締役）

**中貝宗治**（兵庫県豊岡市長）

**濱田 純**（秋田大学地域創生センター准教授（兼）北秋田分校長）

**原 範子**（全国生活研究グループ連絡協議会会長）

**原田弘子**（マネジメントオフィスHARADA代表）

**藤崎慎一**（株式会社地域活性プランニング代表取締役）

**マリ・クリスティーヌ**（異文化コミュニケーター、東京農業大学客員教授）

※五十音順、敬称略、肩書は平成25年9月時点のもの

※小田切徳美座長（明治大学農学部教授）の取組については「ふるさとづくり  
ガイドブック」に掲載しています。



# 大南信也

## 徳島県神山町のふるさとづくり（NPO法人グリーンバレー）

### グリーンバレーの目指す方向・ものの考え方

【ミッション】 ●日本の田舎をステキに変える

【ビジョン】 ①「人」をコンテンツにしたクリエイティブな田舎づくり  
②多様な人の知恵が融合する場「せかいのかみやま」づくり  
③「創造的過疎」による持続可能な地域づくり

【GVIウェイ】 ●できない理由より、できる方法を！ ●とにかく始めろ！（Just Do It!）

【主要事業】 ①アドプトプログラム ②神山アーティスト・イン・レジデンス ③森づくり  
④棚田再生 ⑤移住支援(ワークインレジデンス) ⑥サテライトオフィス誘致  
⑦空き家・商店街再生 ⑧農下村塾 ⑨就業支援神山塾 ⑩公共施設指定管理

### グリーンバレーの地域活性化策に見る独自性と成果

【独自性】 ①民間主導。②ソフト中心の取り組み。③明確なビジョンと戦略。

【実績】 ①2011年度における神山町の社会動態人口が町史上初めて社会増を記録。  
②2010年10月以降、ITベンチャー企業10社がサテライトオフィスを設置。  
③2013年度末までに、約20名の新規雇用が誕生。

### グリーンバレーの考える地域活性化のポイント

- (地域に)何があるかではなく、どんな人が集まるか！（ヒトノミクス）
- 持続可能な将来像から逆算し、今何が為されるべきかを考える(バックキャストिंग)

#### ①アドプトプログラム

住民団体や企業が里親となり、道路や河川など公共施設の一区間を養子として引き取って、その区間を行政に代わって世話をする仕組み。1985年米国テキサス州で始まる。1989年カリフォルニア州の高速道路で企業名入りの道路標識に出会い、将来日本でも必要と確信。1998年、徳島県に実施を提案したが、企業名入りの看板は道路法に抵触するとの判断が示され、止む無く自主活動として強行実施。1999年10月、県がその必要性を認め、「徳島県OURロードアドプト事業」として事業化され、一挙に全国展開が進む。神山町が日本発祥の地となる。

#### ②神山アーティスト・イン・レジデンス（KAIR）

国内外からアーティストを一定期間招聘して、活動を支援する事業。KAIRは民間主導で1999年に開始され、毎年3名(日本人1・外国人2名)を約3ヶ月招聘している。国内で行われる多くのプログラムが観光客を呼び込むモデルを進める中、①資金が潤沢でない、②専門家がない、という弱点を逆手にとって、独自路線を歩む。遊休施設をアトリエとして活用するなど工夫を凝らし、アーティストたちに最大限の滞在満足度を与えることを主眼に、「日本で制作滞在するなら神山」と呼ばれるような場所づくりを目指した。滞在したアーティストたちの中から移住希望者が始め、1ターナー者がほぼ居なかった町への移住の端緒を拓くことになった。

## 徳島県神山町のふるさとづくり（NPO法人グリーンバレー）

### ⑤神山町移住交流支援センター（ワーク・イン・レジデンス）

2007年より神山町から委託され移住交流支援センターを運営、空き家の紹介など移住希望者の支援を一手に引き受ける。神山町の抱える少子高齢化や産業の衰退などの地域課題解決により貢献度が高いと考えられる子どもを持つ若者夫婦や起業者への紹介を優先している。過去3年にセンター経由で神山町に移住した人の数は、37世帯71名(うち子ども17名)であり、その平均年齢は約30才で、若い世代の移住が目立っている。また地域に雇用が無いから移住者を受け入れられないという問題を解決するため、手に職を持った人を呼び込むワーク・イン・レジデンスというプログラムを実施している。これは、町の将来にとって必要と考えられる働き手や職種の人をピンポイントで逆指名しようという考え方。これを商店街の空き店舗に適用することにより、住民が理想とする商店街に再生できる可能性も合わせ持っている。

### ⑥サテライトオフィス誘致

サテライトオフィスとは本社と同等の業務を行う事が可能な通信設備を備えたオフィスのこと。元々サテライトオフィスというアイデアがあって導入されたものではなく、アーティスト・イン・レジデンスなどで訪れるようになった都市部からのクリエイティブな人材のアイデアや思いの重なって誕生したもので、商店街空き店舗の改修工事に協力してくれていた東京の建築家と繋がりがあったITベンチャー社長が取り組みに興味を抱き、神山町にサテライトオフィスを開設したいと希望したことに端を発している。2013年7月現在、進出企業数は10社となっている。ところで、サテライトオフィスは本社社員が一定期間循環するワークスタイルを取るため、雇用は生まれないと考えられていたが、現在では地域からの新規採用や社員の移住、本社移転や起業など予期せぬ成果を生んでいる。さらにサテライトオフィスの増加によって、そこで働く人のための飲食業(カフェやビストロ)が新規起業が相次いでおり、対個人サービス業の需要が生まれている。

### ⑥求職者支援神山塾

「神山塾は厚生労働省の認定を受けた「緊急人材育成支援事業(基金訓練)」および「求職者支援訓練」として2010年12月に始まった取り組み。イベントプランナー・コーディネーターの養成をめざし、地元の人たちと係わりながら、6か月間の職業訓練を行っており、現在第5期を実施中。これまでに巣立った約60名の卒塾生のうち三分の一以上が町内に残り、雇用されており、クリエイティブな若い人材と呼び込み、地元につなげる役割を果たしている。最近ではサテライトオフィスで雇用される人も出てきている。

### 「創造的過疎」とは、

人口減少というマイナスの現実を与件として受け入れ、外部からクリエイティブな人材を戦略的に誘致することにより、人口構成を変化させ、地域を持続可能に、創造的に変えていこうとするもの。クリエイティブな人材とは、アーティスト、クリエイター、建築家、職人、ICT技術者、ベンチャー起業家などである。また、学校の生徒数が減少すると、教育が原因で過疎化に拍車がかかる。神山町においては2010年に1学年当たり28.9名の子ども数が2035年に12.5名になると推計されている。そこで新たな目標を設定し、シュミレーションを行う。例えば2035年に1学年20名を実現するには、子ども2人をもつ若者夫婦を毎年5世帯受け入れることが必要になり、そのための施策を打っていく。



## 鎌田東二

はじめに

わたしは宗教哲学・民俗学・日本思想史・比較文明学などの学問領域を研究しつつ、この10年あまり、財団法人地域創造と総務省の「地域伝統芸能まつり実行委員会」（発足：1999年、HP；<http://www.jafra.or.jp/matsuri/top.php>、座長：梅原猛）の委員、京都市と市民で進める「京都伝統文化の森推進協議会」（発足：2008年、会長：山折哲雄、HP；<http://www.kyoto-dentoubunkanomori.jp/index.html>）の副会長・文化的価値発信専門委員会委員長、NPO法人東京自由大学（設立：1999年2月、所在地：東京都千代田区神田紺屋町5、HP；<http://homepage2.nifty.com/jiyudaigaku/>、学長：海野和三郎東京大学名誉教授・天文学者）の理事長を務め、いくらかなりと「地域」に関する研究と実践に携わってきた。その中で、ここでは、NPO法人東京自由大学の活動について記しておきたい。

### 1、NPO法人東京自由大学の始まりと展開

1998年5月からわたしたちは「東京自由大学」の設立を準備し始めた。ギャラリーいそがやの代表の長尾喜和子、画家の横尾龍彦、香禅気香道の福澤喜子、映画監督の大重潤一郎、早稲田大学教授の池田雅之、西荻 WENZ スタジオ代表の平方成治、わたしの7人で設立についての話し合いの機会を持ち、設立趣旨、理念、姿勢、方向性、方法、組織、運営などについて意見交換し、そこでの合意をもとに、横尾龍彦を学長に推挙し、新たに作家の宮内勝典、山形大学教授の原田憲一、陶芸家の川村紗智子の10人を設立発起人とし、さらに賛同者22名と意見交換会を持ち、NPO法にのっとって非営利組織として活動していくことを確認し、新しい市民運動としての学校づくりをみんなが参加して行っていこうと話合った。これらの話し合いを持つ前の1998年11月25日にわたしは「東京自由大学設立趣旨」を次のように書いた。

<21世紀の最大の課題は、いかにして一人一人の個人が深く豊かな知性と感性と愛をもつ心身を自己形成していくかにある。教育がその機能を果たすべきであるが、さまざまな縛りと問題と限界を抱えている既存の学校教育の中ではその課題達成はきわめて困難である。

そこで私たちは、私たち自身を、みずから自由で豊かで深い知性と感性と愛をもつ心身に自己形成してゆくための機会を創りたいと思う。まったく任意の、自由な探求と創造の喜びに満ちた「自由大学」をその機会と場として提供したいと思う。

私たちは、特定の宗教に立脚するものではないが、しかし、宗教本来の精神と役割は大変重要であると考えている。それは、それぞれの歴史的伝統と探求と経験から汲み上げてきた叡知にもとづいて、人間相互の友愛と幸福と世界平和の希求と現実に寄与するものと考えられるからである。私たちはそれぞれの宗教・宗派を超えた、「超宗教」の立場で宗教的伝統とその使命を大切にしたいと願う。そして、人格の根幹をなす霊性の探求と、どこまでも真なるものを究めずにはいない知性と、繊細さや微妙さを鋭く感知する想像力や感性とのより高次元な総合とバランスを実現したいと願う。

そのためにも、何よりも自由な探求と表現の場が必要である。自由な探求と表現にもとづく交流の場が必要である。

そして、その探求と表現と交流を支えていくための友愛が必要である。探求する者同士の友愛の共同体が必要である。私たちが生活を営んでいるこの大都市・東京のただ中に、魂のオアシスとしての友愛の共同体が必要なのである。

かくして私たちは、この時代を生きる自由な魂の純粋な欲求として「東京自由大学」の設立をここに発願するものである。

「東京自由大学」では、「教育とは本質的に自己教育であり、自己教育は存在への畏怖・畏敬から始まる。教師とは、経験を積んだ自己教育者であり、それぞれを深い自己教育に導いてくれる先達である」という認識から出発する。そして、(1) ゼロから始まる、いつもゼロに立ち返る、(2) 創造の根源に立ち向かう、(3) 系統立った方法論に依拠しない、いつも臨機応変の方法論なき方法で立ち向かう、をモットーに、勇気をもって前進していきたい。組織形態、運動体としては NPO（非営利組織）法下のボランティア・スクール法人として運営および活動をしていきたいと準備している。

また地震など、災害・事件時のボランティア的な互助組織として機能できるように行動したい。自由・友愛・信頼・連帯・互助を旗印に進んでいきたい。みなさんのご参加を心待ちにしています。 1998年11月25日 鎌田東二>

こうして、設立以来、15年の活動を、荻窪、西早稲田、神田と場所を変えながら、継続してきた。現在は、学長を海野和三郎（東京大学名誉教授、天文学者、87歳）、理事長を鎌田東二（京都大学こころの未来研究センター教授・宗教哲学・民俗学、62歳）を務め、20名ほどの運営委員が中心となり運営している。

## 2、東京自由大学の活動

東京自由大学のカリキュラムについては、わたしたちは最初、5つの柱を立てた。①日本を知るコース：わたしたちはどこからきたか？歴史の認識、②社会を知るコース：わたしたちはどうしているか？世界の洞察、③宇宙を知るコース：わたしたちはどこにいるのか？自然の叡知、④芸術・創造コース：わたしたちはなにができるか？創造の秘密、⑤身体の探求コース：わたしたちはなぜうごくのか？身体の発見。

この5つのコースは、今、①人類の知の遺産、②21世紀世界地図、③アートシーン 21、④震災解読事典、⑤現代霊性学講座、⑥ボディワーク、⑦(山尾)三省祭り、⑧大重潤一郎監督作品上映会、⑨島菌進ゼミ、⑩自由ゼミ、などとして継承展開されている。これまで NPO 法人東京自由大学で行なった講座などの一端は、『著名人が語る<知の最前線>』全8巻（中沢新一、姜尚中、木田元他）リブリオ出版、2007年、井上ウィマラ・藤田一照・西川隆範・鎌田東二『宗教は世界を救うか』地湧社、2012年、鎌田東二『古事記ワンダーランド』角川選書、角川学芸出版、2012年などとして刊行されている。

東京自由大学は、地震や災害やさまざまな事件など起こったときに、お互いに見も知らない者同士でも助け合い、支えあっていくことのできるような互助組織でありたいと願って設立された。人があらゆる垣根を取り払って互いに助け合い、支えあっていけることを阪神淡路大震災がわたしたちに教えてくれたことが設立基盤となっている。このような方向性で、東日本大震災後の東北被災地を巡り、地元の方々と交流したり、日本全国のみならず、海外の地域の方々とも交流していくような合宿を実施している。

この時代にそれぞれ一人一人が内なる創造力を発揮することができたならば、人間も社会も深化と成熟を遂げることができると信じ、夢を現実に実現していく共同の作業場として活動を継続し、20代、30代、40代の次の世代にバトンタッチしていく準備をしている。



## 岸川政之

### 《高校生と地域との交流事例》

三重県多気町は松阪肉で有名な松阪市の隣町であり、伊勢神宮のある伊勢市にも車で30分の人口1万5千人あまりの町です。私たちのいろいろな取り組みの中から、今回は高校生と地域の交流事例として以下の3つをご紹介します。

#### ・高校生レストラン「まごの店」 & (株)相可フードネット「せんぱいの店」



「まごの店」を運営する相可高校調理クラブ



OBが運営する「せんぱいの店」

「まごの店」は三重県立相可高校食物調理科生徒が運営する調理実習施設として、H14年10月『多気町五桂池ふるさと村』にオープンした。

現在の店は、H17年2月に県内高校の建築科生徒に『料理家を目指す高校生の夢を、建築家を目指す高校生が形にする!“その夢”を住民や行政などの地域が応援する!』を基本コンセプトに設計コンペを依頼し、その最優秀作品をもとに建てられた。

高校生の真剣な取り組みは各方面から高い評価を受け、2011年5月には「高校生レストラン」という題でTVドラマ化もされ、また2008年8月には同科OBの受け皿として(株)相可フードネット「せんぱいの店」がオープンし、現在は3店舗(従業員30名)を展開する会社として、地産地消・雇用確保の面からも地域活性化に貢献している。

#### ・第1回 全国高校生“S”の交流フェア(2013)

全国の食や職に関わる高校生を中心に、“S”をキーワードとして“取り組みの発表”“開発した商品の紹介・販売”などを行い、互いを評価しながら進化していくことを目的とした交流事業である。

このフェアは、以下の2つに部門で構成されている。

##### ①高校生国際料理コンクール

海外(5カ国)の高校生と三重県立相可高校を含め、全6カ国9チームが相可高校を舞台に交流しながら、料理の技を競い合う。

(次年度からは、国内の高校生料理コンクールとして継続していく。)

##### ②全国高校生スクール“S”セレクション

北海道から沖縄まで全12校が参加し、多気町民文化会館にて各校の取り組みや開発商品などを展示即売を行い、交流しながら評価も受ける。

①②とも交流に重きを置きながら、それぞれの取り組みや技術、開発商品



などに審査員による客観的な評価を受ける。(ただし、順位を重視するのではなく、モンドセレクションのように商品や取り組みの完成度を金銀銅などで評価する)

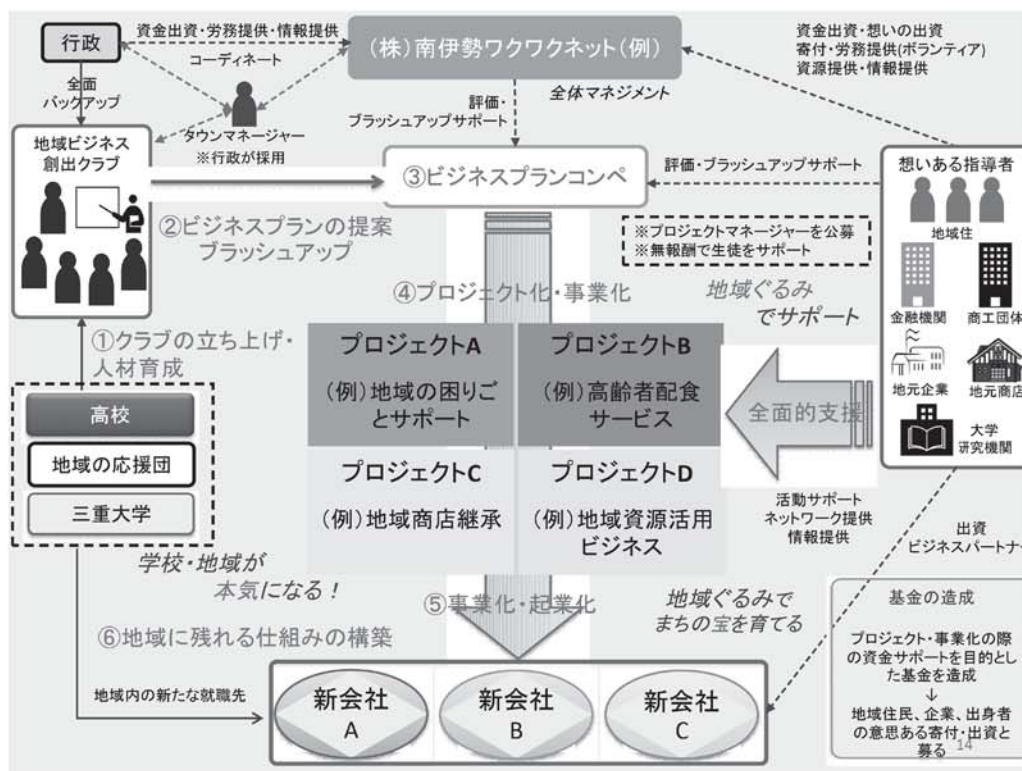
また、このフェアは毎年継続的に開催していく予定である。

“S”とは・・三重県多気町には高校生レストラン「まごの店」を運営する県立相可高校食物調理科や、企業との協働でハンドジェルなどのコスメ商品を開発し高い評価を得ている生産経済科がある。その「食物調理科」「生産経済科」あるいは関連キーワードの「食」「生」「職」をローマ字にした時の頭文字である“S”は、「School」「Student」「Social Business」「Smile」「Sun」「Sustainable」「Super」など、未来に続く素晴らしい言葉にも繋がっていく。

### ・高校生による地域ビジネス創出事業

人口減少が進む地方のひとつの取り組みとして、その地域の高校生が中心となり、行政や民間の協力の下、地域資源を生かしたビジネスを立ち上げ、自ら働く場を確保することで、地域に残り「ふるさと」を守っていくという取り組み。

現在は北海道三笠市、三重県南伊勢町、沖縄県宮古島市でそれぞれで特色ある取り組みが進んでおり、「若者の地域定着」「地域活性化」「郷土愛の醸成」などの効果が期待されている。



三重県南伊勢町での「高校生による地域ビジネス創出事業」のイメージ図

# 木下 齊

## AIA AREA INNOVATION ALLIANCE

### 1 代表のメッセージ



私は地域活性化という分野で学生時代から色々やっています。継続してきたからこそ少しずつ見えてきた世界があります。それは、持続する事業としてのまちづくりを生み出すこと。しかし、我々の暮らす地域の衰退の深刻度は待たなしです。自ら率先垂範する方に武器を提供し共に戦う。それが我々AIAの役目だと思っています。

### 2 一般社団法人エリア・イノベーション・アライアンス企業データ

【代表理事】 木下 齊

【理事】 網嶋 信一、南 良輔、服部 彰治、  
風見 正三、矢部 拓也、高橋 孝次、  
熊 紀三夫、村瀬 正尊

【設立年】 平成21年11月1日

【業務内容】 ・まちづくり会社の事業開発  
・まちづくりに関する情報発信

- 【展開事業】
- 1) エリア一体型ファシリティマネジメント
  - 2) 現代版家守事業
  - 3) ストリート広告/エリアマネジメント広告のネットワーク化
  - 4) 共同決済端末事業展開の水平展開
  - 5) 全国まちづくり事業拠点「マチキチ」等の展開
  - 6) 研修事業「エリア・イノベーターズ・ブートキャンプ」
  - 7) 国際連携プロジェクト
  - 8) その他民間企業との連携事業展開

### 3 業務内容

#### アライアンスパートナー制度

全国10都市を超えるアライアンスパートナーと共に、成果報酬型を基礎とした合同事業開発を推進。真剣に事業に取り組む地域と共にリスクを共有した事業開発を行うことで、現場でのノウハウを蓄積し、新たなパートナーへのプログラム改善に活かしている。

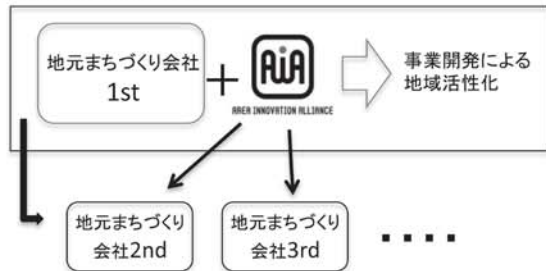
#### 【アライアンスエリア】

- ・札幌大通まちづくり株式会社
- ・株式会社まちづくり五稜郭
- ・株式会社肴町365
- ・株式会社machimori(熱海市)
- ・名古屋駅地区街づくり協議会
- ・株式会社湯のまち城崎
- ・一般社団法人まちづくり役場としま
- ・高松丸亀町TCM株式会社
- ・株式会社北九州家守舎
- ・一般社団法人長崎サービスアンドディベロップメント
- ・熊本城東マネジメント株式会社
- ・株式会社タウンマネジメント石垣

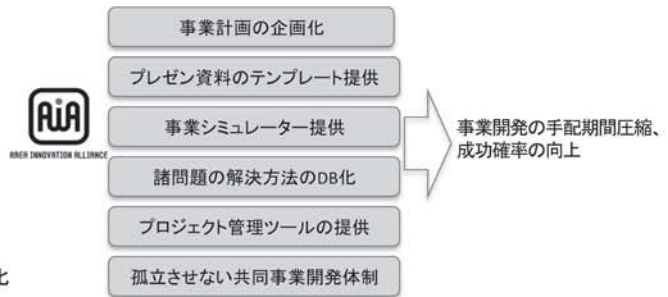


#### アプローチとメカニズム

まちづくり会社とAIAがツーマンセルで事業を開発。時にはゼロからのまちづくり会社設立を共に行う対象地区を1つの会社と見立て、資金循環を作り、経済活性化を実現する



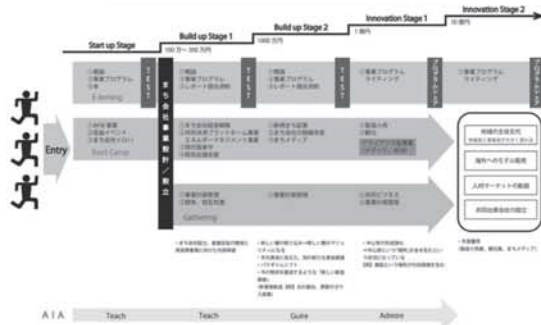
初回は投資を含めて事業開発し、そのプロセスや必要文書のフォーマットを作成。事業計画が規格化され、現地マネージャーの説明資料、シミュレーター。契約業務資料などの文書化を終えているため、労力が掛からない。



アライアンスファシリティマネジメントについては、初回の熊本城東マネジメント株式会社においては構想期間に地元での研修などの事前能力開発に時間を投与。その後は各地域での開発プロセスから得た知見でプログラム化を徐々に進めていき、開発期間の短縮化が図られている。以下の通り、実際にアライアンス効果も認められている。



#### まち会社の成長スピードに合わせた展開





## 4 課題に対する対策

### 各まちづくり会社との事業開発事例

#### 熊本城東マネジメント株式会社

##### 生産性改善による中心市街地の再生

中心市街地に立地する中小のビル経営や店舗経営においてはより多くの売上を上げ、再投資に向けた余力を作る必要がある。熊本城東マネジメントでは各種契約を一括的にとりまとめ、委託業者と交渉することでコスト削減を実現。さらに持続的なまちづくり事業を支えるため、削減資金の1/3をまちづくり基金として積み立て、集客改善に役立てている。

##### 売上高14%のファシリティコストにメス

生産性を改善するため、ビル経営・店舗経営にかかるファシリティコスト(建物関連費用)は、売上高比率で約14%に上ると言われている。まずはビル・店舗に共通する一般事務系ゴミ処理費用にメスを入れた。スピードを重視し、すぐ合意できた55店舗からスタートし、現在は146店舗に拡大。さらに単に契約見直しだけでなく、コンポスト化による減量、EV保守、消防設備点検へと改善対象を拡大し、検討している。

146店舗で年間約430万円の改善、さらに拡大  
2008年9月から本格開始し、初年度には1,754,489円の削減。2010年7月末までに4,229,132円の改善を達成した。加盟店が増加した事で現在では一般事務系ゴミ処理費用の改善だけで年間約430万円の規模となった。さらに対象事業を追加することで、改善規模は常に拡大していく予定となっている。また「まちづくり基金」を活用し、清掃活動NPO支援、集客事業としてストリートアートプレックスの機材支援などを順次行っている。



### エリア・イノベーターズ・ブートキャンプ

全国におけるまちづくり事業開発を一気に進めるため、第1回@アーツ千代田331(2011/5/13-15)、第2回(2011/12)を実施し、その後もAP向け、被災地向け、スタートアップ向けに開催。

内容は従来の話を聞いて終わるセミナーではなく、全国で収益を生み出すまちづくり事業開発がある3名(木下氏、清水氏、岡崎氏)が共にてを動かす「事業開発」に特化した2泊3日の合宿。戻ってから半年での事業かを約束に進めている。



### メディア対策

会員を対象に毎週メールマガジン「エリア・イノベーション・レビュー」を配信。最新のまちづくり事業を題材にして毎週木曜に情報発信を行っている。また毎月AIAで取り組んだ事業経験や情報分析をもとにテキスト・レポートとして、各課題疑問に対する解決策やノウハウ、各種政策分析レポートを配信。まちづくりの事業開発のきっかけになる、参考になる著作(木下氏の個人著作含め)も推薦図書としてHP内で紹介している。他にもTwitterやFacebookにてまちづくりに関する情報や格言を毎日数回発信し、個人レベルのまちづくりに対する意識向上に貢献している。

### 長崎浜んまち商店街振興組合連合会

#### 決済端末を共通化し、7年間で3億円の手数料削減、毎年約1000万円の利益

クレジット、デビットカード、電子マネー、銀聯カードなどの端末を一括導入し、端末コストと決済手数料率を低減。7年間で3億円の手数料を削減、平均年間1250万円の利益を確保している。これらの利益は活性化財源として利用するもの、次期システム投資を行うための内部留保するものに区分している。また決済手数料の一部を活性化財源として確保し、各種地域内投資に利用している。銀聯カードが利用可能であることを活かし、中国人観光客誘致で1億円以上の域内収入増加を毎年確保している。

#### 域内収支の定量把握をもとに対策を講じる。

各種カードの電子決済情報の統合情報が把握できることで域内収支の定量的把握が可能に。クレジットカード等の利用率は大きく変動しないため、クレジットカードの利用額から全体の売上高推移を推測することができる。それら情報をもとに隔週で各加盟店店長などが集まる会議を開催し、販促企画などの打ち合わせをしている。



#### まちづくりテキスト



## 5 未来に向けて

AIAでは国際展開に向け少しずつ動き始めています。今春には、イギリスを訪問し、欧州のエリアマネジメント組織のアライアンス組織であるATCMと連携に向けた協議を開始しています。

どうしてこうした動きをはじめたのか。課題先進国の日本だからこそ、同じ成熟期を迎え、今後、少子高齢化が進んでいく海外へ向けて、縮退社会におけるまちの経営モデルを提供しながら、現地と新しい事業開発をしていくことも将来の視野に入れることができるはずだからです。日本から海外の現地にまちづくりマネージャーがサポートに行く。そんな人材流動だって起こせる時代になってきています。目指すは、まちづくりの産業化。そんな未来をこの日本から切り拓いていけたらと思います。

## 後藤孝典

I ターン者らが中心となり、目的と手段が明確な法人設計に基づき活動する  
『一般社団法人田代島にゃんこ共和国』の例 <http://nyanpro.com>



東日本大震災で壊滅的被害を受けた石巻湾に浮かぶひょうたん型の島、「田代島」に、全国から義援金1億5000万円が集まった。島は、面積3平方キロメートル強、別名「猫の島」として知られる。かつて大規模漁業で栄え、漁業で賑わったかつての島には、猫を大切にする島民文化があり、昭和30年代には1000人を超える住民が住んでいたというが、今は50人ほどいるかどうか。住民にかわって猫が130匹ほど住んでいる。年齢の若い者は、I ターン者が中心。平均年齢約70歳。60歳以下の者は10人余り。

学校も無い限界集落であるこの島に、多くの義援金が寄せられた背景には、猫島を取り上げるテレビ番組を見てこの島を知った年間1万人を超える猫好きの観光客がいたことだ。ところが、復興のために、だれが、どのように、何を、どこまでやったら良いのか決断できず、復興事業を実行する前に不祥事が起こりかねないので対策を考えて欲しいとの相談が私の元に届いた。

大勢から集まったお金をボランティアで管理し目的を達成する重圧は計り知れないものであると理解した私は、島民に田代島漁業共同組合センターに集まってもらうよう呼びかけ、一般社団法人という法人格を使う方法が良いと提案した。会議はのっけからお金を集めたことをも含めた批判の声で渦巻いたが、私が専門家の目線から法人の法的性質、機関設計の在り方を説明するにつれて一定の理解を得ることができ、一般社団法人田代島にゃんこ共和国が設立されるに至った。

集まった資金は、津波で流されてしまった島のトイレや牡蠣剥き場施設の再建や、猫達の健康管理のための食費医療費にあてられている。ブログを通じ島の様子を写真付きで公開し、愛猫家らがコメントを寄せる。島を訪れた観光客はブログでよく見る顔の島のボランティアに気軽に声をかけ、ボランティアは、支援者の声を聞くことができ、前を向いて復興のための活動を行うことができるというコミュニティが形成されている。10年、20年後も、猫好き達が愛着を持つ心のよりどころとして島民とともにふるさとを作り出していくことだろう。

下の写真：右 牡蠣の養殖の様子、中 トイレ再建の建前、左 復旧完成した立派なトイレ



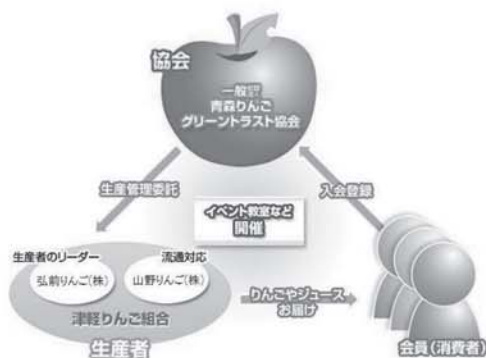


持続可能な農業に取り組む『一般社団法人青森りんごグリーントラスト運動』の例  
<http://www.gr-trust.org>

青森県岩木山の麓に広がる弘前のりんご農地は、原生林マルバカイドウを台木とした接ぎ木という技術を基礎としている農家が多い。りんごの成木は15年以上の手間と時間がかかり、高さ4メートル、直径8メートルに枝葉を伸ばし、円筒形の美しい形をしている。いま、岩木山麓に広がる美しい風景は、毎年約400haの割合で減り続けている。この立派な木が切られ、丸太にされて畑に転がされている様子を見るのは実に悲しいものだ。ひとたび耕作放棄をすると害虫が周囲のりんご農家に悪さをするために、長年かけて育ててきた樹を伐採せざるを得ないという。後日、りんご生産を始めようと思っても、大きくて甘いりんごを生産するための今の技術・ノウハウは急速に失われてしまうだろう。

農家の多くは生活費や生産費を補うために借入れをし、農地を担保にいられてしまっている。りんご農家がすっかり貧しくなった大きな原因は、消費者の購入代金の30%程度しか農家の手に渡らなくなっているからだ。この背景には、りんご流通業者の激変によって消費者購入価格の低下と大規模小売企業の巨大化に生産者の生活圏が軽視されてしまった経過がある。

りんご農家の経済的条件を取り戻すには、消費者が生産価格を直接負担すること、つまり、流通を通して買うのではなく、直接生産してもらうことだ。私は構想を練り、青森りんごグリーントラスト運動を立ち上げた。都会でりんごの木を守ろうとする者を集め、農家が1本の木からりんごを生産するのに足る1年間の費用を算出し、持続的に「再生産していくことのできる価格」で消費者が農家にりんご生産を委託し、生産されたりんごを受け取る、このようにしてりんごの木を守り残そうとする運動である。この運動に農家の側から中心的に取り組んでいる者は、GAP（Good Agriculture Practice、適正農業管理、ヨーロッパ発の管理基準）に先駆的に取り組み、ドバイ、スイス、中国等世界へのりんごの輸出にも積極的で、低農薬への取り組みや、工業化（第6次産業化）等多方面で活躍する者である。このような人材を社会的に活用していくことが、ふるさとづくりの一つの鍵となるだろう。



ふるさとづくりは旧街道からはじめよう

弁護士として地域に根ざした中小企業の再生支援を行ってきた経験から、再生の鍵は常にその事業を継続したいと意欲し努力する担い手がいるか否かで決まると言える。専門家であっても事業の担い手にはなれない。モノと人を束ねて経済活動をする者がいなければ、ふるさとは輝いてこない。紹介例では、地域に根ざした素晴らしいふるさとの担い手がおり、私は法律家として知恵を絞ったにすぎない。優秀な担い手は、飛鳥時代から全国に建設され東海道、東山道など七つの古代官道や江戸時代の旧街道そいに、全国にすでに存在している。それら特定の旧街道に関する歴史、文化、地場産業等について知識を有している者が「ふるさとづくり開拓使」として、それら担い手を育て、組織化し、諸活動の永続化を担保する人物に育成することを期待したい。国は、「ふるさとづくり開拓使」が仕事しやすい法的環境づくりをすべきだ。このようにしてかつて旧街道沿いに発展してきた地域の文化や歴史が、誇りあるふるさとの中核に育っていくのだ。

# 殿村美樹

## 自律的な地域活性化の仕組みをつくるために、PR戦略で「ほめる」

「変わらなければ」、または「イノベーションしなければ」と言われても、なかなかできない。

「新しいこと」を自らできる人は一部にすぎない。  
大半の人々は、「何もしない」「受け身」が一番うれしい。＝ だから、なかなか全体が活性化しない。

自分たちは、実は、すでに、凄い宝物を持っていたんだ！と、気づいてもらう。

時代の価値観とマッチする資源を発掘して、メディアを巻き込んでほめる = 地方発ブームの火つけ

排他的な風土がプラスに働いて、自律的な「プラスのスパイラル」が生まれる。

時代に合った「ふるさとの価値観」が形成され、新しい歴史をつくっていく。

## 【事例1】ご当地バーガーの先駆け・長崎県佐世保市「佐世保バーガー」PR戦略

長年、造船と国防のまちだった佐世保市に1992年、大型テーマパーク「ハウステンボス」がオープンし「観光のまち」への転換施策が求められたことを発端に、米軍基地ゆかりの食文化「佐世保バーガー」を中心としたPR戦略が、ほとんど観光ノウハウのないまちに地域活性化のムーブメントを喚起した。

### 1. 目的

1992年の「ハウステンボス」オープンを機に、造船と国防のまち佐世保市へ観光客を誘致すること。

### 2. PRターゲットの選択

佐世保市に根付く、米軍基地ゆかりの食文化「ハンバーガー」。  
当時、ハウステンボスが打ち出していた「高級欧風文化」と対照的な「アメリカのB級グルメ」であり、佐世保市オンリーワンの食文化。ハウステンボスと競合せず、「ハンバーガー」を観光PR戦略の中心に据える決定的要因になった。



### 3. 問題点

当時の佐世保市には米軍基地への関わりを避けたい意向が強かったため、ハンバーガーをPRすることには消極的だった。

### 4. 実施したプラン

ハウステンボス主導で「アメリカとヨーロッパを二泊三日で楽しむ佐世保の旅」と銘打って、佐世保に根付くハンバーガーを前面に押し出したツアーを企画し、全国メディア約50社を取材誘致。全国に集中報道を喚起した。

### 5. 結果

佐世保市の方針と体制が一転。「佐世保バーガーは地元が誇る郷土食」と誇りを持ち、「自分たちで守り育てる」気運と体制が生まれ、「佐世保観光コンベンション協会」を設立、積極的な観光PRを行うようになった。



## 【事例2】ゆるキャラブームを生んだ、滋賀県「ひこにゃん」PR戦略

2007年、国宝・彦根城が築城400年を迎えることを機に地元の彦根市では「国宝・彦根城」の魅力を堪能できる歴史イベントで構成する「彦根城築城400年祭」が計画された。しかし滋賀県は「この内容では観光客は来ない」と懸念、具体的に観光客を呼び込むためのPR戦略を求めた。

### 1. 目的

「彦根城築城400年祭」に観光客を誘致して、地域活性化をはかる。

### 2. 当初の状況

地元の彦根市は彦根城を第一に考えるため、城マニア向けの歴史イベントを数多く企画していた。  
しかし滋賀県は客観的視点で「これでは観光客は来ない」と懸念。  
当事者の彦根市ではなく、滋賀県の主導で観光客誘致作戦を展開することになった。



### 3. PRターゲットの選択

観光をリードする女性の関心をひく資源として、400年祭のマスコットキャラクター「ひこにゃん」に注目。  
ちょうど少子化で、母性本能を持って余している女性を惹きつけるにはピッタリと判断した。  
※2007年当時、子どもを産みたたくても産めない女性が急増。母性本能持て余し状態。

### 4. 実施したプラン

マスコットを前面に出す「ひこにゃんと楽しむ2007年彦根の旅」を企画して、女性記者たち約50人を取材誘致する「プレスツアー」を実施。「ひこにゃん」に案内させ、「ひこにゃん」を前面に出した集中報道を喚起した。

### 5. 結果

「ひこにゃん」目当ての観光客が激増し、彦根城第一だった彦根市が「ひこにゃん」を前面に出して観光客を誘致する体制をとるようになった。  
また、400年祭終了後も「ひこにゃん」は彦根市のイメージキャラクターとして活躍することになり、地元で守り育てる気運と体制が定着した。  
添え物扱いだったイメージキャラクターを前面に出して大成功した「ひこにゃん」は、全国の自治体の注目を集め、「ゆるキャラブーム」に発展していった。

## 【成功の秘訣】 客観的な視点を受け入れ、目に見える「象徴」をつくる

地域活性化の仕組みには「客観的視点」と「目に見える象徴」が不可欠である。

「佐世保バーガー」は佐世保市ではなくハウステンボス、「ひこにゃん」は彦根市ではなく滋賀県という客観的な視点を受け入れる環境が整っており、それぞれが、目に見える「象徴」であることが成功の秘訣だった。

いずれも、地元の当事者からプロジェクトを主導したり、歴史など目に見えないものを象徴としていたら、ムーブメントは起こらなかったであろう。

「自分のことはわからない」と言うが、地域活性化にも同じことがいえる。地元を大切に思う人々ほど、独自のこだわりが強く、客観的視点を受け入れられずに深入りしすぎて、わかりやすい象徴には目が向かない。

「よそものの視点を受け入れて、これまでの常識を超えてみる」とすると意外なものが注目され、客観的にほめられて、地元の誇りを取り戻すことが可能になっていく。

これからの地域活性化のヒントになれば幸いだ。

## コウノトリと共に生きる ～ 豊岡の挑戦 ～

人口規模は小さくても、世界の人々に尊敬され、尊重されるまち、“小さな世界都市”をめざして、豊岡は挑戦を続けます。

平成17年（2005年）9月、日本の自然界で一度は姿を消したコウノトリが、40年に及ぶ人工飼育を経て、再び豊岡の空に羽ばたきました。一度消滅した野生動物を飼育下で繁殖させ、かつての生息地である人里に帰していくことは、世界でも例のない壮大なプロジェクトです。膨大なエネルギーとコストをかけて、それでも豊岡がコウノトリの野生復帰の取組みを続けてきたのはなぜか。豊岡は何を目指しているのか。

### コウノトリとの“約束”を果たす

私たちは、絶滅の危機に瀕していたコウノトリを救う最後の手段として、野生のコウノトリを捕獲して人工飼育する道を選びました。コウノトリを檻の中に閉じ込めたとき、「いつか、きっと空に帰す」と約束しました。約束は果たさなければなりません。



### 種の保存に関し、国際的な貢献を行う

コウノトリの数は世界でわずか3,000羽程度にまで減っているといわれています。コウノトリが安心して生息できる環境を保存・再生・創造していくことにより、日本最後のコウノトリの生息地として果たすべき国際的役割を担っていきます。



### コウノトリも住める豊かな環境をつくる

コウノトリは里の自然生態系の頂点に立つ肉食の鳥です。コウノトリが野生で生息するためには、里山や田んぼ、川や水路に多様で膨大な生きもの（エサ）がいる「自然環境」が必要です。

また、私たちの心と体に深く染み込んだ生活様式と価値観が、環境を破壊しコウノトリを絶滅に追い込んでいきました。コウノトリを暮らしの中に受け入れていく「文化環境」を再生することも必要です。

コウノトリも住める豊かな自然環境・文化環境は、人間にとっても持続可能で健康的に暮らせるに違いありません。





## 環境経済戦略

環境を良くする取り組みと経済活動が、刺激し合いながら高まっていく。“環境と経済が共鳴”するような地域を創りあげる。

～ ねらい ～

- ① 持続可能性  
経済効果を生むことにより、持続可能にする。
- ② 自立  
地域が経済的に自立する。
- ③ 誇り  
環境によって成り立つ地域に誇りを感じる。

### I 環境経済型企業の実践

環境を良くする取り組みが経済効果を生む。経済効果が生まれるから環境を良くする取り組みが活発になる。その結果、さらに経済効果が高まる。

(事例)

太陽電池の製造



### II 環境創造型農業

農薬や化学肥料に頼らず、田んぼの様子を見抜き、農業をしながら多様な生きものを育む「考える農業」

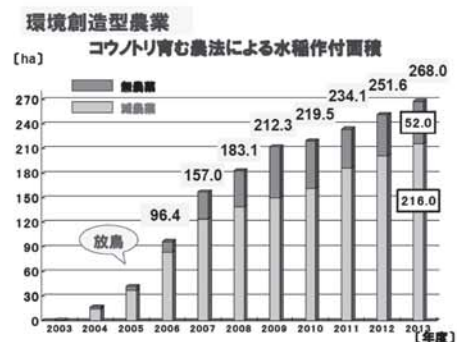
(事例)

コウノトリ育む農法



おいしいお米と、コウノトリのエサとなる生きものを同時に育む

[栽培面積の増加]



### Ⅲ コウノトリツーリズム

- コウノトリをはじめとする豊岡の自然、歴史、文化を知る、楽しむ
- コウノトリ野生復帰を学び、参加する

(事例)

市立コウノトリ文化館



〔環境学習〕



平成17年(2005年)の放鳥を機に、コウノトリ文化館の入込客数は、12万人から30万人と3倍に増加しており、観光客の支出に伴う経済効果は年間約10億円程度になると試算されています。

また、生きもの調査などの環境学習、湿地内の清掃・除草作業の環境活動など豊かな自然を活かした体験型プログラムの実施などを通じたコウノトリツーリズムも展開し、多くの人々に豊岡の魅力を発信しています。

## 濱田 純

### 教育分野における取組事例：秋田県教育委員会 「ふるさと教育」

#### 「ふるさと教育」のねらい

ふるさと教育は、幼児児童生徒が郷土の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、そこで得た感動体験を重視することによって、①ふるさとのよさの発見 ②ふるさとへの愛着心の醸成 ③ふるさとに生きる意欲の喚起を目指すものである。重点事項：○豊かな心と郷土愛○自ら学ぶ力○高い志と公共の精神

#### 「ふるさと教育」全体計画の作成

- 各学校においては、ふるさと教育の取り組みが盛り込まれた、各教科等の年間指導計画を作成 ふるさとが学びのフィールド（地域・学校・企業等）
- ふるさと教育の方針等を示した保護者・地域向けのパンフレットを作成

#### 全校種における取組の概要

平成5年度から学校教育共通実践課題として取り組んでいる。  
各教科：国語…民話や伝記の読み聞かせ等。  
社会…地域の工場、商店等の見学等。  
音楽…県民歌、民謡の歌唱等。  
英語…ふるさとの紹介等。（他教科省略）  
道徳：郷土の自然愛護、先人等。  
特別活動：郷土の未来を語るフォーラム等。  
学校行事：郷土の自然・人とのかかわり等。

#### 生涯学習等での取り組み

- ※「あきたふるさと学講座」を全県各地で展開
- ※平成18年度からあきたふるさと検定を実施（2899人受験、合格率63%）

# 総合的な学習 で地域が動く



## ふるさと未来フォーラム

小学校

走れ！内陸線 いつまでも

大学

秋田内陸線を日本のモデルに

秋  
田  
内  
陸  
線

中学校

アド街ック天国 阿仁

高等学校

車窓から見える内陸線の未来  
～トレイン・ミーティングの報告～



# 原 範子

## 郷土食の継承

### 活動の主旨

日本型食生活の基盤である郷土食は、長い歴史を経て人の心と身体の健康を維持してきましたが、食の変化にともない、郷土食の希薄化が進んでいます。これらの状況を踏まえ、子供達や消費者に食と農の教育活動、地産地消、地域食材を活かした時代に合わせた郷土食の研究・継承・普及活動等をすすめています。

### 食農教育・郷土食の伝承活動（銚田地域いきいき女性の会）

#### 【目的】

農作業体験、本物の味体験、郷土の味体験等による安全・安心の理解、顔の見える関係づくり、農業の理解促進



小学生のピーマン収穫体験

小学生からの体験お礼の手紙



ピーマン紙芝居と消費者交流での実演



地元野菜を使ったいきいき郷土料理講習会

### やさい食べよう350(さんごーまる)運動（いばらき農村女性ネットワーク）

#### 【目的】

1日に3(さん)皿、5(ごー)種類以上の野菜を350g以上食べて、病気は0(ゼロ)をめざす

いばらき農村女性ネットワーク会長  
茨城県女性農業士  
原 範子

〒314-0241  
茨城県神栖町光原 12703-4  
TEL 0479-46-1087 FAX 0479-46-1142  
E-mail: 350@350.or.jp

「350g」は、1日に必要な野菜の摂取量です。  
健康成人20歳以上における野菜摂取量の1日当たりの平均値は、男性301.5g、女性299.4gで不足しています（H19調査）。

「350g」を食べるには…  
1食分（約120g）は、まものなら5握りいっぱい、加熱したのなら片手分です。  
1日3食、手裏り、茨城の美味しい野菜をたくさん食べましょう！

名刺による350運動の啓発と普及



イベントでの「やさい食べよう350運動」のPR



県内地域野菜で作るおいしいレシピ集作成による啓発と普及

# 農業から発信する都市農村交流活動の関わり

## 活動の主旨

いばらき農村女性ネットワークでは、農村の豊かな地域資源を活かした交流活動により、農業の良さ、郷土の良さを伝え、農村やふるさとを大切にする心を育てる活動をしています。

## グリーンツーリズム・都市と農村の交流活動 (古河市 食遊三和の活動事例から)

### 【目的】

- ・食遊三和のメンバー各々がもつ知識・技術を結集し、おもてなしの心を大切にしなが、食と農の理解促進、いやし、潤いの提供、都市農村交流活動を実践
- ・自分達の食材でおもてなしを提案



いばらき農村女性ネットワーク会員と食遊三和の活動事例交流会



馬小屋を改造した体験室



教育ファーム「ハーブを楽しみましょう」による消費者とのハーブの寄せ植え体験交流



子供に対するこだわりの羽釜炊きご飯づくり体験



消費者とのハーブ石けんづくり



## 大 潮 祭

### ◆大潮祭

神栖市（旧波崎町）の漁業は、古くからイワシ・サバに代表される沖合・沿岸漁業と、利根川でのシジミ漁などの内水面漁業が行われてきた。利根川河口の景観を望む手子后神社は、地元の漁船はもちろん、立ち寄る漁船などあらゆる船の海上安全を見守ってきた。

大潮祭の起源は、江戸時代にまでさかのぼる。当時、飯沼村（現在の銚子市）の勘左エ門が干鰯場の税金を上げたため、怒った漁民が現在の波崎地域に引っ越してきた。この頃から「大潮祭」は本格的な祭として行われたとされてる。現在も、旧暦の6月15日に近い土・日曜日に、航海の安全と大漁、五穀豊穡を願う祭りとして執り行われている。

#### 【宵 宮】

本宮に先立ち、前日の夕方から東町にある神輿を手子后神社へ移す宮入りを行う。夕方、神輿が東町を出発し、手子后神社までの沿道を練り歩き、鳴り物が、神輿を先導するように囃し立て、沿道には、提灯が灯り、祭りの雰囲気盛り上げる。

#### 【本 宮】

##### 本宮 宮出し・神輿渡御（みこしとぎょ）

手子后神社で、祈祷を行った後、心地よい笛の音と、勇ましい太鼓の響きとともに、神輿は一日かけて街を練り歩く。

##### お浜おり・お塩汲 みの儀ぎ

神輿は波崎漁港へ向かい、海から汲み上げた水を神輿へかけて豊漁と安全を祈願する儀式。昔は、浜辺まで神輿を担ぎ、そのまま海へ入って清めたそうです。そのため、神社から海へ向かうことを今も「お浜おり」と呼ぶ。

##### 宮入り・入御（にゅうぎょ）の儀ぎ

街中を練り歩いた神輿は、夕刻、再び手子后神社へと戻っていき、宮入りが済むと、神輿は納められる。



## 耕作放棄地を活用したふるさとづくりについて

～茨城県常陸大宮市・J A茨城みどり枝物生産部会の活動～

### ◆取組地区の現況

常陸大宮市は地域の多くが中山間地であるため土地条件も悪く、生産者の高齢化の進行や労働力不足に伴い耕作放棄地が増加した。

### ◆取組の概要

- ・平成16年に那賀地区枝物部会を設立し、高齢者や女性にも比較的作業の容易なハナモモ栽培の開始
- ・平成17年にJ A茨城みどり枝物生産部会を設立  
ハナモモ、ハナウメ、サンゴミズキ、夏ハゼ、紅葉葉物など約50品目を栽培
- ・「なんでもみんなでする」をモットーに、年代別に役割分担を決めながら、枝物を栽培
  - 地域の耕作放棄地が全て解消した。
  - みんなでやることで、地域の結びつきが強くなり地域行事が盛んになった。

年度	部会員 (名)	栽培面積 (ha)	出荷量 (千本)	販売額 (万円)
17	9	3.8	0	0
18	11	5.4	16	89
19	17	8.2	47	367
20	25	11.0	84	686
21	36	13.0	178	1,182
22	44	16.6	226	2,289
23	53	18.0	351	2,370



枝物花盛り



ハナモモ束づくりの様子



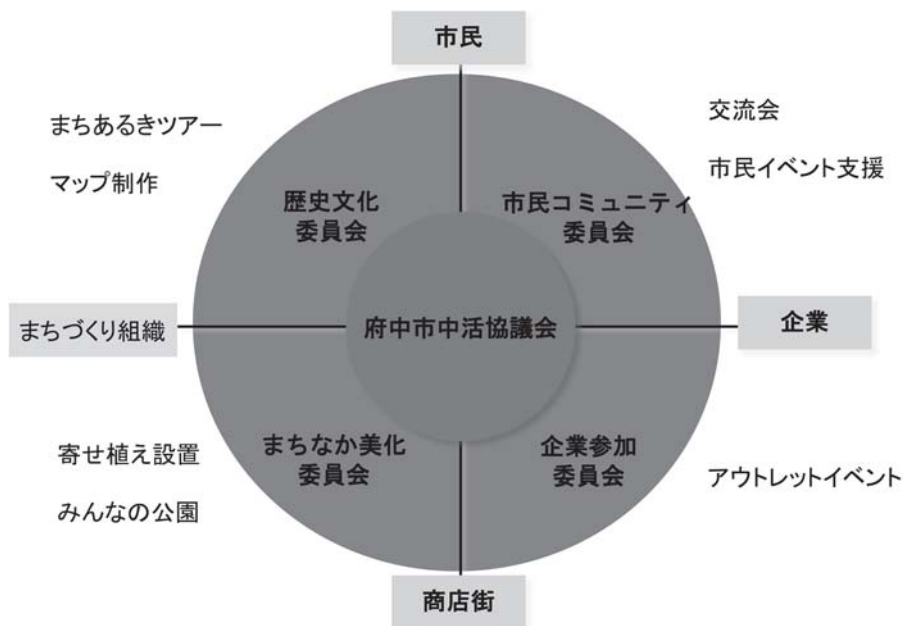
# 原田弘子

## ■広島県府中市（人口約 4.3 万人）の中心市街地活性化の取り組み

### 【第 1 段階】

平成 19 年中心市街地活性化基本計画の認定を受ける。市民、企業、商店街やまちづくり組織など、多様な関係者からなる中心市街地活性化協議会で様々な事業を企画、実施。事業の企画実施にあたっては、関係者の発意や自主的な取り組みを引き出すため、ワークショップや交流会を開催した。

## 府中市中心市街地活性化協議会



### 【第 2 段階】

中心市街地活性化協議会による多様なソフト事業の実施により、まちづくりの機運が高まる。SNS等を通じて、府中の活性化に興味のある若手事業者をネットワーク化、NPO 法人府中ノアンテナを設立。情報発信、製品開発、歴史的建物の保存活用、イベント、空き家活用など、多様な事業を展開。

#### わたしたちの思い

人口の都心部への集中と少子高齢化により、府中市の人口は年々減少しています。  
また一方で社会の成熟に伴い、まちづくりや社会貢献に興味のある人が増えています。  
これらの人々の活動を支援することにより、府中市での暮らしへの満足度を高めます。  
私たちはこれらの活動を通じて、府中を誇りに思ってもらい、  
「府中に暮らしていてよかった」「府中で暮らしたい」と  
感じる人を増やしたいと考えています。

府中ノアンテナ設立趣旨

■NPO 法人府中ノアンテナ



**Fuchu no Antenna**  
NPO法人 府中ノアンテナ



役員メンバー(左から)理事 佐藤 浩一(1974年)、理事 佐藤 浩一(1974年)、理事 佐藤 浩一(1974年)  
常務理事 佐藤 浩一(1974年)、常務理事 佐藤 浩一(1974年)、常務理事 佐藤 浩一(1974年)

<http://fuchu-antenna.jp>

2011年5月6日に府中ノアンテナが発足して以来、会員になっていただいた76名のみなさんとともに主に次のこと(裏面)を実現してきました。

府中ノアンテナの目的は!

府中のファンや暮らす人を増やし、明るく、楽しい地域社会をつくること。

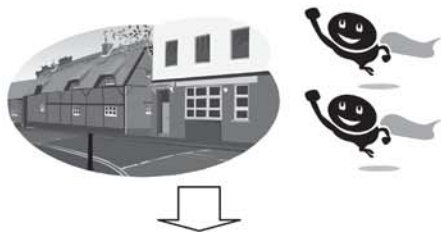
そのために、やってきたこと。

<p>府中ノ魅力をたくさんの人に伝える <b>情報受発信</b></p> <p>フリーペーパー</p> <p>ポータルサイト</p> <p>machimiru.jp</p> <p>市誌発行</p>	<p>子どもたちが健やかに成長できる <b>未来づくり</b></p> <p>つくえ、つくろう。</p> <p>本育(もくいく)</p> <p>空き家再生</p>	<p>人と人そして地域をつなげる <b>ネットワークづくり</b></p> <p>つながりイベント</p> <p>みんなの公園</p> <p>18歳</p> <p>旧平地高校改修</p>
--	---	---

すべて、みなさまの力で成り立っています。応援、よろしくお励みします!!  
これからもみなさまの応援のもと、取り組んでいきます。  
お問い合わせは: TEL: 0847-44-6227 (10時~16時) / FAX: 050-3488-9439  
所在地: 〒726-0005 広島県府中市府中町754番地の2 (旧平地高校园内)

■広島県呉市の商店街活性化

「商店街を市民の夢実現の舞台に」



「いつも何かおもしろいことが起きている」  
「楽しい場所」のイメージの形成

新規開業やさまざまなイベントの増加

■大分県佐伯市の中心市街地活性化

「まちづくりセンターをまちの核に」



地域活動に関心がある人・情報が集まる

周辺の空き店舗に拠点を開設していく

- ◆ それぞれのまちの資産、環境に応じたまちづくりの方向性を設定、戦略的に事業を実施する。
- ◆ どのまちにも、地域に愛着を持ち、地域のために貢献したい人、まちで自分を表現したい人は存在する。そうした人々が活躍する場を提供することで、まちの元気なニュースを増やし、まちのイメージを改善する。
- ◆ 多様な価値観、暮らし方を受容できる。これからは「地方」がおもしろい。

# ロケツーリズムとご当地グルメとは？

## ロケツーリズム

## <韓国×インバウンド>

ドラマ&映画による  
インバウンドで訪韓客2倍！

今まで見向きもしなかった  
新たな観光客を取り込んだのは、  
たった1本のドラマでした

- ①『冬のソナタ』1本で何気ない  
並木道が一躍観光名所に変身
- ②放送後、2005年に600万人だった  
観光客が2012年は1114万人に！
- ③映像によって、地域(ふるさと)の  
風景が特別なものに



## ご当地グルメ

## <富士宮やきそば>

B級ご当地グルメで  
経済効果439億円！

50年以上にわたり地域(ふるさと)で  
愛されてきた焼きそばが、  
ご当地グルメブームの火付け役でした

- ①ふるさとを見直すことで発見された  
地元の隠れた味
- ②焼きそばだけで観光客4倍増  
※【観光客数】2000年10万人→2012年40万人  
経済効果は439億円！(2001年～2009年)
- ③地域の味が全国区になり、  
日本各地にご当地グルメブームが到来





～美しい地域の誇りを守る～

# ロケツーリズムとご当地グルメ

株式会社地域活性プランニング 代表取締役 藤崎 慎一

【Case.1】大河ドラマ『天地人』のオープニングに選ばれた新潟県十日町市  
～棚田の原風景×名産からむしの海外出展～

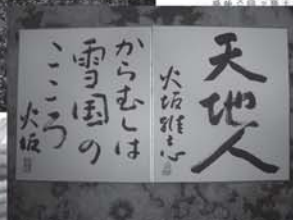
棚田の原風景



- 2009年 NHK大河ドラマ「天地人」で星峠の棚田がロケ地に
- 2010年 地域活動グループ「ごったく」がロケ誘致、特産品開発
- 2011年 「沖縄国際映画祭」でご当地映画を出展  
凱旋上映会には地元市民600名が参加
- 2012年 からむし製品を「上海華東交易会」へ出展  
シンガポール主催「Oishii日本」へ出展



特産品  
からむし麺



## 味いかが?ご当地グルメ

十日町・市民グループ  
産業フェスタに5試作品

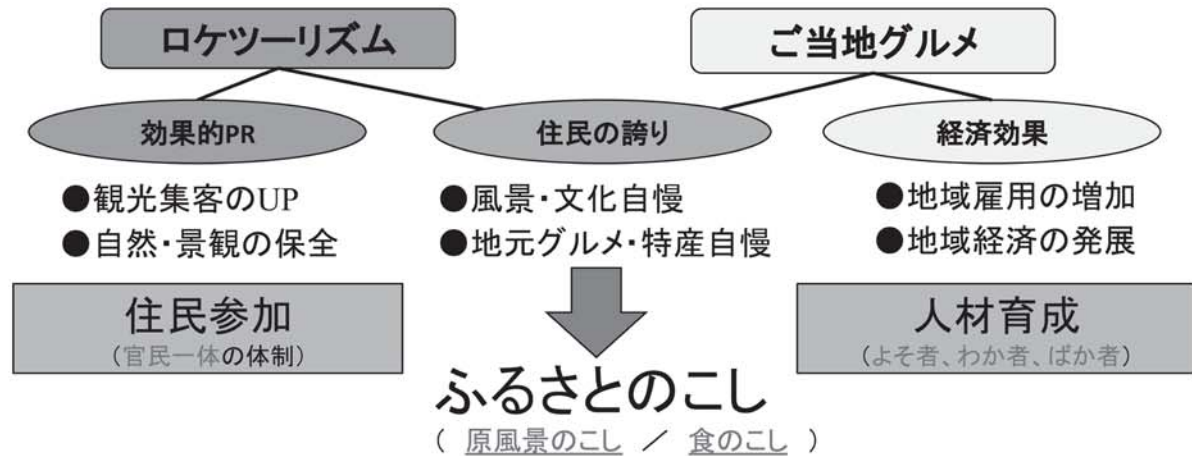


十日町市の各産地ご当地グルメを日差し、試作品を撮影する  
ごたたくメンバー同席

「ごたたく」代表作を発表  
十日町市の各産地ご当地グルメを日差し、試作品を撮影する  
ごたたくメンバー同席

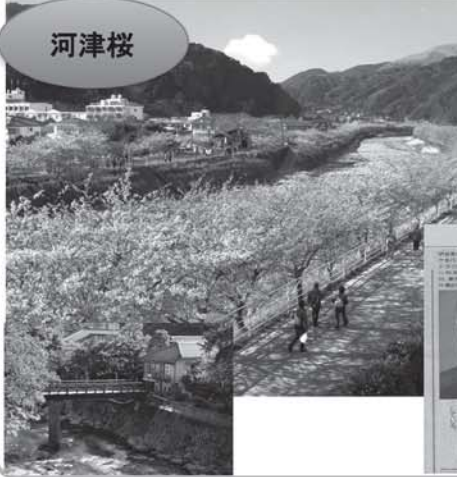
2012.12.16  
十日町市がロケ地に  
沖縄国際映画祭 五藤監督が来訪  
十日町市がロケ地に  
沖縄国際映画祭 五藤監督が来訪

## 自立的かつ効果的な“ふるさとのこし”の仕組み



【Case.2】静岡県河津町「美しい河津桜×天然わさびのご当地メニュー開発」

河津桜



- 2011年 ・河津桜に頼らない新たな新ブランド創出へ  
・町役場、商工会、観光協会、漁協、住民、東急電鉄、伊豆急電鉄が一体となって活動
- 2012年 ・新たなご当地グルメの開発を開始  
・ロケ誘致開始から55件の受入に成功(昨年比約2倍)内、情報番組39件で町のPRに貢献



名産さわび



【Case.3】千葉県成田市「昔からある成田の魅力再発掘×成田ソラあんぱん開発」

成田山  
表参道



- 2010年 羽田空港国際化に対抗し官民一体の「成田空援隊」結成  
ロケ誘致「成田ロケーションサービス」設立  
ドラマ、情報番組等のロケ誘致による広告効果は約2億円
- 2012年 成田市女性職員による「成田ソラガール」が  
特産品「成田ソラあんぱん」開発・PR  
⇒海外販路開拓事業でロサンゼルス出展  
⇒関東甲信越ローソン3,086店舗で販売
- 2013年 成田市を舞台にしたTBSドラマ「あぼやん」誘致に成功



【2010.7.28】読売新聞 【2010.12.9】朝日新聞



【2012.2.10】朝日新聞



成田  
ソラあんぱん

【Case.4】岡山県津山市

歴史の城下町  
×  
津山ホルモンうどん



- 2009年 ・歴史的町並みが残る城下町を観光資源に  
・町おこし団体「津山ホルモンうどん研究会」がB-1グランプリ初出場3位  
・官民一体で補助金を受けず活動
- 2011年 ・県内グルメの経済効果79億円

【Case.5】愛知県豊橋市

昭和の町並み  
×  
豊橋カレーうどん



- 2009年 ・昭和の風景が撮れるロケ地のメッカに
- 2010年 ・ご当地グルメ「豊橋カレーうどん」誕生から70万食、総売上6億円
- 2011年 ・地元うどん店の若者・「華麗なるイケ麺衆」が主体となって活動

【Case.6】静岡県三ヶ日町

猪鼻湖とみかん畑  
×  
三ヶ日みかんピューレ



- 2009年 ・農商工の若手が連携した「スマッペ」が町の魅力を情報発信  
・三ヶ日みかんを使った特産品開発
- 2011年 ・廃棄みかんを丸ごと液状化した三ヶ日みかんピューレが海外展開 JAPANブランドに認定



# マリ・クリスティーナ

---

「ふるさとづくり」への思い

国連の発表によると、2020年には世界人口の6割が都市生活者になります。人口の過密に応えるインフラの整備、食糧問題や交通基盤整備など、都市化は環境にとって非常に大きな負担になります。

そのため、21世紀の都市設計は、中央一局集中型から分散型への移行が求められています。地方に点在する都市がそれぞれコアとなり、都市と都市がお互いに連携するとともに、都市と農山漁村・港湾などが一体となり、ともに環境に配慮することが21世紀の都市が担うべき重要課題です。

日本には独自の歴史・文化があり、各都市にはそれぞれ観光資源や地場産業、生産物があります。また、そこに暮らす人々は伝統的な食や産物、地域の文化に根付いた祭・習慣などを大切にしながら暮らしています。この、それぞれの地域の魅力となるポイントを線としてつなぎ、面としての広がりを持たせ、そこに住む人々が地域に誇りを持ちながら、生き生きと暮らせるようにすることが、今、期待されていることではないでしょうか。

幼いころから世界5カ国で生活してきた体験と、私の専門分野である社会工学を活かし、今まで行ってきた都市計画、まちづくり、デザインなどの経験を踏まえながら、微力ではありますが、これからのまちづくりのあり方について考え、21世紀にふさわしい魅力ある地域づくり、ふるさとづくりのお手伝いができたらと考えています。



□ 生い立ち

4歳まで日本で暮らし、その後ドイツ、アメリカ、イラン、タイをはじめとする諸外国で生活。  
単身帰国後、上智大学在学中に芸能活動を開始。

□ 経歴

1979年 上智大学国際学部比較文化学科卒業。  
1994年 東京工業大学大学院理工学研究科社会工学専攻修士課程卒業。博士課程満期修了。  
1996年 アジアへのボランティア活動を行う NGO、「アジアの女性と子どもネットワーク」(AWC) 設立。  
2000年 国際連合人間居住計画(国連ハビタット) 親善大使就任。  
2002年 2005年日本国際博覧会 愛・地球博 広報プロデューサー就任。  
東京農業大学 客員教授就任。  
2005年 日本文化デザイン会議 副代表幹事、「2006年徳島」議長  
「地域・都市・まちづくり研究所」設立、代表に就任。  
2009年 「生物多様性条約第10会締約国会議(COP10)」支援実行委員会 広報アドバイザーに就任。  
富山大学客員教授就任。  
2010年 シルク博物館(横浜市)名誉館長に就任。  
2012年 ヘルン文庫特別研究員就任。

□ 活動内容

豊富な海外経験から、さまざまな国と地域に活動拠点を持つ。各国の文化や生活を通して、異文化間のコミュニケーションの難しさと、その大切さを学び、「異文化コミュニケーター」として活動。

国連ハビタット親善大使や、自身で設立し代表を務める「アジアの女性と子どもネットワーク」の活動を通して、国家・地域のレベルを超えて、社会的・環境的に持続可能なまちや都市づくりを促進するなど、都市と居住の問題に取り組んでいる。

最近の日本における活動としては、社会工学を学んだ経験から、自治体の都市計画や政策づくりの委員会に委員として数多く参加。近年、都市計画には地域の文化度を高め、魅力を増してゆく「都市デザイン」という手法が求められるようになり、多様な文化に触れてきた国際的感覚とコミュニケーション力を活かし、活躍している。具体的には、富士山の世界文化遺産登録の推進(2013年6月に正式登録された)に貢献。また、独特の開発計画を実施し、世界的に注目を集める「ブータン王国」の文化親善大使も務める。

都市計画・まちづくり、人権問題、ボランティアのあり方、女性や子どもの問題などをテーマに精力的な講演活動を行っている。

□ 主な委員会等外部活動

「財団法人都市計画協会」理事 財団法人都市計画協会  
「社会資本整備審議会」委員 国土交通省  
「富山県観光振興戦略プラン策定会議」委員  
富山県観光・地域振興局  
「石川県観光創造会議」委員 石川県  
「富士山世界遺産センター基本構想策定委員会」委員  
静岡県庁  
「神奈川県総合計画審議会」委員 神奈川県  
「沖縄振興審議会」委員 内閣府  
「独立行政法人国立文化財機構運営委員会」  
「ブータン文化親善大使」 ブータン王国  
「ふるさとづくり有識者会議」委員 総務省  
「アメリカ都市計画学会(APA)」会員

□ 主な著書

「愛・LOVE・フレンドシップ」 中日新聞社 2006.3  
「ありがとう 愛・地球博」 ユック舎 2005.12  
「お互い様のボランティア」 ユック舎 2005.7  
「女性にやさしいまちづくり」 ユック舎 2004.10  
「自分を生かす人見失う人」 海竜社 1998.7  
「ひとを素敵と思う朝」 立風書房 1992.10

# 「5つのかわり」別 施策一覧

「ふるさとづくり」に関する施策を「5つのかわり」ごとに分類し、  
該当事例がある場合は頁数を記載しています。

## 【表の見方】

1-1 自然景観の保全			
事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
地域間連携協定（再掲）	地域間連携協定に基づく自然環境保護を目的としたボランティア活動を支援。	総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	57

複数の「かわり」にまたがっており、この項の前にも記載があることを示しています。

事業の詳しい内容を記載しています。

関係する省庁と連絡先を記載しています。

該当する事例が掲載されている頁数を記載しています。

# 1 環境的かかわり

1-1 自然景観の保全			
事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
地域間連携協定	地域間連携協定に基づく自然環境保護を目的としたボランティア活動を支援。	総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	57

1-2 地場の力の再生			
事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
都市再生整備計画事業	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い対象事業に対し、交付金を交付。 (補助率：概ね40%以内、45%以内、1/2以内)	国土交通省 都市局市街地整備課 03-5253-8412	58
まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化モデル構築支援事業	低炭素社会の実現に向けて、まち・住まい・交通の一体的な創蓄省エネルギー化を総合的に推進するため、地方自治体、民間事業者等の取組を構想段階から支援することなどにより、都市規模、地域特性等に応じた先導的なモデル構築及び全国的な普及促進を図る。	国土交通省 総合政策局環境政策課 03-5253-8268 low-carbon@mlit.go.jp	59 60
街なみ環境整備事業	地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取組み、魅力あるふるさとづくりを推進。 (補助対象者：地方公共団体、法定協議会、補助率：1/2、1/3)	国土交通省 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 03-5253-8517 juushi@mlit.go.jp	61

1-3 農林水産業による環境保全			
事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
都市農村共生・対流総合対策交付金	都市と農山漁村の共生・対流において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を支援。 ・事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等 ・補助率：定額 ・上限額：1地区当たり800万円	農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課 03-3502-5946	62
「農」のある暮らしづくり交付金	都市及び都市近接地域において、公益的機能を発揮する田畑等を保全するため都市の農業者と地域住民が共同で行う農地の保全・管理活動や「農」の持つ公益的機能を維持増進するための景観形成・生態系保全施設等の整備を支援。 ・事業実施主体：民間団体、NPO、市町村等 ・補助の要件：都市計画区域内 ・補助率：推進対策 定額、整備対策1/2以内 ・上限額：推進対策 1地区当たり400万円（うち簡易な施設整備100万円）	農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課都市農業室 03-3502-0033	63



<p><b>中山間地域等直接支払 交付金</b></p>	<p>地域振興8法で指定された条件不利地域内の傾斜農用地等において、農業生産活動や農道・水路の適切な管理などを5年以上継続して取り組むことについて協定を締結した農業者に対して、傾斜度に応じ一定額の交付金を交付。 集落において、地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備や都市住民との交流、自然生態系保全等について話し合いを行い活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体：協定を締結した農業者等</li> <li>・補助率：定額</li> </ul>	<p>農林水産省 農村振興局農村政策部 中山間地域振興課 中山間整備推進室 03-3501-8359</p> <p>東北農政局整備部地域整備課 022-221-6293 関東農政局整備部地域整備課 048-740-0487 北陸農政局整備部地域整備課 076-232-4726 東海農政局整備部地域整備課 052-223-4639 近畿農政局整備部地域整備課 075-414-9553 中国四国農政局整備部 地域整備課 086-224-9422 九州農政局整備部地域整備課 096-211-9788 内閣府沖縄総合事務局 農林水産部経営課 098-866-1628</p>	<p>64</p>
<p><b>農地・水保全管理支払 交付金</b></p>	<p>農業者と非農業者で行う、地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動や農村環境の保全のための活動、老朽化が進む施設の長寿命化のための活動、水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全に資する高度な保全活動に対して支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体：農業者等の組織する団体等</li> <li>・補助率：定額</li> </ul>	<p>農林水産省 農村振興局整備部農地資源課 03-6744-2447</p> <p>東北農政局整備部農地整備課 022-221-6291 関東農政局整備部農地整備課 048-740-0049 北陸農政局整備部農地整備課 076-232-4725 東海農政局整備部農地整備課 052-223-4638 近畿農政局整備部農地整備課 075-414-9541 中国四国農政局整備部 農地整備課 086-224-9423 九州農政局整備部農地整備課 096-211-9816 国土交通省北海道開発局 農業水産部農業振興課 011-700-6768 内閣府沖縄総合事務局 農林水産部土地改良課 098-866-1652 北海道農政部農村振興局 農村設計課 011-204-5399</p>	<p>65</p>
<p><b>農山漁村活性化 プロジェクト支援交付金</b></p>	<p>農山漁村における定住・地域間交流を促進するための生産施設や地域間交流拠点施設等の整備を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等</li> <li>・補助率：1/2等</li> </ul>	<p>農林水産省 農村振興局整備部農村整備官 03-3501-0814</p>	<p>66</p>
<p><b>森林・山村多面的機能 発揮対策</b></p>	<p>地域住民が中心となった民間協働組織（活動組織）による里山林等の森林保全管理等山村の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体：活動組織</li> <li>・補助の要件：3名以上で組織を構成、森林所有者との協定締結等</li> <li>・補助率：定額（1/2相当）</li> <li>・上限額：1活動組織当たり500万円</li> </ul>	<p>農林水産省 林野庁森林整備部森林利用課 03-3502-0048</p>	<p>67</p>

水産多面的機能発揮対策	<p>①水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援するため、漁業者、地域住民、PTA、NPO等で構成する活動組織が行う多面的機能の発揮のための1.国民の生命財産の保全、2.地球環境保全、3.漁村文化の継承にかかる活動に対し支援。</p> <p>②水産業・漁村の多面的機能に資する活動を全国的に推進するため、技術的事項についての講習会、技術サポート等を行う民間団体等への支援。</p> <p>・事業実施主体：①地域協議会、都道府県、市町村 ②民間団体等</p> <p>・補助率：①及び②ともに定額</p> <p>・上限額：①1活動組織当たり国費2,000万円</p>	農林水産省 水産庁漁港漁場整備部計画課 03-3501-3082	68
都市再生整備計画事業 (再掲)	<p>地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い対象事業に対し、交付金を交付。</p> <p>(補助率：概ね40%以内、45%以内、1/2以内)</p>	国土交通省 都市局市街地整備課 03-5253-8412	58

1-4 その他			
事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
景観・歴史を大切にしたいまちづくり (景観まちづくりの推進)	景観法に基づき地方公共団体が「景観計画」を策定し、定められた基準に適合するよう建築等行為のデザインや色彩を制限する等により良好な景観形成を推進。	国土交通省 都市局公園緑地・景観課 03-5253-8954	69
景観・歴史を大切にしたいまちづくり (歴史まちづくりの推進)	歴史まちづくり法に基づき、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を国（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、祭礼行事等の伝統活動と歴史的建造物等の保全を一体的に推進。	国土交通省 都市局公園緑地・景観課 03-5253-8954	70
景観・歴史を大切にしたいまちづくり（歴史的風致維持向上推進等調査）	町家等の歴史的建造物の滅失を防止、歴史的まち並みを保存・活用するため、その隘路となる課題について、実証的に調査解決等を行う地域の取組を募集し、優れた提案を国からの委託調査により推進。	国土交通省 都市局公園緑地・景観課 03-5253-8954	71
景観・歴史を大切にしたいまちづくり（景観まちづくり教育の推進）	行政向け、学校向け、市民向けの景観まちづくり教育ツールを提供することで、良好な景観形成に関する意識の啓発、知識の普及等を行っている。 例えば、学校において「総合的な学習の時間」を用いて展開できるような、景観まちづくり学習のモデルプログラム等を開発し、手引きとしてまとめ、事例集も含めて広く周知することで景観まちづくり教育を推進。	国土交通省 都市局公園緑地・景観課 03-5253-8954	72

## 2 文化的かかわり

2-1 伝統文化の保存			
事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
地域伝統芸能まつり	全国を代表する地域伝統芸能・文化、古典芸能等が一堂に会して実演を披露、地域伝統芸能等についての国民の再認識を促すことなどを通じ、地域の活性化に関する国民的機運を盛り上げる。	総務省 地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	73
文化遺産を活かした地域活性化事業	地方公共団体が策定する計画に基づき実施される伝統行事・伝統芸能の公開、後継者育成、子供達が親とともに地域の伝統文化に触れる体験教室など、地域の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組を支援する。	文部科学省 文化庁文化財部伝統文化課 03-5253-4111（内線4786）	74

日本食文化ナビ	地域の伝統的な食文化を次世代に守り伝え、それらを活用して地域活性化に取り組むためのナビゲーション「日本食文化ナビ」の活用促進。 ・対象者：地方公共団体、事業者、学校関係者、団体、個人など地域活性化に取り組むすべての方 ・入手方法：①ダイジェスト版 冊子で配布中 ②全体版 農林水産省ホームページに掲載中 ( <a href="http://www.maff.go.jp/j/study/syoku_vision/manual/index.html">http://www.maff.go.jp/j/study/syoku_vision/manual/index.html</a> )	農林水産省 大臣官房政策課 食ビジョン推進室 03-6738-6120	75
街なみ環境整備事業 (再掲)	地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取り組み、魅力あるふるさとづくりを推進。 (補助対象者：地方公共団体、法定協議会、補助率：1/2、1/3)	国土交通省 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 03-5253-8517 juushi@mlit.go.jp	61
景観・歴史を大切にしたまちづくり（歴史まちづくりの推進）（再掲）	歴史まちづくり法に基づき、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を国（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、祭礼行事等の伝統活動と歴史的建造物等の保全を一体的に推進。	国土交通省 都市局公園緑地・景観課 03-5253-8954	70
都市再生整備計画事業 (再掲)	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い対象事業に対し、交付金を交付。 (補助率：概ね40%以内、45%以内、1/2以内)	国土交通省 都市局市街地整備課 03-5253-8412	58

## 2-2 世代間の文化伝承

事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
日本食文化ナビ（再掲）	地域の伝統的な食文化を次世代に守り伝え、それらを活用して地域活性化に取り組むためのナビゲーション「日本食文化ナビ」の活用促進。 ・対象者：地方公共団体、事業者、学校関係者、団体、個人など地域活性化に取り組むすべての方 ・入手方法：①ダイジェスト版 冊子で配布中 ②全体版 農林水産省ホームページに掲載中 ( <a href="http://www.maff.go.jp/j/study/syoku_vision/manual/index.html">http://www.maff.go.jp/j/study/syoku_vision/manual/index.html</a> )	農林水産省 大臣官房政策課 食ビジョン推進室 03-6738-6120	75
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (再掲)	農山漁村における定住・地域間交流を促進するための生産施設や地域間交流拠点施設等の整備を支援。 ・事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等 ・補助率：1/2等	農林水産省 農村振興局整備部農村整備官 03-3501-0814	76
水産多面的機能発揮対策 (再掲)	①水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援するため、漁業者、地域住民、PTA、NPO等で構成する活動組織が行う多面的機能の発揮のための1.国民の生命財産の保全、2.地球環境保全、3.漁村文化の継承にかかわる活動に対し支援。 ②水産業・漁村の多面的機能に資する活動を全国的に推進するため、技術的事項についての講習会、技術サポート等を行う民間団体等への支援。 ・事業実施主体：①地域協議会、都道府県、市町村 ②民間団体等 ・補助率：①及び②ともに定額 ・上限額：①1活動組織当たり国費2,000万円	農林水産省 水産庁漁港漁場整備部計画課 03-3501-3082	68

## 2-3 その他

事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
国宝重要文化財等保存整備費補助金	国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・継承・活用等を行うために必要な経費を補助する。(補助率原則50%、上限は85%)	文部科学省 文化庁文化財部伝統文化課 03-5253-4111（内線2871）	77



文化財建造物等を 活用した地域活性化事業	重要文化財建造物、登録有形文化財建造物又は重要伝統的建造物群保存地区の公開活用を推進する事業等に必要経費を補助する。	文部科学省 文化庁文化財部参事官付 (建造物担当) 03-5253-4111 (内線3160)	78
地域の特性を活かした 史跡等総合活用支援推進 事業	「公開活用」のための史跡等の復元整備、「安心・安全」のための石垣の崩落防止装置などの防災対策等を支援。	文部科学省 文化庁文化財部記念物課 03-5253-4111 (内線4767)	79
地域と共働した美術館・ 歴史博物館創造活動 支援事業	美術館・歴史博物館を地域の文化の拠点として活性化するとともに、地域との共働の下、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業の展開を支援する。	文部科学省 文化庁文化財部美術学芸課 03-5253-4111 (内線2833)	80
劇場・音楽堂等 活性化事業	文化拠点である劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成を支援すること等により、劇場・音楽堂等の活性化や地域コミュニティの創造と再生を推進(補助対象経費の2分の1(劇場・音楽堂等間のネットワーク形成への支援は事業に要する旅費及び運搬費の合計額)を上限に補助)。	文部科学省 文化庁文化部芸術文化課 03-5253-4111 (内線3163)	81
地域発・文化芸術創造発 信イニシアチブ	地方公共団体が企画する文化芸術に関する事業を支援することにより、地域文化の再生やコミュニティの再構築、地域の活性化を推進(補助対象経費の2分の1を上限に補助)。	文部科学省 文化庁文化部芸術文化課 03-5253-4111 (内線2836)	82
都市農村共生・対流 総合対策交付金(再掲)	都市と農山漁村の共生・対流において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を支援。 ・事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等 ・補助率：定額 ・上限額：1地区当たり800万円	農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課 03-3502-5946	83
手づくり郷土賞 (てづくりふるさとしょう)	「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、平成25年度で28回目の開催となる国土交通大臣表彰。地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、「手づくり郷土賞」として表彰するとともに、好事例として広く紹介することにより、各地で個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指している。	国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 03-5253-8912	84

### 3 教育的かかわり

3-1 地域に関する学習を通じた、地域社会に対する誇りと愛情の育成			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
地域伝統芸能まつり (再掲)	全国を代表する地域伝統芸能・文化、古典芸能等が一堂に会して実演を披露、地域伝統芸能等についての国民の再認識を促すことなどを通じ、地域の活性化に関する国民的機運を盛り上げる。	総務省 地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	73
景観・歴史を大切にした まちづくり(景観まちづ くり教育の推進)(再掲)	行政向け、学校向け、市民向けの景観まちづくり教育ツールを提供することで、良好な景観形成に関する意識の啓発、知識の普及等を行っている。 例えば、学校において「総合的な学習の時間」を用いて展開できるような、景観まちづくり学習のモデルプログラム等を開発し、手引きとしてまとめ、事例集も含めて広く周知することで景観まちづくり教育を推進。	国土交通省 都市局公園緑地・景観課 03-5253-8954	72

3-2 学校と地域社会の連携			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
子ども農山漁村交流 プロジェクト	農山漁村での様々な体験を通じて子どもたちの生きる力を育成するとともに、都市と農山漁村の交流を創出することにより農山漁村地域の再生や活性化を図るもの。 【特別交付税措置】 自治体の地方単独事業に対して、特別交付税による財政支援(算入率2分の1)	総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	85

「域学連携」地域づくり支援事業	大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決や地域づくりに継続的に取組、地域の活性化や人材育成に資するもの。 【特別交付税措置】地方公共団体と大学等の両者が負担している経費のうち、地方公共団体が一般財源から支出した宿泊費、旅費、会場費等が対象 ※算定額=対象経費×0.8(算入率)×財政力補正	総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	86
栄養教諭を中核とした食育推進事業	栄養教諭を中核とした食育推進のための実践的な取組と教育委員会における地域の食育推進機能の強化等に対する支援を充実し、地域人材や地元の食材を活用した学校における食育の充実を図る。	文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課 03-5253-4111(内線2095)	87
学校給食における地場産物の活用促進事業	地場産物に関する食育教材の開発等を行うほか、地場産物を活用した学校給食のメニュー開発コンテストや調理員を対象とした調理講習会を開催するなど、総合的に地場産物活用を推進することにより食育の推進を図る。	文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課 03-5253-4111(内線2694)	88
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	地域住民等の参画による「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を支援することにより、社会全体の教育力を向上させ、地域の活性化を図るとともに、子供が安心して暮らせる環境づくりを推進する。	文部科学省 生涯学習政策局社会教育課 03-5253-4111(内線3260)	89
地(知)の拠点整備事業(大学COC(Center of Community)事業)	大学等が自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・地域貢献を進める大学等を支援することで、課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる、地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図る。	文部科学省 高等教育局大学振興課 03-5253-4111(内線3321)	90
都市農村共生・対流総合対策交付金(再掲)	都市と農山漁村の共生・対流において、小学校をはじめとする子どもの農山漁村における体験教育活動等の取組を支援。 ・事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等 ・補助率：定額 ・上限額：1地区当たり800万円	農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課 03-3502-5946	91
「農」のある暮らしづくり交付金(再掲)	都市及び都市近接地域の小中学校等において、地元農業者・PTAの参加を得て行う学童農園の開設・運営活動や農園の整備を支援。 ・事業実施主体：市町村、学校法人等 ・補助の要件：都市計画区域内 ・補助率：推進対策 定額、整備対策 1/2以内 ・上限額：推進対策 1地区当たり400万円(うち簡易な施設整備100万円)	農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課 03-3502-0033	92

3-3 ふるさとづくりを推進する人材の育成			
事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
地域おこし協力隊	地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。 【特別交付税措置】 隊員の募集等に要する経費、隊員の活動等に要する経費等が特別交付税の算定対象 隊員1人あたり400万円(報償費等200万円)を上限 募集に係る経費として、1自治体あたり200万円を上限	総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	93
集落支援員	地方自治体が、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。 【特別交付税措置】 集落支援員の設置、集落点検及び話し合いの実施に要する経費等が特別交付税の算定対象 支援員1人あたり350万円を上限(兼任の場合、1人あたり40万円を上限)	総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	94

復興支援員	被災自治体が、被災地内外の人材を被災地のコミュニティの再構築のために、「復興支援員」として委嘱（期間は概ね1年以上最長5年以下）。復興支援員は、被災地に居住して、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を実施。 【特別交付税措置】 復興支援員の設置及び復興支援員が行う復興に伴う地域協力活動に要する経費が特別交付税の算定対象 支援員1人につき、報酬等+活動費（必要額）を措置	総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	95
外部専門家	市町村が、地域活性化の活動実績があり、一定の知見を有する外部専門家（※地域人材ネット登録者）を年度内に延べ10日以上活用。 【特別交付税措置】 上記の取組（地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費（旅費、謝金（報償費））が特別交付税の算定対象 専門家活用区分、財政力指数に応じて一定額を上限	総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	—
地域資源・事業化支援 アドバイザー	地域資源の発掘や事業化に向けた取組に係る助言等を行うことにより、地方公共団体を核として地域での資金循環や付加価値の増加、雇用拡大につながる取組を促進するため、アドバイザーを派遣。 【平成25年度予算額 300百万円】	総務省 地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	96
ふるさと担い手育成対策	農林水産業の担い手を育成するための現場における研修並びに専門的知識及び技能を習得するための研修の支援。	総務省 地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	97
都市農村共生・対流 総合対策交付金（再掲）	都市と農山漁村の共生・対流において、地域外の人材の活用、意欲ある都市の若者の長期的受入れ等の取組を支援。 ・事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等 ・補助率：定額 ・上限額：1地区当たり250万円	農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課 03-3502-5946	98
地域づくり情報局 （Repis:Regional Planning Information System）	平成17年にホームページを開設し、地域づくりの先進事例や活動のノウハウをキーパーソンに聞き紹介している。また、各省庁の地域づくりに関する記者発表へのリンク集である「地域づくり記者発表」の更新も行っている。 さらに、地域づくりの先進事例や活動のノウハウについては、メールマガジンによる情報発信も実施している。 （ <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/chiiki-joho/">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/chiiki-joho/</a> ）	国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 03-5253-8912 chiiki-joho@mlit.go.jp	99

### 3-4 その他

事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
知の蓄積等による 地域づくり	知の蓄積・交流による地域づくりのため、地方公共団体が行う職員体制の強化やソフト事業の充実等を図るもの。 【普通交付税措置】300億円程度 平成23年度～ 【特別交付税措置】250億円程度 平成23年度から3カ年	総務省 地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	—

## 4 経済的かわり

### 4-1 誇りある生活の場の再生

事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
過疎地域等自立活性化 推進交付金	過疎地域の自立・活性化に資する、先進的で波及性のある事業、集落を維持・活性化するために総合的に取り組む事業、定住促進及び遊休施設の再整備等を支援。 【平成25年度当初予算 5.5億円】	総務省 地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536	100



若手企業人地域交流プログラム	地方の元気づくりを推進するとともに、地方と大都市圏の交流の架け橋となる人材を受け入れるため、大都市圏の企業に勤務する若手企業人を、一定期間（1～3年間）自治体に受け入れるもの。 【特別交付税措置】 若手企業人を受け入れる自治体の財政負担に対して1名当たり350万円	総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課	101
街なみ環境整備事業（再掲）	地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取組み、魅力あるふるさとづくりを推進。 （補助対象者：地方公共団体、法定協議会、補助率：1/2、1/3）	国土交通省 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 03-5253-8517 juushi@mlit.go.jp	61

#### 4-2 自律的な地域産業構造の構築

事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
地域経済循環創造事業交付金	地域資源を発掘し、事業化可能性調査を行う段階から、事業立ち上げの準備経費を支援するまで、パッケージで関係者の調整・支援を行う地方公共団体を支援。 【H24補正予算事業 21.9億円 67事業を実施】	総務省 地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	102
地域資源・事業化支援アドバイザー（再掲）	地域資源の発掘や事業化に向けた取組に係る助言等を行うことにより、地方公共団体を核として地域での資金循環や付加価値の増加、雇用拡大につながる取組を促進するため、アドバイザーを派遣。 【平成25年度予算額 300百万円】	総務省 地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	96
地域力創造対策	地域力創造推進地域の選定を契機に新たに実施した事業又は地域選定を契機として著しくその内容を拡充した事業を支援。 【特別交付税措置】 推進地域の選定を契機に新たに実施した事業等について特別交付税措置（一般財源×0.6） 【その他】 ふるさと財団で実施するふるさと融資貸付限度額を一般地域の1.25倍に拡充	総務省 地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	103
地域ファイナンスの支援	地方公共団体が行う、コミュニティ・サービス事業者向けファンドに対する出融資やこれらの事業者への制度融資、利子補給及び経営指導等を支援するもの。	総務省 地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5536	104
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街まちづくり事業</li> <li>・ 地域商店街活性化事業</li> <li>・ 地域中小商業支援事業</li> </ul>	<b>【商店街まちづくり事業】</b> ○補助対象者：商店街組織（商店街振興組合、任意の商店街組織等） ○補助の要件：商店街振興組合等が、地域の行政機関等からの要請等に基づいて、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備の整備（防犯カメラの設置、街路灯の整備、高齢者の生活のための女性や若手の創業等による空き店舗活用）等を行う場合に補助する。 ○補助率：2/3 ○上限額：15,000万円 <b>【地域商店街活性化事業】</b> ○補助対象者：商店街組織（商店街振興組合、任意の商店街組織等） ○補助の要件：消費税率の引き上げを見据え、地域の中小小売業者が行う集客力向上の取組や消費喚起イベント等を支援する。 ○補助率：定額 ○上限額：400万円 <b>【地域中小商業支援事業】</b> ○補助対象者：商店街振興組合、事業協同組合、商工会等、商店街等とまちづくり会社・NPO法人等との連携体等 ○補助の要件：地域住民のニーズを踏まえた施設の整備、店舗の集約化等など、商店街等による地域コミュニティ機能再生に向けた取組を支援するとともに、空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客事業等の商店街活性化にむけた取組を支援する。 ○補助率：1/3～2/3 ○上限額：50,000万円（一部については20,000万円）	経済産業省 中小企業庁商業課 03-3501-1929	105 106 107

まち再生出資業務	都市再生に資する民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、①市町村が作成する都市再生整備計画の区域内で都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行される民間都市開発事業又は②都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区の区域内で民間事業者が実施する拠点施設整備事業であって、国土交通大臣認定を受けた事業に対し、民間都市開発推進機構が出資を実施。	国土交通省 都市局まちづくり推進課 03-5253-8406	108
住民参加型まちづくりファンド支援業務	地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するため、まちづくり活動への助成を行う住民参加型まちづくりファンド(公益信託、公益法人、市町村長が指定するNPO等の非営利法人(都市再生整備推進法人として指定された会社であって民間都市開発推進機構の拠出金を充てて行う事業から生じる利益を当該会社の配当に充てないものを含む)、復興まちづくり会社又は地方公共団体が設置する基金)に対して、民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を実施。	国土交通省 都市局まちづくり推進課 03-5253-8406	109
都市再生整備計画事業(再掲)	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い対象事業に対し、交付金を交付。 (補助率：概ね40%以内、45%以内、1/2以内)	国土交通省 都市局市街地整備課 03-5253-8412	58

#### 4-3 農林水産業の活性化

事業名称	事業内容	関係省庁(問い合わせ先)	該当事例頁
ふるさと担い手育成対策(再掲)	農林水産業の担い手を育成するための現場における研修並びに専門的知識及び技能を習得するための研修の支援。	総務省 地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523 chisei@soumu.go.jp	97
6次産業化ネットワーク活動交付金	農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を活かしながら、多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援。 ・事業実施主体：地方公共団体、民間団体等 ・補助の要件：加工・販売施設等の整備への支援については、六次産業化・地産地消法又は農工商等連携促進法による法認定を受けた農林漁業者等であること。 ・交付率：1/2以内(新商品開発や販路開拓等への支援については、六次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画及び農工商等連携促進法による認定農工商等連携事業計画の取組の場合は、2/3以内)	農林水産省 食料産業局産業連携課 03-6744-2063	110
食のモデル地域育成事業(日本の食を広げるプロジェクト)	地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るため「食のモデル地域構築計画」を策定し、農林水産大臣からモデル地域として認定された地域に対し、商品開発、販路開拓、人材育成等の取組を支援。 ・事業実施主体：都道府県又は市町村、農林漁業者、食品関連事業者等から構成される組織「食のモデル地域実行協議会」 ・補助の要件：農林水産大臣からのモデル地域としての認定 ・補助率：定額 ・上限額：1事業実施主体当たり1,000万円	農林水産省 食料産業局 食品小売サービス課 外食産業室 03-3502-8267	111
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(再掲)	農山漁村における定住・地域間交流を促進するための生産施設や地域間交流拠点施設等の整備を支援。 ・事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等 ・補助率：1/2等	農林水産省 農村振興局整備部農村整備官 03-3501-0814	112

<p>水産多面的機能発揮対策 (再掲)</p>	<p>①水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援するため、漁業者、地域住民、PTA、NPO等で構成する活動組織が行う多面的機能の発揮のための1.国民の生命財産の保全、2.地球環境保全、3.漁村文化の継承にかかわる活動に対し支援。 ②水産業・漁村の多面的機能に資する活動を全国的に推進するため、技術的事項についての講習会、技術サポート等を行う民間団体等への支援。 ・事業実施主体：①地域協議会、都道府県、市町村 ②民間団体等 ・補助率：①及び②ともに定額 ・上限額：①1活動組織当たり国費2,000万円</p>	<p>農林水産省 水産庁漁港漁場整備部計画課 03-3501-3082</p>	<p>68</p>
<p>産地水産業強化支援事業</p>	<p>①産地協議会が策定した「産地水産業強化計画」に基いて実施する地域漁業の課題克服（所得の向上、地先資源の増大等）へ向けた積極的な取組に対して支援。また、産地協議会が行う検討会の開催、調査・調整活動の実施、新たなマーケットの開拓、実践的知識・技術の習得の活動に対して費用の一部を補助。 ②産地協議会が策定した「産地水産業強化計画」に基づく地域漁業の課題克服へ向けた取組（上記①）に必要な共同利用施設の整備について、市町村を通じた交付金により費用の一部を補助。 ・事業実施主体：①産地協議会（漁業関係機関等（漁業協同組合等）、市町村、関係団体）、②産地協議会の構成員である市町村、水産業協同組合等 ・交付率：①定額（1/2以内） ②定額（1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内） ・上限額：①1計画当たり国費年間250万円 ②1計画当たり国費3億円</p>	<p>農林水産省 水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課 03-6744-2391</p>	<p>113</p>

#### 4-4 その他

事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
<p>都市農村共生・対流 総合対策交付金（再掲）</p>	<p>都市と農山漁村の共生・対流において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を支援。 ・事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等 ・補助率：定額 ・上限額：1地区当たり800万円</p>	<p>農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課 03-3502-5946</p>	<p>114</p>
<p>「農」のある暮らしづくり 交付金（再掲）</p>	<p>都市及び都市近接地域において、「農」のある暮らしづくりに向けた地域活動や地元農産物を住民が気軽に楽しむために必要となる農産物の生産・加工・流通を促進するための施設の整備を支援。 ・事業実施主体：民間団体、NPO、市町村等 ・補助の要件：都市計画区域内 ・補助率：推進対策 定額、整備対策 1/2以内 ・上限額：推進対策1地区当たり400万円（うち簡易な施設整備100万円）</p>	<p>農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課都市農業室 03-3502-0033</p>	<p>115</p>
<p>中心市街地魅力発掘・ 創造支援事業</p>	<p>中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、まちづくり会社等が実施する①まちの魅力を高めるための事業化調査、②専門人材の派遣、③先導的・実証的な取組に対して、重点的に支援を行う。 【補助対象者】まちづくり会社・商店街振興組合、商工会議所、NPO法人等 【補助率】 1/2、2/3 【上限額】 ①・②の事業 1,000万円 ③の事業 3億円</p>	<p>経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754</p>	<p>116 117 118 119</p>
<p>酒蔵ツーリズムの促進</p>	<p>認知度が低い、地域内での広がりにつながらないなどの課題がある酒蔵ツーリズムを促進するため、関係府省、地方自治体、観光関連業界、酒造業界などの構成で酒蔵ツーリズム推進協議会が発足。 当該協議会では、日本産酒類（日本酒、焼酎、泡盛及び日本産のワイン・ビール等）を盛り立てるとともに、それを観光資源として活用し、外国人観光客への訴求も見据え、我が国及び地域の観光交流の魅力の増進と地域活性化に繋げることを目的に、先進的な取り組みの情報の収集・発信、本件に関わる様々な関係者の連携強化等を実施。</p>	<p>国土交通省 観光庁観光資源課 03-5253-8924</p>	<p>120</p>



# 5 人と人との関係的かかわり

5-1 時代にふさわしいコミュニティの形成			
事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
移住・交流推進機構（JOIN）	移住や交流の希望者への情報発信、移住・交流のニーズに応じた地域サービスを提供するシステムの普及などを担う全国的な推進組織（企業等と地方自治体で構成）。	総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	121
スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業	①地元の大学や企業などが有するスポーツ資源（人材・施設）を効果的に活用した取組、②スポーツ実施率の低い若者を対象としたスポーツ参加促進策の全国展開を実施することにより、地域住民のスポーツへの参加意欲を高め、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を促進。	文部科学省 スポーツ・青少年局 スポーツ振興課 ①スポーツ連携室専門職 03-5253-4111（内線2998） ②振興係 03-5253-4111（内線2685）	122
集落地域における「小さな拠点」形成の推進	人口減少・高齢化が進む集落が複数集まる地域（小学校区等）において、歩いて動ける範囲で、商店、診療所などの生活サービスや地域活動が行われ、集落からのアクセス手段が確保された「小さな拠点」の形成を推進するため、地方自治体、地域団体等と連携しつつ、ノウハウの全国的な蓄積・普及を図る。具体的には、地方自治体向けのガイドブックの作成や地域における合意形成・プランづくりに関するモニター調査を実施している。	国土交通省 国土政策局総合計画課 03-5253-8365	123
民間まちづくり活動促進事業	市民・企業・NPO等の知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に対し、補助を行う。 （補助率：1/2以内、1/3以内）	国土交通省 都市局まちづくり推進課 03-5253-8406	124
都市再生整備計画事業（再掲）	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い対象事業に対し、交付金を交付。 （補助率：概ね40%以内、45%以内、1/2以内）	国土交通省 都市局市街地整備課 03-5253-8412	58

5-2 世代間の交流			
事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
集落支援員（再掲）	地方自治体が、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。 【特別交付税措置】 集落支援員の設置、集落点検及び話し合いの実施に要する経費等が特別交付税の算定対象 支援員1人あたり350万円を上限（兼任の場合、1人あたり40万円を上限）	総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	94
地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト	拠点となる総合型地域スポーツクラブにおいてトップアスリートを活用し、地域のジュニアアスリート等を指導するとともに、学校に「小学校体育活動コーディネーター」を派遣することなどを通じて、地域スポーツとトップスポーツの好循環を実現。	文部科学省 スポーツ・青少年局 スポーツ振興課 スポーツ連携室連携推進係 03-5253-4111（内線3485）	125

5-3 地域間の交流			
事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
子ども農山漁村交流プロジェクト（再掲）	農山漁村での様々な体験を通じて子どもたちの生きる力を育成するとともに、都市と農山漁村の交流を創出することにより農山漁村地域の再生や活性化を図るもの。 【特別交付税措置】 自治体の地方単独事業に対して、特別交付税による財政支援（算入率2分の1）	総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	85

<p>「域学連携」地域づくり支援事業（再掲）</p>	<p>大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決や地域づくりに継続的に取組、地域の活性化や人材育成に資するもの。 【特別交付税措置】地方公共団体と大学等の両者が負担している経費のうち、地方公共団体が一般財源から支出した宿泊費、旅費、会場費等が対象 ※算定額＝対象経費×0.8（算入率）×財政力補正</p>	<p>総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394</p>	<p>86</p>
<p>地域おこし協力隊（再掲）</p>	<p>地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。 【特別交付税措置】 隊員の募集等に要する経費、隊員の活動等に要する経費等が特別交付税の算定対象 隊員1人あたり400万円（報償費等200万円）を上限 募集に係る経費として、1自治体あたり200万円を上限</p>	<p>総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394</p>	<p>93</p>
<p>若手企業人地域交流プログラム（再掲）</p>	<p>地方の元気づくりを推進するとともに、地方と大都市圏の交流の架け橋となる人材を受け入れるため、大都市圏の企業に勤務する若手企業人を、一定期間（1～3年間）自治体に受け入れるもの。 【特別交付税措置】要綱に該当する若手企業人を受け入れる自治体の財政負担に対して1名当たり350万円</p>	<p>総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392</p>	<p>101</p>
<p>消費・安全対策交付金</p>	<p>農林漁業に触れながら、食や農への理解を深める食育を実践する「教育ファーム」や地域の食育関係団体のネットワーク化等、地域に根ざした食育活動に対して支援。 ・事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 ・交付率：定額（1/2以内）</p>	<p>農林水産省 消費・安全局消費者情報官 03-3502-5723</p>	<p>126</p>
<p>都市農村共生・対流総合対策交付金（再掲）</p>	<p>都市と農山漁村の共生・対流において、意欲ある都市の若者の長期的受入れや、小学校をはじめとする子どもの農山漁村における体験教育活動等の取組を支援。 ・事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等 ・補助率：定額 ・上限額：1地区当たり800万円</p>	<p>農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課 03-3502-5946</p>	<p>127</p>
<p>「農」のある暮らしづくり交付金（再掲）</p>	<p>都市及び都市近接地域において、住民のコミュニティの場でもある市民農園等の整備を支援するとともに、援農ボランティアの活動を支援。 ・事業実施主体：民間団体、NPO等 ・補助の要件：都市計画区域内 ・補助率：推進対策 定額、整備対策 1/2以内 ・上限額：推進対策 1地区当たり400万円（うち簡易な施設整備100万円）</p>	<p>農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課都市農業室 03-3502-0033</p>	<p>128</p>
<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（再掲）</p>	<p>農山漁村における定住・地域間交流を促進するための生産施設や地域間交流拠点施設等の整備を支援。 ・事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等 ・補助率：1/2等</p>	<p>農林水産省 農村振興局整備部農村整備官 03-3501-0814</p>	<p>129</p>
<p>中心市街地活性化のまちづくりに関する情報提供業務</p>	<p>中心市街地活性化に取り組もうとする者に対して、これから始めようとする者、具体的な支援策を探している者、まちづくり会社等の設立を検討している者等それぞれの目的に合わせて、国土交通省の支援業務等や事例をとりまとめ、ホームページにより公表している。 (<a href="http://www.mlit.go.jp/crd/index/index.html">http://www.mlit.go.jp/crd/index/index.html</a>)</p>	<p>国土交通省 都市局まちづくり推進課 03-5253-8406</p>	<p>130</p>
<p>集落活性化推進事業</p>	<p>過疎、山村、半島、離島及び豪雪の各法令指定地域を対象として、人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、活性化の核となる地域拠点の整備を支援し、定住人口の流出抑制、交流人口の増加を図る。 (補助率：1/2以内)</p>	<p>国土交通省 国土政策局地方振興課 03-5253-8403</p>	<p>131</p>
<p>地域いきいき観光まちづくり事例集作成等業務</p>	<p>地域における観光振興の取組を効率的に進めるためには、各地域の取組の情報・ノウハウ等をその他の地域に有効に活用していくことが極めて重要であることから、各地の観光振興の取組事例等を調査し、その結果をとりまとめて事例集を作成する。</p>	<p>国土交通省 観光庁観光地域振興課 03-5253-8327</p>	<p>132</p>

観光地域づくり 相談窓口の設置	観光庁及び全国の運輸局に「観光地域づくり相談窓口」を設置し、観光による地域活性化を目指す地域の方々を対象に、関連施策の紹介や、関係省庁への仲介などを行うことで地域の取組を支援する。	国土交通省 観光庁観光地域振興課 03-5253-8327	133
地域公共交通確保維持 改善事業	多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性の向上に資する設備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。 (補助率：1/2以内、1/3以内など(事業により異なる)) (詳細については、 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html</a> 参照)	国土交通省 総合政策局公共交通政策部 交通支援課 03-5253-8396	134

5-4 その他			
事業名称	事業内容	関係省庁（問い合わせ先）	該当事例頁
地域づくり総務大臣表彰	全国各地で、地域をより良くしようと頑張る団体、個人等を表彰することにより、地域づくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図る。	総務省 地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5536	135
復興支援員（再掲）	被災自治体が、被災地内外の人材を被災地のコミュニティの再構築のために、「復興支援員」として委嘱（期間は概ね1年以上最長5年以下）。復興支援員は、被災地に居住して、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を実施。 【特別交付税措置】 復興支援員の設置及び復興支援員が行う復興に伴う地域協力活動に要する経費が特別交付税の算定対象 支援員1人につき、報酬等＋活動費（必要額）を措置	総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	95
中心市街地魅力発掘・ 創造支援事業 (再掲)	中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、まちづくり会社等が実施する①まちの魅力を高めるための事業化調査、②専門人材の派遣、③先導的・実証的な取組に対して、重点的に支援を行う。 【補助対象者】まちづくり会社・商店街振興組合、商工会議所、NPO法人等 【補助率】 1/2、2/3 【上限額】 ①・②の事業 1,000万円 ③の事業 3億円	経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754	116 117 118 119
「今しかできない旅がある」 若者旅行を応援する取組 表彰	若者の旅行振興に取り組む機運を高めるため、「今しかできない旅がある」をキャッチフレーズに、若者が旅行に行きたくなる取組に対する観光庁長官表彰を新設。第1回を平成24年12月より募集し、本年6月に受賞取組を決定するとともに、取組事例をとりまとめた。(表彰結果及び取組事例については、 <a href="http://www.mlit.go.jp/kankocho/news05_000150.html">http://www.mlit.go.jp/kankocho/news05_000150.html</a> 参照)	国土交通省 観光庁観光資源課 03-5253-8924	136



# 「5つのかかわり」別 施策集

「ふるさとづくり」に関する施策を紹介します。  
施策は1事例1頁とし、かかわりごとに分類しています。

1. 環境的かかわり

2. 文化的かかわり

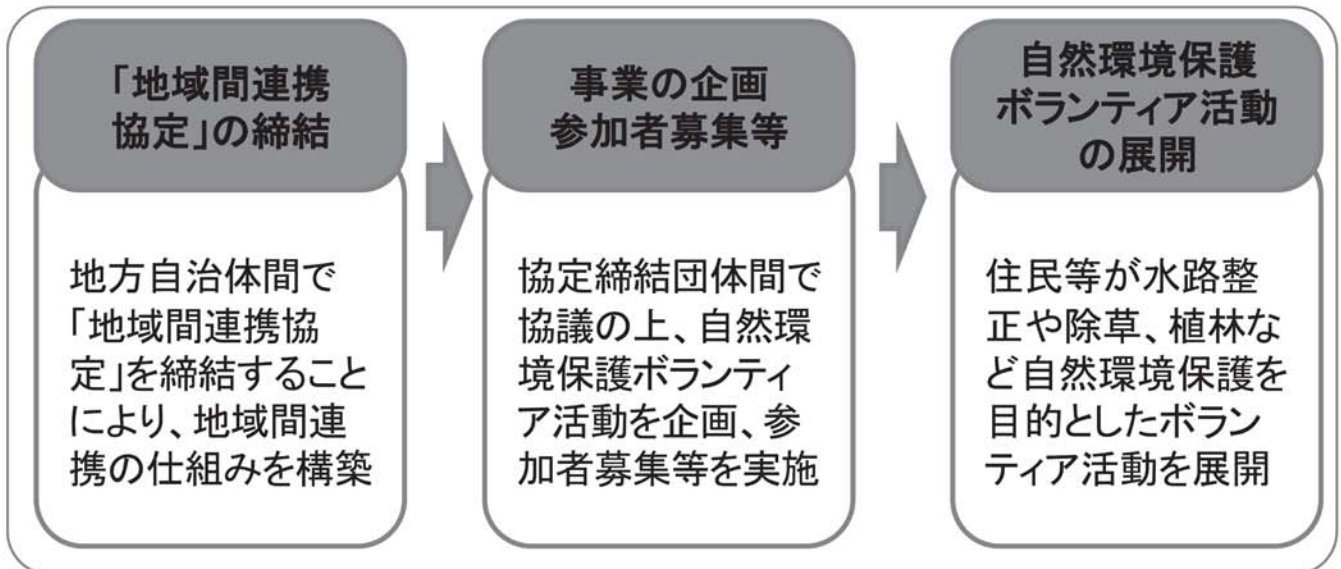
3. 教育的かかわり

4. 経済的かかわり

5. 人と人との関係的かかわり

## ●地域間連携協定

地方自治体間の「地域間連携協定」に基づいて、自然環境保護を目的としたボランティア活動に住民が参画する仕組みを支援



### 地方財政措置(特別交付税措置)

- ①自然環境保護を目的としたボランティア活動に係る経費
- ②協定締結のために行う準備経費等
  - ・上記経費として総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た数を特別交付税措置
  - ・なお、特に「流域協定」に基づく場合には、0.7を乗じて得た数を特別交付税措置

**「流域協定」:** 同一の河川の流域をその区域に含む地方自治体が締結する協定で、当該河川の流域の自然環境を保全することを目的とし、協定に基づく事業内容として、当該河川の流域の自然環境を保全するためのボランティア活動を定めるもの

## 都市再生整備計画事業

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。

### | 都市再生整備計画事業で実現できる個性あふれるまちづくり |

活力と魅力にあふれ、暮らす人にも訪れる人にも快適なまちづくりを応援します。

にぎわいと活力のある  
まちづくり



- モール化(歩行者ネットワーク軸)
- 多目的広場の整備
- にぎわい創出イベント支援

公共交通を活かした  
まちづくり



- 街路事業・道路事業
- 駅前広場・歩行者デッキ・自由通路・パークアンドライド駐車場の整備 等

少子・高齢化に対応した  
まちづくり



- 歩行空間のバリアフリー化
- 子育て世代活動支援センター、地域優良賃貸住宅の整備 等

観光資源を活かした  
まちづくり



- 観光交流センターの整備
- 観光ボランティアガイドの充実支援



安全・安心のまちづくり



- 防災広場、避難路、防犯灯の整備
- 防災マップ作成等の防災活動支援 等

環境に配慮した  
まちづくり



- 公園の整備
- 下水道の整備
- 市民花壇等による歩道修景等

歴史・文化を活かした  
まちづくり



- 歴史的景観、歴史的建造物を活用した各種交流施設の整備
- 電線類の地中化 等

アメニティ向上を目指した  
まちづくり



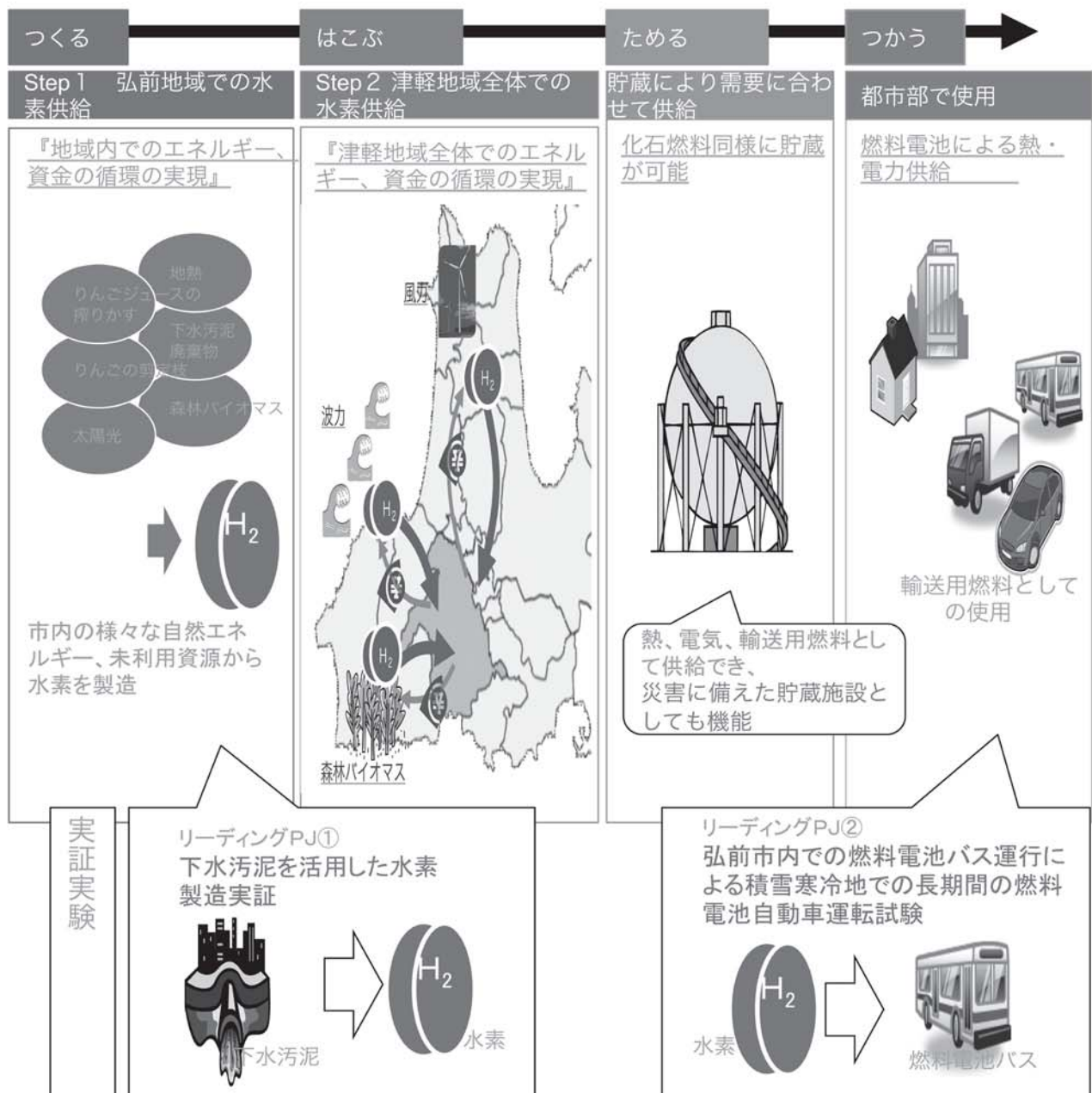
- 道路の高質化
- 休憩施設の整備
- せせらぎ整備 等



## まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化 モデル構築支援事業①

弘前地域の資源を活用したエネルギー地産地消まちづくり構想  
～グリーン水素へのエネルギー変換による「つくる」「はこぶ」「ためる」の実現～

津軽地域は風力・波力・バイオマス等の豊かな再生可能エネルギー資源を有しているものの、季節・地域間の需給ギャップ等の課題を抱えている。このため、エネルギーの輸送・貯蔵を可能とする媒体として「水素」に着目し、地域の再生可能エネルギーから、「つくる」「はこぶ」「ためる」を実現する「グリーン水素による地域エネルギー地産地消モデル」の確立を目指す。



## まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化 モデル構築支援事業②

薩摩川内の地域多様性を活かした観光・住民交流の促進モデル構想  
～エネルギーが支える、人々が行き交い住み続けたいまちを目指して～

薩摩川内市は、島しょ部(シマ)、市街地(マチ)、山間部・農村部(ヤマ)など、多様な地理的特性を有し、地域独自の課題が存在する。「エネルギーのまち」として市内の多様なエネルギー資源を活用し、「シマ」活性化(エコアイランド)モデル、「マチ」QOL(生活の質)向上モデル、「ヤマ」定住化モデルづくりを目指す。

島しょ部(シマ)

市街地(マチ)

山間部・農村部(ヤマ)

全体構想

- ◆ 市民と地域の交流を促すスマートアクセスの実現を図る。(交通・観光)
- ◆ 情報通信技術を活用し、より快適なライフスタイルの実現を図る。(交通・くらし)
- ◆ スマートグリッドの整備・スマートハウス導入・賢いエネルギーの使い方に配慮した生活様式・エコまちの実現を図る。(くらし)
- ◆ HEMS端末により生活支援系サービスを提供し安心・利便性の高い生活環境を創出する。(くらし)
- ◆ エネルギー関連施設を結び「エネルギーのパビリオン化」を図る。(観光)

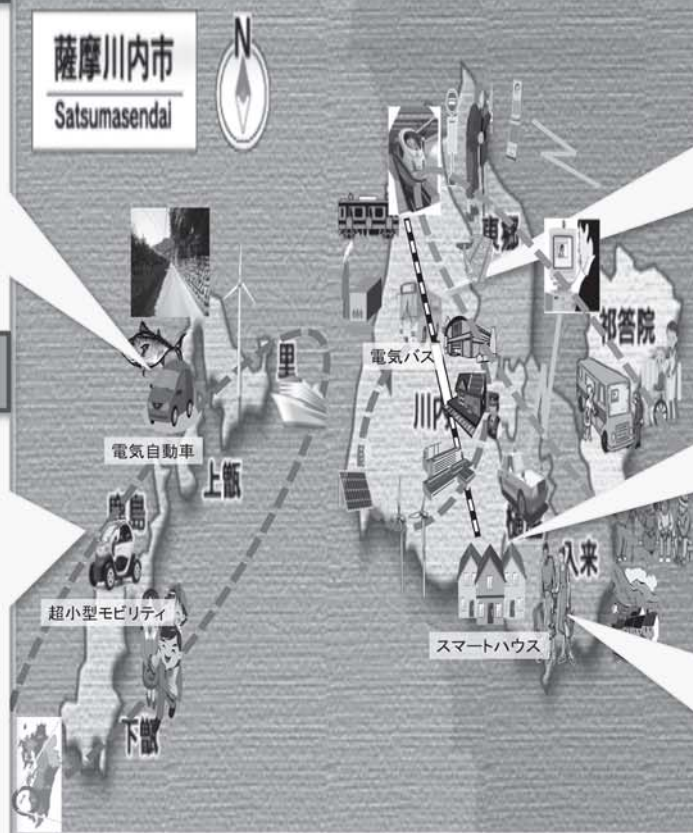
### 甌島における電気自動車導入実証事業

- ・ 電気自動車をリース方式で導入
- ・ 平日は主に市公用車として支所で活用、週休日は主に観光客向けのレンタカーとして運行
- ・ 利用者(観光客等)より、電気自動車の走行データや充電頻度等に関するデータ収集を行い、将来的なエコアイランド化に向けた具体的取組へ

### 甌島における超小型モビリティ導入実証事業

- ・ 島内の市支所、レンタカー(カーシェア)事業者、観光団体、地区コミュニティ協議会等に超小型モビリティを導入
- ・ 市民モニターを募り、実際の生活の中での体験機会を提供
- ・ 利用者(市民等)より、超小型モビリティに係る走行距離、位置情報及びバッテリー残量等に関するデータを収集
- ・ 主に市民の利便性の向上を図るとともに、将来的なエコアイランド化に向けた具体的取組へ

### 島しょ部、市街地、山間部・農村部ごとのリーディングプロジェクト



### 川内駅～川内港におけるシャトルバスの電気バス化事業

- ・ 平成26年春からの川内港発新高速船就航に伴い、川内駅と川内港との間を運行するシャトルバスに電気バスを導入、地域交通のグリーン化へ
- ・ 運行事業者の公募、電気バス及び電気バス用充電設備の入札を実施

### 市内中心部におけるスマートハウス導入実証事業

- ・ 創蓄省エネ機能を備えたスマートハウスを導入、本住宅を活用した実証実施
- ・ 本住宅を普及啓発・施策発信の拠点と位置付け、市内外からの来訪者に情報提供

### スマートグリッド実証試験

- ・ 市内全戸に対し、電力需要等に関する意識調査を実施
- ・ 市民モニターを募り、スマートメーターや「エネルギーの見える化」端末を導入、季節や時間帯に応じた最適需要パターンの確立を促進

(図出所)薩摩川内市次世代エネルギービジョン行動計画、薩摩川内市観光協会HP、国土交通省HP



## 街なみ環境整備事業

地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取組み、魅力あるふるさとづくりを推進

### 佐原地区(千葉県香取市)



地区の中心を流れる小野川沿いに残る旧商家のまちなみを保全・再生



- ・建物の修景
  - ・道路の美化化
  - ・小公園の整備
  - ・街路灯の設置 等
- (左写真)  
住宅の修景事例(建具、外壁の修理、屋根の葺き替え等)

### 今井町地区(奈良県橿原市)



文化財としての街並み景観の保全と、安心して居住できる住環境整備とを共生



- ・建物の修景
  - ・電線の地中化
  - ・道路の美化化
  - ・防火水槽等の整備 等
- (左写真)  
住宅の修景事例(格子窓や厨子二階等)

### お城下町地区他4地区(長野県松本市)



歴史ある城下町の「町割」や「蔵」など、歴史的資産を活用した魅力づくり



- ・建物の修景、移築
  - ・特定公共賃貸住宅の修景
  - ・電線の地中化
  - ・道路の美化化
  - ・小公園の整備 等
- (左写真)  
中町地区での修景事例

### 海岸地区(新潟県出雲崎市)



歴史ある妻入りの街なみを保全しつつ、生活環境を向上

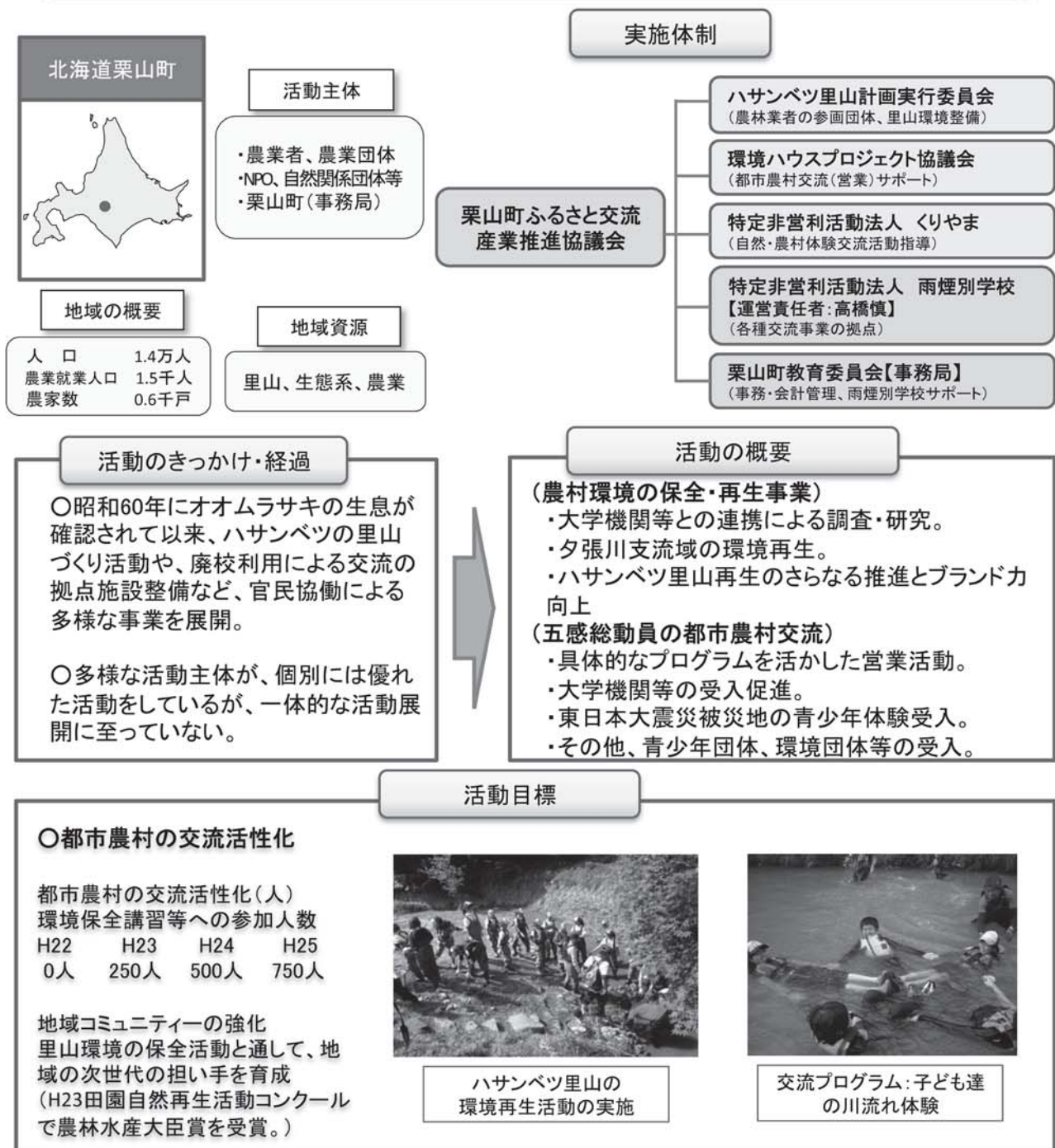


- ・建物の修景
  - ・道路の美化化
  - ・防火水槽の設置 等
- (左上写真)  
妻入りの建物が特徴的な出雲崎宿の街並み  
(左下写真)  
住宅の修景事例(既存のブロック塀に木材を貼りつけた例)



いい川・いい森・いい人づくり～五感総動員の農村交流体験～  
(栗山町ふるさと交流産業推進協議会【北海道栗山町】)

- ハサンベツ里山の再生を通じ、産業と自然が調和した地域ブランド力の高まり。
- 里山再生や体験交流プログラムの実施など、多様なノウハウを持つ各種団体の連携。
- 将来的な自立に向けたノウハウが蓄積され、持続的な取組となる。



## 「農」のある暮らしづくり交付金

「農」のある暮らしづくりに向けた地域活動や施設整備を支援します！

### ◆ 遊水機能が期待される水田の保全

住民、NPO、農業者等による農地・水路等の保全活動等に対し定額を助成します。

注) 上限額400万円(うち、簡易な施設整備は100万円以内のものが対象です。)

- 住民、NPO、農業者等による農地・水路の保全活動やこれに伴う用排水路の補修等を支援



### ◆ 「農」のもつ公益的機能の維持増進

「農」の持つ公益的機能を発揮する景観形成施設等の整備に要する経費については国が1/2以内を補助します。

- 都市及びその近接地域における農業・農地の公益的機能を維持増進するためのさまざまな取組や必要となる景観形成施設、遊歩道等の整備を支援





## 中山間地域等直接支払交付金

(景観形成・生態系保全と美しい棚田の継承【茨城県常陸大宮市 ひたちおおみやし 千田D集落】 せんだ)

### 取組に至る経緯

地区内には極めてきつい傾斜の農地が多数存在し、また不整形のほ場が連続するなど、耕作や管理だけでも大変な労力を必要とする状況にある。現在、地域で農業を支えているのは60歳以上の高齢者で、「先祖から受け継いだ農地を荒らすことはできない」、「農地を子孫に受け継ぎたい」という強い意志から、中山間地域等直接支払制度を活用して、景観形成・生態系保全に取り組んでいる。

### 取組の内容

当地域の耕作が困難な水田では、農地を荒らすことなく営農活動が可能な状態にするとともに、一部にはハナショウブを植え付け、開花時期には山間地に鮮やかな見ごたえのある花を見ることができるとともに、湧水を活かして通年水田を湛水管理することにより、冬場にはカモなどの野鳥が飛来してヒナを産むなど、安心して生息できる場所を確保している。

このような地域で、制度の取組による共同での活動のほかに、農家個々が丹念な草刈りなど保全管理を行うことにより美しい棚田景観を維持している。



春



秋



【湛水田の管理の様子】

【適正に管理された棚田】

#### 【主な活動内容】

- ・ 景観作物作付（景観作物としてハナショウブを約0.2ha作付け）
- ・ 周辺林地の下草刈り（約0.5ha、年3～4回）
- ・ 水路・作業道の管理（水路1.2km、年3～4回：清掃、草刈り、道路1.0km、年3～4回：清掃、草刈り）
- ・ 農地法面の定期的な点検（随時）

#### 【集落の将来像】

- ・ 継続的な農業生産活動等を行っていくことにより、引き続き美しい景観や生態系を維持・保全していく。



## 農地・水保全管理支払交付金

(愛知県安城市 榎前環境保全会)

- 本保全会は、平成19年度より農地・水保全管理支払に取り組んでおり、近年の環境配慮に係る意識の高まりなどを受けて、愛知県農業総合試験場等との連携のもと、地区内の水田に水田魚道を設置。
- 保全会は、水田魚道と魚道を設置した観察水田において、生物の観察や伝統的農機具を用いた農作業体験など、子どもが農業や環境の大切さを再認識し、地域や農業への理解を深める活動を実施。
- また、保全会では、地元の保育園・学校・子供会等との連携のもと地域資源の保全活動を実施しており、景観保全のために植栽したヒマワリを活用したイベント等を開催。更に、地元農協は、水田魚道を設置した水田で栽培した減農薬米を「どじょうの育み米」として販売。

### 【地区概要】

- ・取組面積 86ha (田 81ha、畑 5ha)
- ・資源量 水路 33km、農道 9km
- ・主な構成員 農業者 50名、非農家700名、榎前農用地利用改善組合、町内会、その他 4 組織
- ・交付金 (H24) 2,778千円 (共同活動支援交付金)

### 研究機関との連携による水田魚道の設置

- 本地区においては、水田の生物多様性を確保するため、構成員、耕作者等の関係者が話し合い、水田と排水路を結ぶ水田魚道を設置
- 水田魚道は、愛知県農業総合試験場において開発された水田魚道であり、保全会は、遡上する魚類等の観察・調査を週2回程度の頻度で定期的実施



### 水田魚道を活かした活動



- 水田魚道での生き物調査を実施する事で環境に対する意識を醸成



- 魚道を設置した水田を観察水田としても活用

- 観察水田で伝統的農機具を用いた農業体験を実施



### さらなる活動の展開



- 水田魚道を設置した水田で、節減対象農薬を地域慣行の5割低減して栽培した米を「どじょうの育み米」として販売

- また、地元製パン工場とも連携し、米粉パンとしても販売



- 多様な主体による取組 (中学生によるゴミ拾い)

- ヒマワリの植栽 (活動組織が主体となってヒマワリ祭りも開催)



## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (新潟県佐渡市(新潟県佐渡正明寺地区活性化計画))

### 取組の背景

- ・ 本地域の水田等にはトキが生息しやすい貴重な生態系が保たれていたが、農林業従事者の過疎化・高齢化等による耕作放棄地の増加、老朽化した農業用施設の維持管理労力の不足等により地域の継続的な営農に支障をきたし、貴重な生態系が崩れつつある。このため、トキと共生可能な農業用施設やビオトープの早期整備が必要。



新潟県佐渡市(正明寺地区)

### 取組内容

休耕田・転作田を利用したトキ野生復帰拠点(ビオトープ)の整備。

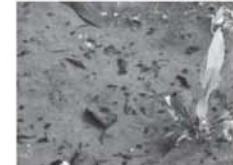
#### 本交付金活用のポイント

本施設の整備により、自然環境保全・再生に向けた取組の増加と定住人口を確保する。

景観・生態系保全整備  
(耕作放棄地のビオトープ)



(ビオトープ内の生物等)



### 取組による効果

本施設の整備により、農業用水の安定供給が可能となり、地域産物の品質向上と維持管理労力の節減が図られ、地域内の定住人口の確保やビオトープ内の自然環境の保全・再生活動が促進された。

また、ビオトープ内に生息する生物調査等、子供たちの自然環境学習の場としての活用も図られた。



自然環境保全・再生活動



生物調査状況

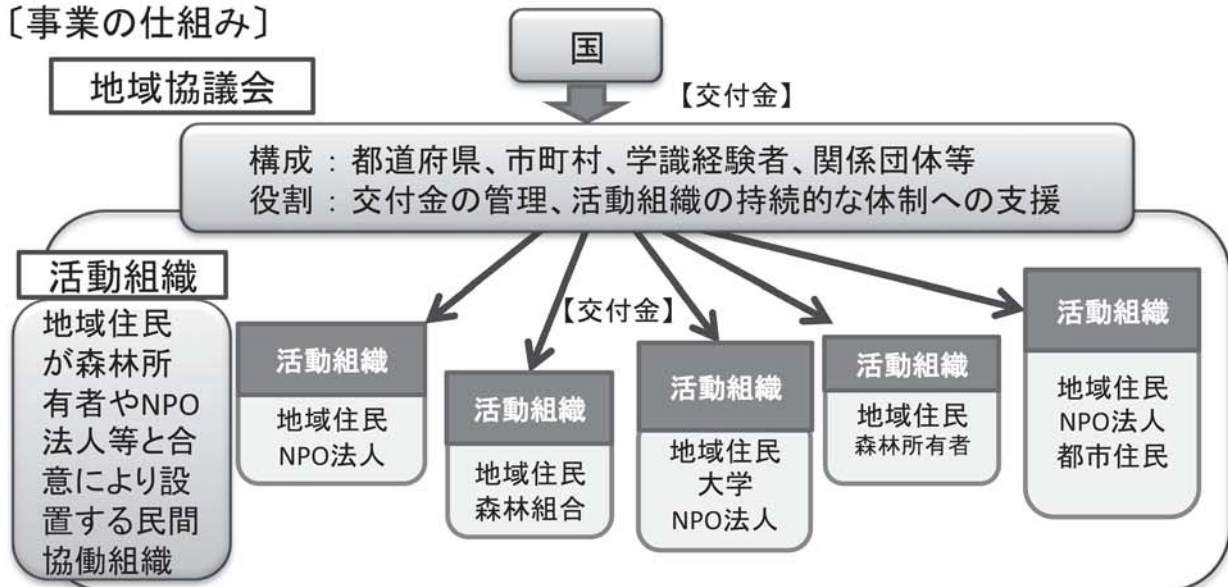


## 森林・山村多面的機能発揮対策

**背景** 森林・林業を支える山村において、過疎化・高齢化の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化しつつあり、水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の有する多面的機能の発揮が困難となっている。

**事業** 地域住民が森林所有者、NPO法人、関係団体等と地域で合意した民間協働組織（活動組織）が実施する森林の保安全管理や森林資源の利活用等、森林の多面的機能の維持増進および山村の活性化に資する取組に対し、平成25年度～27年度の3年間、一定の費用を国が支援。  
〔・補助率：定額（1/2相当） ・1活動組織当たりの交付上限額：500万円〕

### 〔事業の仕組み〕



### 支援対象となる活動組織の活動内容例

- | 地域環境保全タイプ  | 森林資源利用タイプ  | 森林空間利用タイプ   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>里山林景観を維持するための活動</li> <li>侵入竹の伐採・除去活動</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>集落周辺の広葉樹の伐採・搬出</li> <li>広葉樹を薪として利用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境教育の実践</li> </ul> |



## 水産多面的機能発揮対策

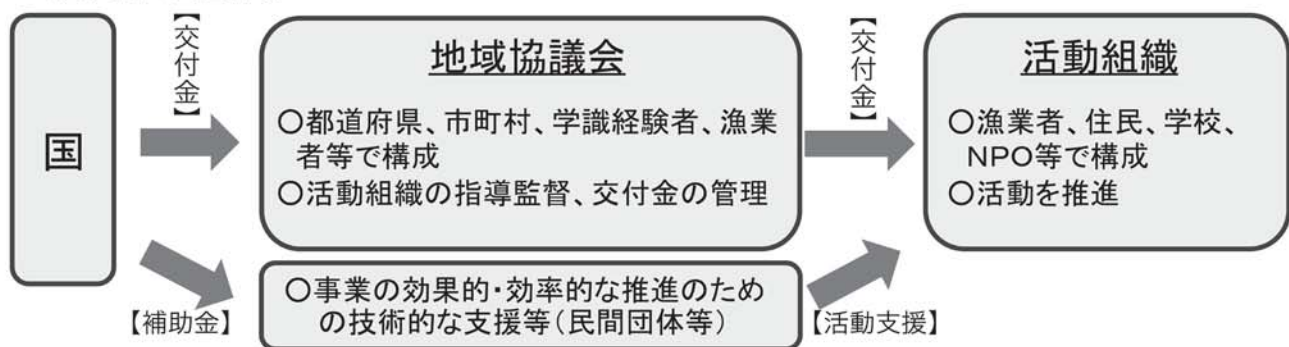
### 狙い

漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により、水産業・漁村の多面的機能の発揮に支障が生じており、多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図ることが必要。

### 事業内容

漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動に対し、一定の費用を国が支援。また、同活動を全国的に推進するため、活動を行う活動組織に対する技術的事項についての講習会、技術サポート等を行う民間団体等へ支援。

#### 【事業の仕組】



#### 【主な活動項目】



全国的に漁村の多面的機能が効果的に発揮され、広く国民が享受

相乗効果

水産業・漁村が活性化され、その再生が促進

# 景観まちづくりの推進

## ■景観法(平成16年制定)の概要

**基本理念** 良好な景観は、「国民共有の資産」、「地域の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動等の調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」、「保全のみならず新たに創出することを含む」。



## ■景観形成の取組み (兵庫県 西宮市 甲陽園目神山地区)

- 住民主体のまちづくり協議会が「みどりのガイドライン」を策定し、自主的に建築主と協議。さらに一定の規制力により担保するため、西宮市の景観計画において、特に重点的に都市景観の形成に取り組むべき地区として「景観重点地区」に指定。(景観計画区域は市内全域。)
- 良好な景観の形成に関する指針として誘導基準を設定。
- 地域住民の意識と活動に支えられ、緑と融合した美しい街並みを形成している。





# 歴史まちづくりの推進

## 歴史まちづくり法の概要

「歴史的風致」とは（第1条）

- ① 歴史上価値の高い建造物
- ② その周辺の市街地
- ③ 地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動

一体となって形成してきた良好な市街地の環境

歴史まちづくりを進める市町村が作成した「歴史的風致維持向上計画」を国が認定（第5条～第11条）



- ・市町村からの申請を受け、国としての基本方針に基づき、国（文部科学大臣、国土交通大臣、農林水産大臣）が歴史的風致維持向上計画を認定
- ・計画には、歴史的風致維持向上の方針、重点区域、文化財の保存・活用、公共施設等の整備・管理等の事項を記載  
※重点区域は、核となる文化財（重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等）と、それと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定（第2条第2項）

### 認定した計画に対して重点的な支援

#### 歴史的風致形成建造物（第12条～第21条）

- ・市町村が指定し、現状変更の届出報告制、市町村等による管理代行等により、歴史的建造物を保全
- ・申出により、管理・修理について文化庁が技術的指導

#### 法令上の特例措置（権限委譲・規制緩和）（第22条～第30条）

- |         |       |      |
|---------|-------|------|
| 農業用排水施設 | 文化財保護 | 都市公園 |
| 電線共同溝   | 屋外広告物 | 等    |

#### 歴史的風致維持向上地区計画（第31条～第33条）

用途制限の特例により、歴史・伝統を活かした物品の販売や料理などを用途とする建築物等の立地を可能とする

#### 歴史的風致維持向上支援法人（第34条～第37条）

歴史的風致維持向上の取組の実施主体として申請のあったNPO法人等を市町村が指定

### 各種事業による支援（補助対象拡大・国费率嵩上げ）

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○街なみ環境整備事業<br/>歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市公園事業<br/>古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市再生整備計画事業<br/>交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、電線電柱類移設等を基幹事業に追加</li> </ul> |
|---|---|---|

## 甘楽町における歴史まちづくりの推進（甘楽町歴史的風致維持向上計画 平成22.3.30認定）

城下町の風情を今に伝える武家屋敷や、明治期の養蚕農家建造物群が残る小幡の町並みの中を流れ、住民の生活に溶け込んでいる雄川堰、その町並みを舞台として今も受け継がれている伝統行事や地理的条件を上手く活用して展開されている産業が一体となって甘楽町の歴史的風致を形成している。  
名勝楽山園の周辺環境の整備や歴史的建造物の修理等を実施し、歴史的風致の維持及び向上を図っている。

#### 水路の整備事業

雄川堰（左：大堰/右：小堰）  
小幡のまちに網目状に張り巡らされている雄川堰（大堰及び小堰）の石積改修

#### 名勝楽山園環境整備事業

土地の公有地化及び発掘調査、環境整備

#### 名勝楽山園周辺の整備事業

○名勝楽山園周辺整備事業  
歴史的建造物が数多く残る町家地区、名勝楽山園に通じる中小路等の県道町道における照明整備、無電柱化等の整備  
町家地区の雄川堰沿いの道路

#### 地域交流センターの整備事業

○ふるさと伝承館整備  
民俗芸能等を学習、伝承する場、地域住民と来訪者との交流する場を備えた施設を整備

#### 建造物の保存・修理事業

○高橋氏屋敷保存・修理事業  
武家の屋敷構えを良好に残す高橋氏の屋敷の保存修理および耐震改修  
旧小幡藩武家屋敷高橋氏屋敷（町指定史跡）

#### 【提案事業】

- 地域コミュニティ組織づくり事業  
行事やイベント等の実行委員会を組織化
- 歴史まちづくり（歴史・景観）講習会  
町の文化財や歴史等に関する講習会を開催



## 歴史的風致維持向上推進等調査

### 歴史的風致維持向上推進等調査の概要（平成25年度）

町家等の歴史的建造物の滅失を防ぎ、歴史的まち並みを保存・活用するため、その隘路となる課題について、実証的に調査解決等を行う地域の取組を募集し、優れた提案を国からの委託調査により推進する。

- 【募集課題】**
- 民間資金の導入による町家等の歴史的建造物の修理・活用等の促進
  - 広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成
  - 伝統工法と現代工法の組合せによる歴史的建造物保全システムの構築
- 【委託経費】** 1件あたりの上限額は原則700万円程度
- 【採択件数】** 14件採択（35件応募）
- 【委託期間】** 契約締結時～平成26年3月上旬

### 高校生の修繕作業実習課外授業による担い手育成手法検討（平成24年度調査事例）

■調査実施者：任意団体「龍野地区まちづくり協議会」 ■調査実施地域：兵庫県たつの市

- ＜調査内容＞
- 地元高校生が歴史的建造物への愛着とその保存等の取り組みを職業として興味を持てる課外授業を実施
  - 課外授業で歴史的建造物に興味を持った高校生や卒業生のさらなる育成と地域の意識向上を図る

#### 教材選びの検討

##### 【物件選定のポイント】

- ・持ち主の同意は得られるか？
- ・高校生の技量に合っているか？
- ・一連の工程がつかれるか？
- ・学期中に終了できる物件か？
- ・安全確保はできるのか？
- ・学校の希望は？



#### 課外授業のプログラムの検討

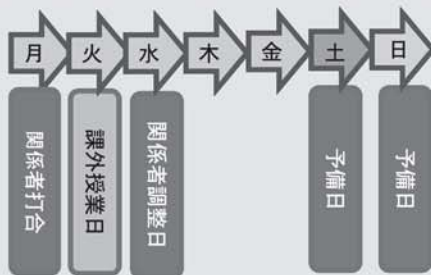


通常1か月半程度の仕事を、課外授業の一週間サイクルにあてこむ。（約4カ月になる。）



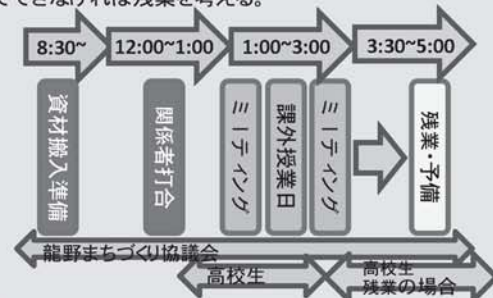
#### ●時間割りの工夫【一週間を一作業と考える】

工種別に作業の工程を決定し、一週間で一作業が終了するように組み込んでいく。普段の工事と違い、限られた授業の中で高校生に一作業ずつ完結させることで、工程が明確に進み、一作業ずつ達成感を感じてもらう。



#### ●課外授業の一日の工夫【課外授業2時間を基本にする】

一作業の一番作業らしい状態の始まりから終了で2時間の作業量を課外授業にあてる。午前中に資材搬入や下準備を行い、関係者の打合せを行う。高校生にミーティングをもらい作業の段取りを立ててもらう。3時の時点でできなければ残業を考える。



上記検討を踏まえ、実際に課外授業を実施（高校生10名参加）し、その効果を検証

- ・専門の職人を導入することで生徒・職人・住民が密接な関係がもてた。
- ・通常1か月半程度の工程を一週間のサイクルに組込むことで課外授業のカリキュラムにすることができた。
- ・課外授業の取組を通じ行政・専門家そして地域住民が「まちづくり」の視点で伝建へつなげる気運の上昇になった。

## 景観まちづくり教育の推進

### ■景観まちづくり教育について

- ・ 良好な景観形成を進めていくには、景観に関心を持ち、その形成を自らの問題と捉えることのできる人材の育成が不可欠。
- ・ そのためには、良好な景観(形成)に関する意識の啓発、知識の普及等を行う「景観教育」が重要。
- ・ 行政向け、学校向け、市民向けの景観教育ツールを提供。

景観まちづくり教育HP: <http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>



なお、(一財)都市文化振興財団において、景観まちづくり学習モデルプログラムの中から選んだプログラムを、授業や総合学習の時間等において取り組む小・中学校に対して、費用の助成を実施。詳しくはHP(<http://www.toshibunka.or.jp/josei.htm>)を参照。

助成額：一校につき10万円、募集校数：15校程度)

### ■景観まちづくり教育の取組み (愛知県 岡崎市 大樹寺小学校)

○愛知県岡崎市立大樹寺小学校では歴史的・文化的環境を活かして、南門となる「総門」を題材として、各学年の発達段階に応じて教材化し、体験・体感的な活動を中心に据えて実践を行うことで、意識や関心の高揚につなげ、郷土への愛着を深め、地域の一員として今後もビスタライン※1の景観を守り受け継いでいこうという誇りの醸成を図っている。

※1:徳川家の菩提寺・大樹寺から約3km先の岡崎城を望む眺望は、徳川三代将軍家光公が祖父・家康公への尊敬の念を込めて、本堂から三門、総門を通して、その真ん中に岡崎城が望めるように伽藍を配置したこと由来し、約370年の長きに渡って、眺望空間の下の住民等の想いによって守られてきた奇跡の景観「ビスタライン」と呼ばれ、広く親しまれている。このビスタラインは、ライン上で生活する地域住民等の理解と協力のもと、岡崎城への眺望を妨げないように建物等の高さに対応してもらって守られており、景観計画や景観条例によっても保全されている。

### ■活動内容の一例



「条例ができたことを考える」  
岡崎市役所から景観計画と条例について聞き、ビスタラインの景観まちづくりの方針や条例の内容を知る。ビスタラインについての自分の考えや立場をまとめる。



「ビスタラインを実際に歩く」  
実際に歩いて大樹寺から岡崎城を眺望を実感する。



「ビスタライン下の住民にヒアリング」  
ビスタライン下の住民にヒアリングをして、立場による考えの違いを理解する。



## 地域伝統芸能まつり

### 【目的】

全国を代表する地域伝統芸能・文化、古典芸能、新作古典芸能が一堂に会して実演を披露することにより、地域伝統芸能等についての国民の再認識を促し、地域伝統芸能等の保存活用、及びそのことを通じた地域の活性化に関する国民的機運を盛り上げることを目的としている。

### 【平成24年度 事業実績】

第13回地域伝統芸能まつり

来場者数 1日目2,415人

+ 2日目2,332人

合計4,747人（前年度4,565人）



	地域伝統芸能10演目	出演団体	市町村
1	松前神楽	松前神楽小樽保存会	北海道小樽市
2	南沢神楽(南部神楽)	南沢神楽	岩手県一関市
3	村上の田植踊	村上田植踊保存会	福島県南相馬市
4	佐原囃子	囃子: 佐原囃子保存会会員・佐原囃子連中 踊り: 佐原寺宿区の若者と子供達	千葉県香取市
5	伏木一宮の獅子舞	氣多神社獅子方保存会	富山県高岡市
6	遠州大念仏	遠州大念仏保存会(芝本下組)	浜松市
7	知立の山車文楽	知立山車文楽保存会 中新町人形連	愛知県知立市
8	御所の献灯行事	鴨都波神社ススキ提灯献灯行事保存会 鴨の宮若衆会	奈良県御所市
9	綾南の親子獅子舞	綾南の親子獅子舞保存会	香川県綾川町
10	鶴崎踊	鶴崎おどり保存会	大分県大分市





## 文化遺産を活かした地域活性化事業

(新規)

25年度予算額(3,384百万円)

### 背景

◇文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)

伝統芸能等の各地に点在する有形・無形の文化芸術資源を地域振興等に活用するための取組を進める

### 課題等

◇地域の文化遺産を地域活性化に十分に活かしていない状況

◇文化遺産を積極的に活用し、地域活性化を図ることが必要

### 事業概要

◇趣旨・目的

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動や、子供達が親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業など、特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進

◇実施方法

都道府県・市町村(特別区を含む。)が策定する、地域の文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する計画に盛り込まれた事業に対して支援

### 事業イメージ

実施計画名:○○県 ○○地域活性化プロジェクト

#### ①地域の文化遺産次世代継承事業

- ・地域の文化遺産に関する情報発(ホームページ、パンフレット作成)、人材育成(ボランティアガイド、ヘリテージマネージャー育成)
- ・伝統芸能・伝統行事の公開、シンポジウムの開催
- ・伝統芸能・伝統行事などの後継者養成
- ・地域の民俗文化財に用いる用具の新調・修理
- ・地域の民俗芸能などの継承のため映像記録作成
- ・地域の文化遺産の総合的な把握のための調査

#### ②伝統文化親子体験教室事業

地域に伝わる伝統芸能、伝統行事などを子供達が親とともに体験できる機会等の提供

### 取組事例1

◇実施計画名

いわての文化遺産復興・発信・活用事業(岩手県)

◇事業名

震災からの復興を考えるシンポジウム

◇場所/参加者

岩手県民会館/200名

◇内容

虎舞の上演等を通じて、地域復興・地域活性化に資するシンポジウムを開催

### 取組事例2

◇実施計画名

伊勢崎市文化財活用活性化事業

◇事業名

子ども屋台囃子教室

◇内容

市内4つの屋台囃子保存会が、子供達を対象に体験教室を実施(延日数:71日、1日当たりの参加者数は約40名)

# 日本食文化ナビ

—食文化で地域が元気になるために—



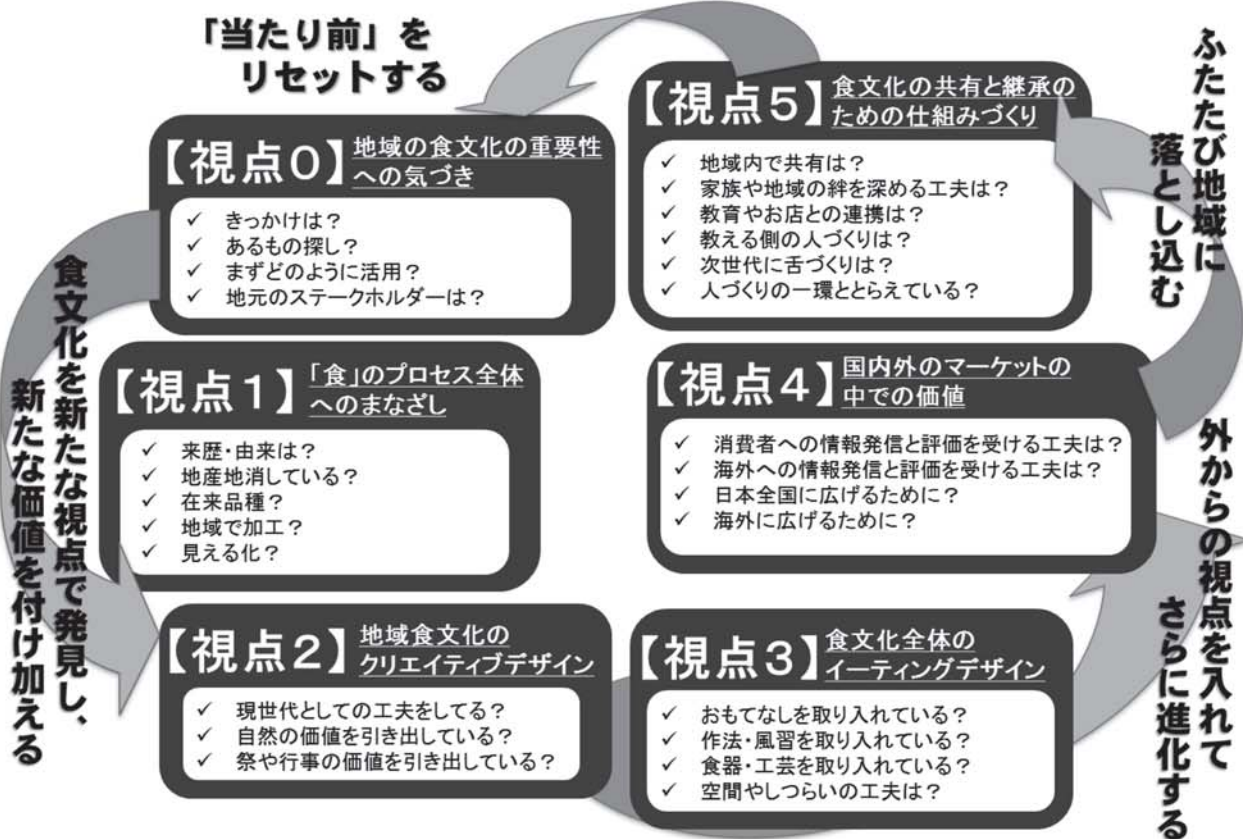
## 「日本食文化ナビとは」

日本食文化ナビは、地域固有の伝統的な食文化を次世代に守り伝え、それらを活用して地域を元気にしていくためのナビゲーションです。

ダイジェスト版に付属するワークシートを使って、「5つの視点」に基づき取組をチェックすることで、当たり前だと思っていたことがそうでないと分かるなど、思いがけない気づきや発見に繋がります。

また、全体版ではこうした発見をもとに、先進事例から解決のヒントを探ることができます。

- ▶ 対象： 食文化を活用して地域を元気にしようと思っているすべての方  
(事業者、自治体、学校、団体、個人etc・・・)
- ▶ 入手方法：【ダイジェスト版】冊子で配布中（お問い合わせください）  
【全体版】農林水産省ホームページに掲載中  
[http://www.maff.go.jp/j/study/syoku\\_vision/manual/index.html](http://www.maff.go.jp/j/study/syoku_vision/manual/index.html)



## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (福島県白河市 (隈戸地区活性化計画))

### 取組の背景

- 本地域は農林業従事者の高齢化や後継者不足に加えて、人口流出が進み地域の活動や活力が低下し、世代間の交流が少なくなっている。このため、地域住民の交流促進のための拠点施設を整備し、世代間交流による伝統文化の保全・継承活動を促進する事が急務。



福島県白河市(隈戸地区)

### 取組内容

世代間交流による地域文化の保全・継承活動の促進のために交流拠点施設を整備。

#### 本交付金活用のポイント

本施設の整備により、定住人口を確保する。

交流拠点施設  
(上小屋ふれあい交流センター)



### 取組による効果

本施設は地域の世代間交流の拠点施設として位置づけられ、本施設を活用して伝統芸能の保全・継承活動が行われた事で定住人口が確保された。

伝統芸能(文化)の保全・継承活動



伝統芸能(巫女の舞)



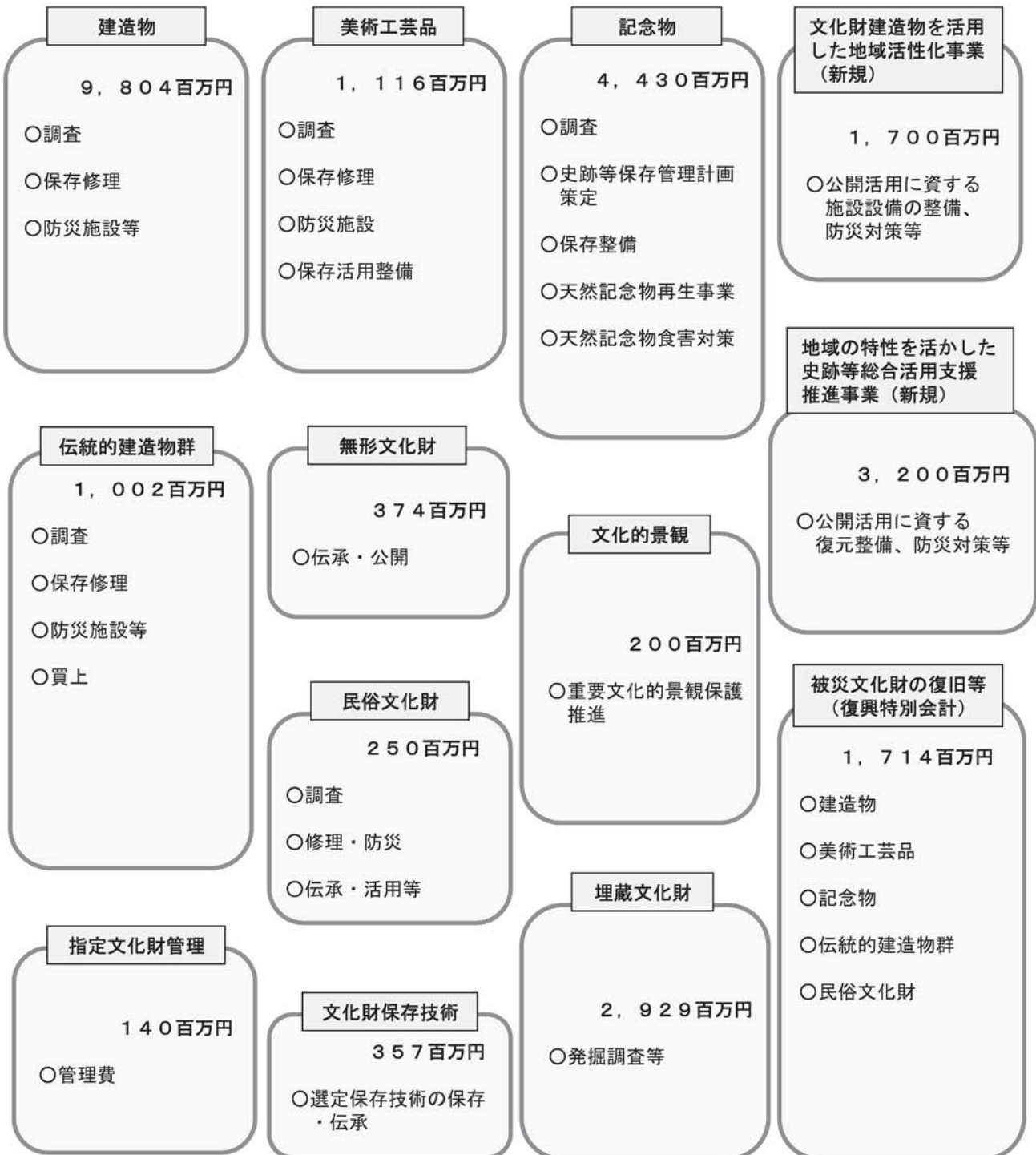
伝統文化:隈戸権現太鼓



## 国宝重要文化財等保存整備費補助金

平成25年度予算額 27,216百万円  
(平成24年度予算額 22,744百万円)

国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、  
文化財の保存・伝承等のための各種事業に対して補助を実施





# 文化財建造物等を活用した地域活性化事業

（新規）

25年度予算額 1,700百万円

国及び地域の「たから」である地域の重要文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）、重要伝統的建造物群保存地区を活用し、文化振興を図るとともに魅力ある地域づくりを実現する取組を支援し、地域活性化を推進する。

## 公開活用整備事業



重文：旧筑後川橋梁  
国鉄佐賀線の鉄道用可動式橋梁として建設されたが、廃線後は役目を終えて一時解体の危機に瀕するも、平成15年に国の重要文化財に指定される。

- ☆公開活用のための設備
- ☆ガイダンス施設等の設置
- ☆案内板等の設置
- ☆公開促進のための環境整備



整備後は遊歩道として活用



夜間はライトアップされ、地域の貴重な観光資源に！

## 伝建地区耐震化等各種防災対策事業



香取市佐原伝建地区  
東日本大震災により、屋根瓦の崩落や地区内の河川の護岸が崩壊するなど甚大な被害が生じた。

うきは市新川田籠伝建地区  
平成24年7月の九州豪雨により土砂の流入による家屋倒壊など甚大な被害が生じた。

伝統的建造物群保存地区は、歴史のある建造物であり立地条件も多様なため地震等の自然災害に対して脆弱。



## 暮らしの安心のための防災対策



八女市黒木伝建地区  
構造補強（耐震補強）の一環として導入された構造壁

八女市黒木伝建地区  
地区内の特定物件を公開共用施設として整備する際、土間に構造壁を設置し安全性向上



地域活性化を図るとともに、防災対策及び暮らしの安心を向上



## 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業

( 新規 )

25年度予算額3,200百万円

- 「保存整備」、「活用」の要素を組み合わせることにより、各史跡等の特性やコミュニティに即した、**魅力ある地域づくり**に資することができる。
- 地域の「たから」として守り伝えるために、「**安心・安全**」の確保が必要。

### 地域活性化、暮らしの安心

#### 保存整備・活用

- 史跡等の復元整備
- 案内板等の設置
- 公開促進のための環境整備

- ガイダンス施設等の設置
- 埋蔵文化財の公開活用
- 等

#### 防災対策 (安心・安全)

- 大規模史跡への  
防災対策等



復元



ガイダンス施設の整備



遊歩道の整備



石垣の崩落防止

案内板の設置



ガイダンス施設以外での埋蔵文化財の公開



体験学習



地盤の崩落防止





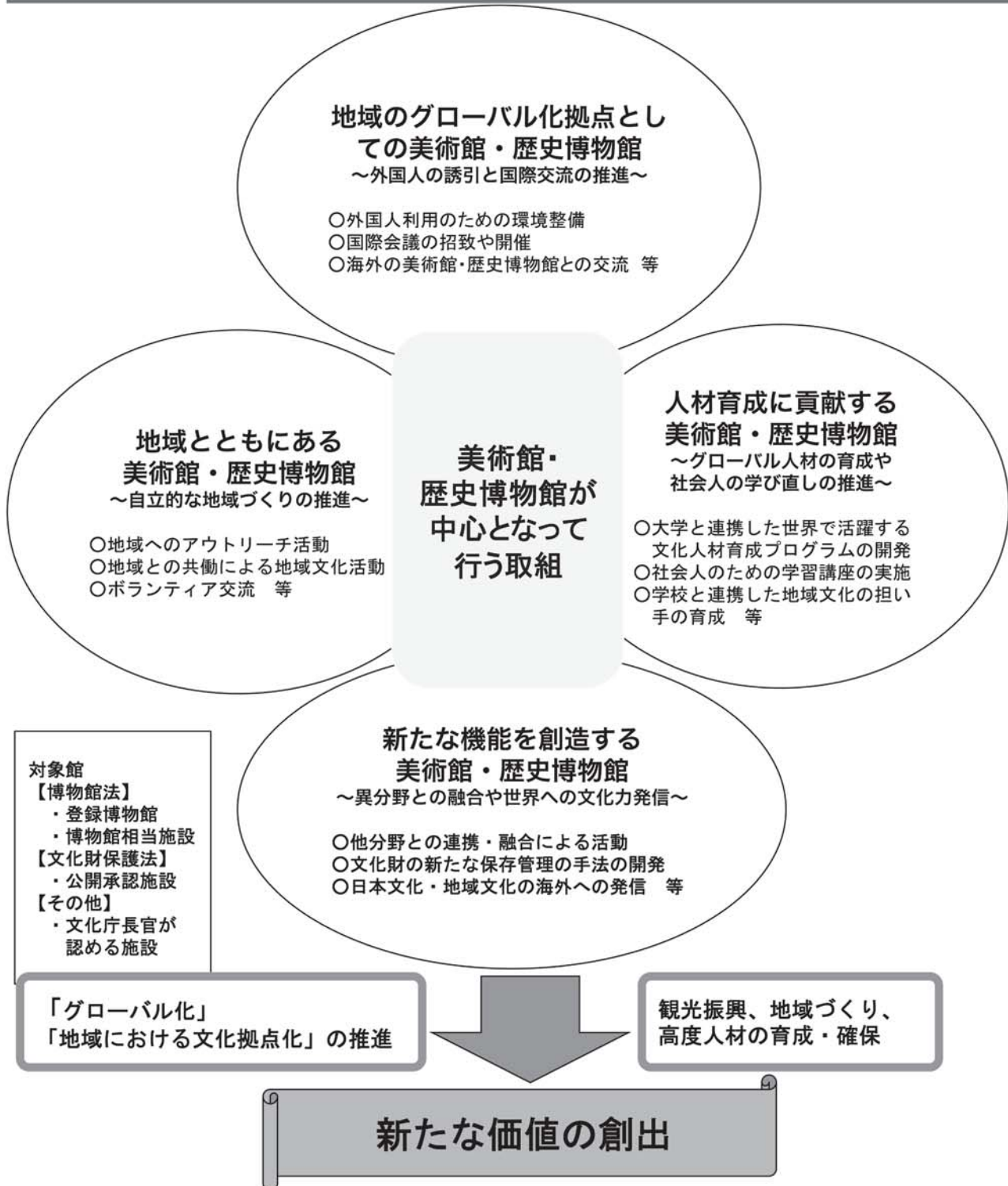


## 地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業

～美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を活かした事業の展開を支援～

(新規)

25年度予算額 1,010百万円





## 劇場・音楽堂等活性化事業

(新規)

25年度予算額 3,003百万円

現状と課題

- 現在の我が国では、如何に地域のコミュニティを再生し、地域の活性化を確保していくのが、大きな課題。
- 我が国の文化施設の多くは、多目的利用・貸館公演が中心で、劇場・音楽堂等としての機能の発揮が不十分。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市に集中、相対的に地方で多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。

- 平成24年6月、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が公布・施行。
- 同法において、劇場・音楽堂等は、文化芸術の継承・創造・発信の場、人々が共に生きる絆を形成する地域の文化拠点として規定。
- また、劇場・音楽堂等の事業等に対する支援を行うなど、国が取り組むべき事項を明確にし、環境整備等を進めることが規定。

我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や、実演芸術の専門的人材の養成、実演芸術の普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等に対し、総合的に支援







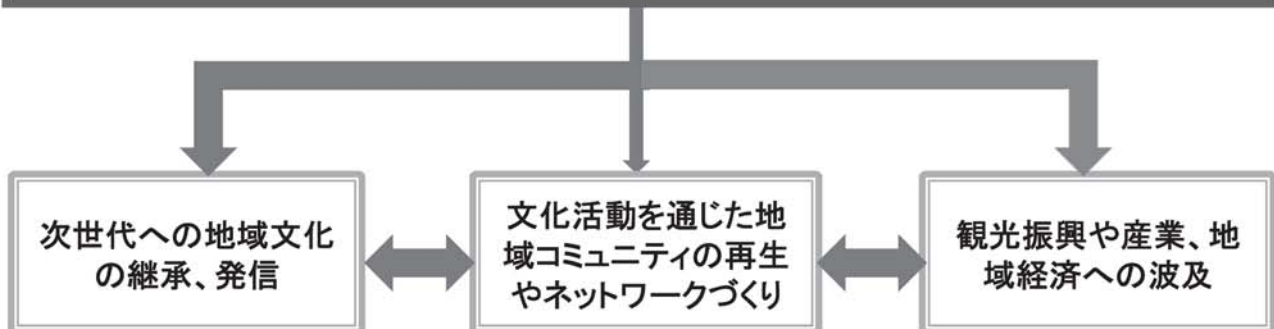
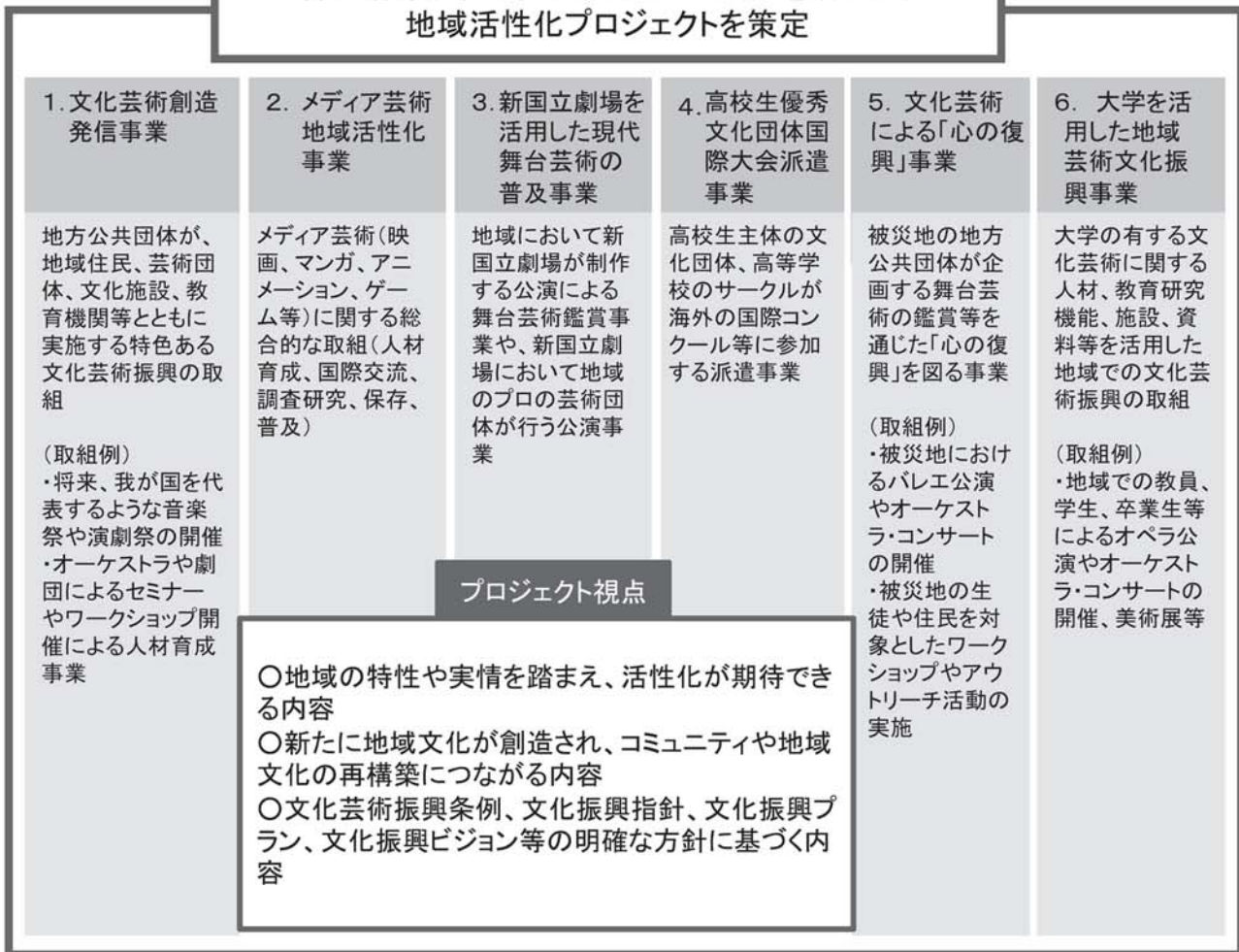
## 地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ

(24年度予算額 3,215百万円)

25年度予算額 2,936百万円

優れた文化芸術の創造発信事業を積極的に支援し、文化芸術活動、古典に親しむ活動等を活発化させ、各地域の特性を活かした地域文化の再生やコミュニティの再構築などにより、地域活性化を推進する。

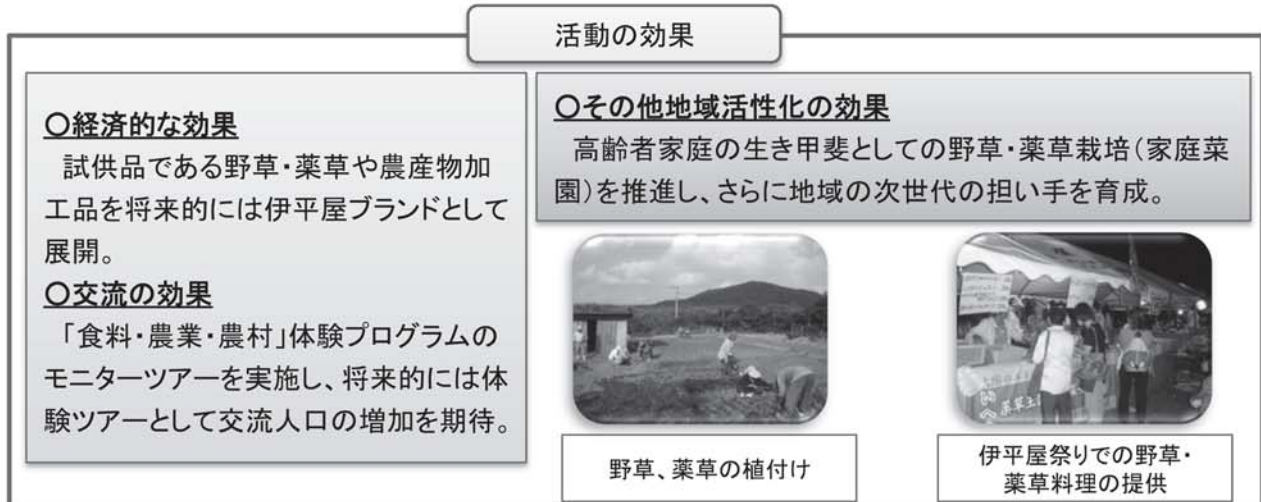
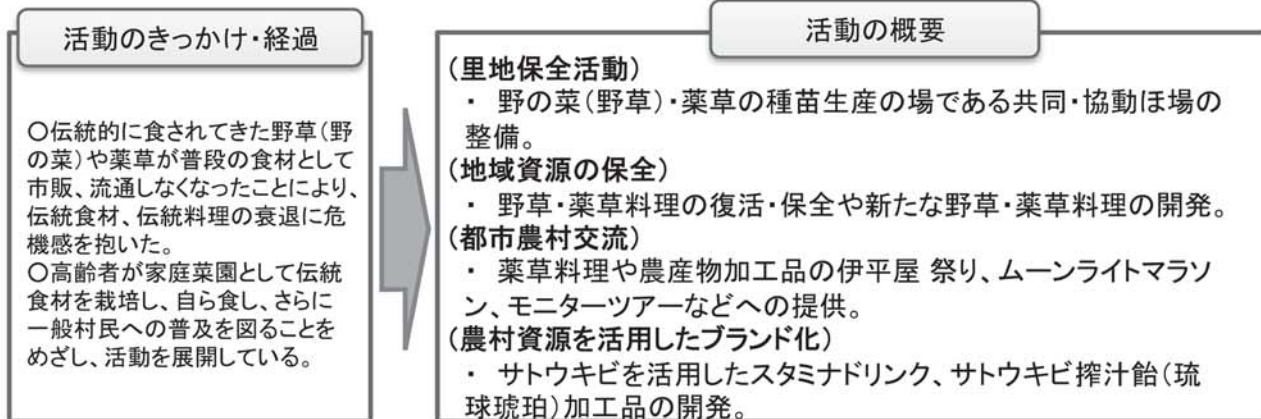
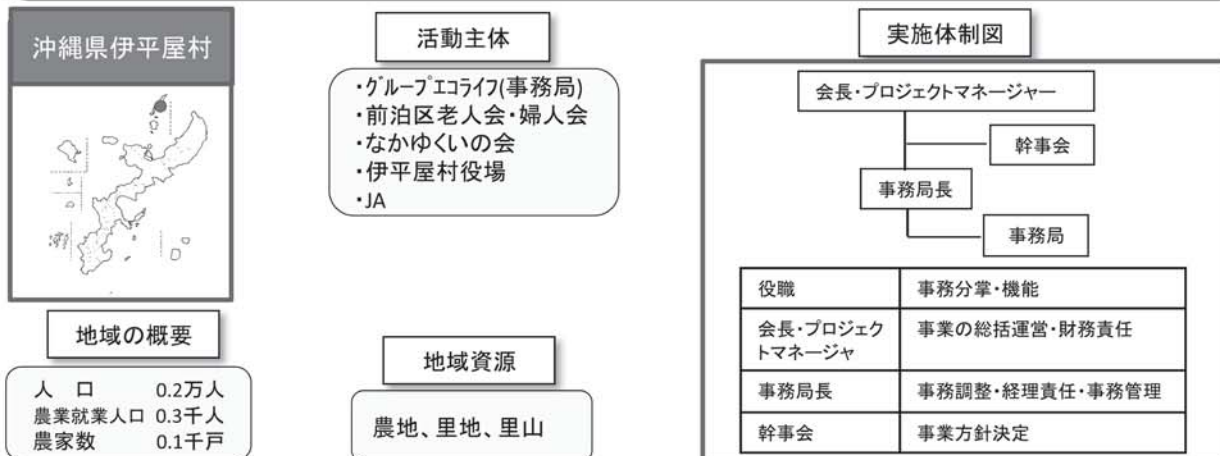
都道府県、市町村が以下のメニューを活用し、  
地域活性化プロジェクトを策定





伝統食材・未利用資源で  
「生きがづくり 小遣いづくり 地域づくり」  
(いへや“薬草王国・野の菜女王国”物語【沖縄県伊平屋村】)

- 高齢者、女性や中年層が自分の屋敷内で伝統野菜を栽培し、商品化し、子どもたちへの「知恵伝え、文化伝承意欲喚起」等、人育てに取り組む。
- 村内の伝統野菜を使った野草・薬草料理、サトウキビなどの加工農産物を開発し、その試作品を安全でマーケットに通用する商品を“希少性”と“島の物”のブランドとして特産品の開発に取り組む。



## 手づくり郷土賞

### 選定事例（平成24年度・大賞部門） 『歴史と文化が薫る町並み』（広島県竹原市）

#### 特定非営利活動法人ネットワーク竹原 / 竹原市

竹原は江戸時代に全国有数の製塩地として発展し、先人はその資財を投じて意匠に優れた町並みを形成しました。現在も当時とほぼ同じ姿で保存され、多くの観光客に愛されており、昭和61年度に手づくり郷土賞を受賞しました。

平成15年には、それぞれの団体が独自に行っていたまちづくりの活動をネットワーク化し、長期的な視点で継続的なまちづくりを行うことを目的として「特定非営利活動法人ネットワーク竹原」が設立され、竹原の個性である「町並み・塩・竹」をテーマに、一貫性をもったまちづくりが行われています。

ネットワーク竹原は、町並み保存地区の空き家を再生し、公開施設として活用するとともに、塩の歴史伝承のための流下式塩田の再現や荒廃した竹林の

整備、子ども達による竹楽器づくり、竹夢楽団の創設、音楽劇「竹原塩物語」の創作などユニークな取り組みを行っています。さらに、年間を通じて町並みの新たな魅力を発信するイベントとして「たけはら町並み雛めぐり」、「たけはら憧憬の路」、「たけはら竹まつり」等を開催し、訪れる多くの観光客を楽しませています。

また、風情ある町並みは、映画のロケ地やアニメの舞台にもなりました。これを好機に、竹原を舞台としたアニメ「たまゆら」のイベントを開催したことにより、若年層や家族連れ的话题を呼び、15万人前後で推移していた入り込み観光客数は、平成23年度に約26万人となるなど着実に増えており、地域活性化に大きく寄与しています。



竹原の町並み保存地区



流下式塩田の再現による塩づくり



竹楽器づくりと演奏



江戸から平成の雛人形を町並みの家々に展示（たけはら町並み雛めぐり）



竹灯りによる幻想的なライトアップ（たけはら憧憬の路）



かぐや姫が町並みを練り歩く「かぐや姫パレード」（たけはら竹まつり）

- ◆所在地  
広島県竹原市 町並み保存地区及びその周辺
- ◆活動内容  
竹原の塩再生プロジェクト、歴史的建物の保存・活用策の検討実施、たけはら竹夢楽団の運営、荒廃竹林の整備・竹の利活用の推進、たけはら国際芸術祭（4月）、たけはら竹まつり（5月）、たけはら憧憬の路（10月）、たけはら町並み雛めぐり（2～3月）など
- ◆活動主体及び連絡先  
特定非営利活動法人ネットワーク竹原 （0846-22-0214）  
<http://www.i-love-takehara.jp/>
- ◆対象となる社会資本  
竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区（町並み保存地区）





## 子ども農山漁村交流プロジェクト

### 胎内市の概要

胎内市(新潟県)では、市内全小学校5学年が、ふるさと体験活動で農家泊を含め2泊3日(6校)・4泊5日(1校)の体験活動を実施。

### 内容

#### 活動場所

- ・胎内アウレツ館
- ・市内農家(胎内型ツーリズム推進協議会301人会)

#### 日程

- ・6月～10月  
胎内アウレツ館において自然体験  
(つみくさ体験、たき火体験、ブナ林トレッキング等)  
農村生活体験  
(農作業などの生活体験等)

#### 活動内容

- ・自然体験を中心とした集団宿泊活動
- ・受入の経験が豊富な農家に宿泊(1～2泊)

#### ポイント

- ・市内全小学校5学年が、市内で農家泊を含めた体験活動を実施。
- ・市外の学校の受入れを市内学校(校長会)と市のグリーンツーリズム推進協議会が一体となって推進

## 子ども農山漁村交流プロジェクトとは

### 意義

- ・農山漁村での様々な体験を通じた子どもたちの生きる力の育成。
- ・「コミュニケーション能力」、「自主性・自立心」「学習意欲」などが向上。注)
- ・都市と農山漁村の交流を創出することによる農山漁村地域の再生や活性化。

### 内容

- ・小学校の児童が行う宿泊体験活動。
- ・農山漁村での自然体験や農林漁業体験等を行う機会が確保されているもの。

### 目標

- ・平成25年度において、全国の小学校の一学年規模が体験活動をするを目指す。

### 3省連携の支援

#### 農林水産省

受入側を中心に支援  
(モデル地区の整備支援、情報提供等)

#### 総務省

地方の自主性に基づく取組を中心に支援  
(特別交付税措置)

- ・子ども農山漁村・自然体験活動プログラム研修の開催  
(開催地：全国市町村国際文化研修所)
- ・地方セミナーの開催(24年度開催地：大館市・神戸市)
- ・特別交付税による地方単独事業の支援

#### 文部科学省

送り手側(学校)を中心に支援  
(活動支援、情報提供等)



## 「域学連携」地域づくり支援事業

### 「域学連携」地域づくり活動とは

- 大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決や地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化や人材育成に資する活動。
- 地方自治体の4割が現在取組。
- 活動に要した経費のうち地方公共団体負担分に対して特別交付税措置(H22年度から)⇒127団体に措置

### 「域学連携」地域づくり活動に対する特別交付税措置について

地方公共団体が、大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校（「大学等」という）と連携して行う地域おこしに係る取組に対する支援を目的として、活動に要した経費のうち地方公共団体負担分に対して特別交付税措置※（22年度から）

※特別交付税に関する省令（最終改正：平成23年3月11日総務省令第16号）第4条第1項第1号の表中第4・5号及び第5条第1項第3号のイ表中第3・9号を参照

#### ◎対象事業

地方公共団体が大学等と連携して行う地域おこしに係る実践活動（以下、「実践活動」）に係るものであり、単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではなく、以下の要件をいずれも満たす取組

- ①学校教育活動の一環として行われる取組であること
- ②地方公共団体、大学等（教員及び学生）、その他地域住民や地域づくり団体等が継続的に参画して実施する地域おこしに資する取組であること

#### ◎対象経費を特別交付税措置 ※算定額＝対象経費×0.8（算入率）×財政力補正

地方公共団体と大学等の両者が負担しているものであって、そのうち地方公共団体が一般財源から支出した以下の経費（市町村の負担に対して都道府県が補助金等を交付した場合を含む）

- 教員など実践活動関係者に係る宿泊費（学生の宿泊費については、会館等で宿泊するための寝具等のレンタル料、農家民泊のために農家に支払う謝金等）
- 実践活動に係る旅費（教員、地方公共団体職員など実践活動関係者による事前調査・打合せに係る旅費、現地調査に係る旅費等）
- 借損料（バスその他の車輛や備品等の借上げ料等）
- 講演会、研修会、活動結果報告会などの開催に要する会場費、機材借上費
- 実践活動に要する消耗品費
- 実践活動に係る資料作成費（報告書作成費） など

### 「域学連携」地域づくり支援事業の事例

奈良県

早稲田大学と連携

地域おこし・地域資源発掘

- ・大学、行政、地元NPO、地域住民と協働によるまち歩きやワークショップの実施や学生による町屋の活用方法についての現地調査を行うなどを通して、景観やまちづくり推進にとって重要な地域資源活用の方向性やイメージ等を取りまとめ、提案。

## 栄養教諭を中核とした食育推進事業

(前年度予算額: 76,587千円)  
25年度予算額: 87,578千円

### 食育基本法・第2次食育推進基本計画

- ◎国の責務として食育の推進を明記
- ◎教育関係者の責務として食育を推進することを明記
- ◎学校における食育の推進を明記
- ◎学校教育活動全体で食育推進を明記

### 新学習指導要領の完全実施

- (小学校 平成23年度～  
中学校 平成24年～)
- ◎「食育の推進」を明記
  - ◎各教科等の食育に関する内容等の充実

### 学校給食法の改正

- (平成20年6月)
- ◎「学校における食育の推進」を明確に位置付け
  - ◎栄養教諭による学校給食を活用した食に関する実践的な指導を明記

## 学校における食育の推進の必要性

### 栄養教諭 (H17～) 4,262名 (H24現在)

- ◎食に関する指導の全体計画の策定など学校全体での取組に中心的に携わる
- ◎給食の時間、関連各教科における食に関する指導の実施
- ◎家庭、地域との連携推進役

うち大学卒で採用された栄養教諭  
約70名

栄養教諭の配置拡大による食育の充実が課題

サポートが必要

### ☆地域食育推進事業

- ・栄養教諭を中心とした実践的な取組を学校全体で推進
- ・都道府県・市町村教育委員会における食育推進機能の強化
- ・取組事例・波及効果については、全国連絡協議会等で周知

### ☆食育支援者派遣事業

- ・退職栄養教諭等を経験の浅い栄養教諭の支援者として派遣

期待される効果

- ◎食育指導の充実、意識の醸成
- ◎県－市－学校の推進体制の充実
- ◎実践的な取組の波及
- ◎栄養教諭の一層の配置拡大による食育指導体制の充実



## 学校給食における地場産物の活用促進事業

(前年度予算額：20,288千円)  
25年度予算額：17,163千円

### 地場産物の活用の必要性

地場産物の活用は、学校給食を「生きた教材」として活用して食に関する指導を行うために重要

#### 学校給食法第10条

「地域の産物を学校給食に活用し……、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童生徒の理解の増進を図るよう努める」

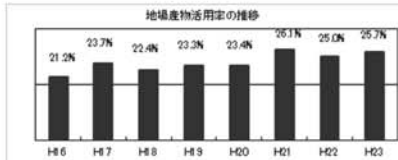
### 課題

○給食指導を行う学級担任が活用しやすい指導用教材が必要

・各教諭が個々に作成するのは困難。

○「生きた教材」である学校給食において地場産物の活用が頭打ち

・おいしくて栄養価が高く、コストを抑えたレシピの開拓が必要。



#### 第2次食育推進基本計画

学校給食において、都道府県単位で地場産物を使用する割合について、平成27年度までに使用割合30%以上(食材数ベース)を目指す。

### 事業内容

#### 地場産物に関する食育教材の開発

県内で活用できる地場産物に関する食育教材を開発することにより、給食の時間や教科指導における指導が充実

##### 【実施方法】

- ・地場産物活用率の低い20県に委託。
- ・行政、学校、生産者団体等による委員会を設置して教材を作成。

地場産物の指導充実に期待！

#### 普及啓発資料の作成

小学校指導者(学級担任)向けの普及啓発資料(WEBコンテンツ・DVD)を作成・配布することにより、地場産物活用の教育的意義について理解を促進

地場産物の指導充実に期待！

#### メニュー及び調理方法等 開発促進

##### 例)メニュー開発コンテスト

親子で参加する地場産物を活用したメニュー開発コンテストの開催等によりメニュー開発、地域の食文化への理解

高い教育効果に期待！

##### 例)調理員の調理講習会

調理員を対象とした調理講習会を実施することにより、地場産物の活用率の向上

調理方法の  
普及に期待！

【実施方法】学校給食団体に委託



## 学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(担当局：生涯学習政策局、スポーツ・青少年局)

(前年度予算額 4,692 百万円)  
25年度予算額 4,924 百万円

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかにはぐくむためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

このため、学校支援地域本部や放課後子供教室、家庭教育支援などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進することにより、社会全体の教育力を向上させ、地域の活性化を図るとともに、子供が安心して暮らせる環境づくりを推進する。

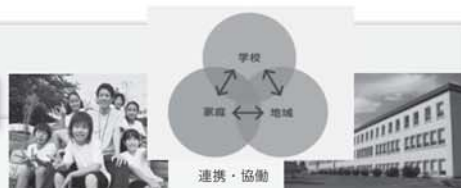
### 今後の方向性

第2期教育振興基本計画について(平成25年6月14日閣議決定)

#### ◆基本的方向性：

絆づくりと活力あるコミュニティ形成

成果指標：すべての学校区において学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築、家庭教育支援の充実



### 目標達成に向けた取組

#### 文部科学省による施策

#### ◆学校・家庭・地域の連携協力の推進に向けたアドバイザー派遣

(立ち上げ支援や課題解決による取組の促進)

#### ◆Webサイト「学校と地域でつくる学びの未来」を通じた取組促進



<http://manabi-mirai.mext.go.jp/>

等

取組の促進を支援

新たな体制構築への誘導

#### ◆学校と地域の新たな協働体制の構築に向けた実証研究の実施(委託費)

【研究例】・学校と地域が協働する双方向の体制構築モデルの開発

・学校、社会教育施設、NPO、企業等の連携・協働による学校と地域の総合的な活性化に向けた先進的モデルの開発

#### 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動の促進(補助事業)

地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子供教室」「家庭教育支援」「地域ぐるみの学校安全体制の整備」「スクールヘルスリーダー派遣」の教育支援活動を引き続き支援するとともに、各地域の実情に応じたそれぞれの取組を有機的に組み合わせることを可能とし、より充実した教育支援活動を支援する。 【箇所数】 12,000箇所

## 地(知)の拠点整備事業(大学COC(Center of Community)事業)

平成25年度予算額 23億円(新規)

### 1. 背景

- ＜大学に対する期待＞
- 地域の課題解決に応える教育研究を行ってほしい。
  - 学生が地域社会に出てから役立つ学びに力を入れてほしい。
  - 教員個人のつながりから、大学が組織的に取り組む連携体制に発展させてほしい。



- ＜大学が地域の課題解決に取り組む意義・効果＞
- ◎大学が地域の再生・活性化に貢献
  - 大学が地域の課題をより直視 → 教育研究の活性化
  - 学生が地域の課題解決に参画 → 学生の実践力育成

### 2. 事業のねらい

- 全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学を支援することで、
- 学長のリーダーシップの下、大学のガバナンス改革を推進
  - 各大学の強みを活かした大学の機能別分化を推進

### 3. 支援対象と目標

- ・自治体等と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学(短大・高専を含む)が対象(自治体・大学ともに、複数・単独があり得る)。
- ・学内組織が有機的に連携し、「地域のための大学」として全学的に地域再生・活性化に取り組み、将来的に教育カリキュラム・教育組織の改革につなげる。
- ・地域の課題(ニーズ)と大学の資源(シーズ)のマッチングや自治体・大学の協働による地域振興の取組を進める。

### 4. 支援条件

- ①全学的な取組としての位置付けを明確化
- ②大学の教育研究と一体となった取組
- ③大学と自治体が組織的・実質的に協力(協定、対話の場の設定など)
- ④これまでの地域との連携の実績
- ⑤自治体からの支援 - マッチングファンド方式 - (財政支援、土地貸与、人員派遣など)

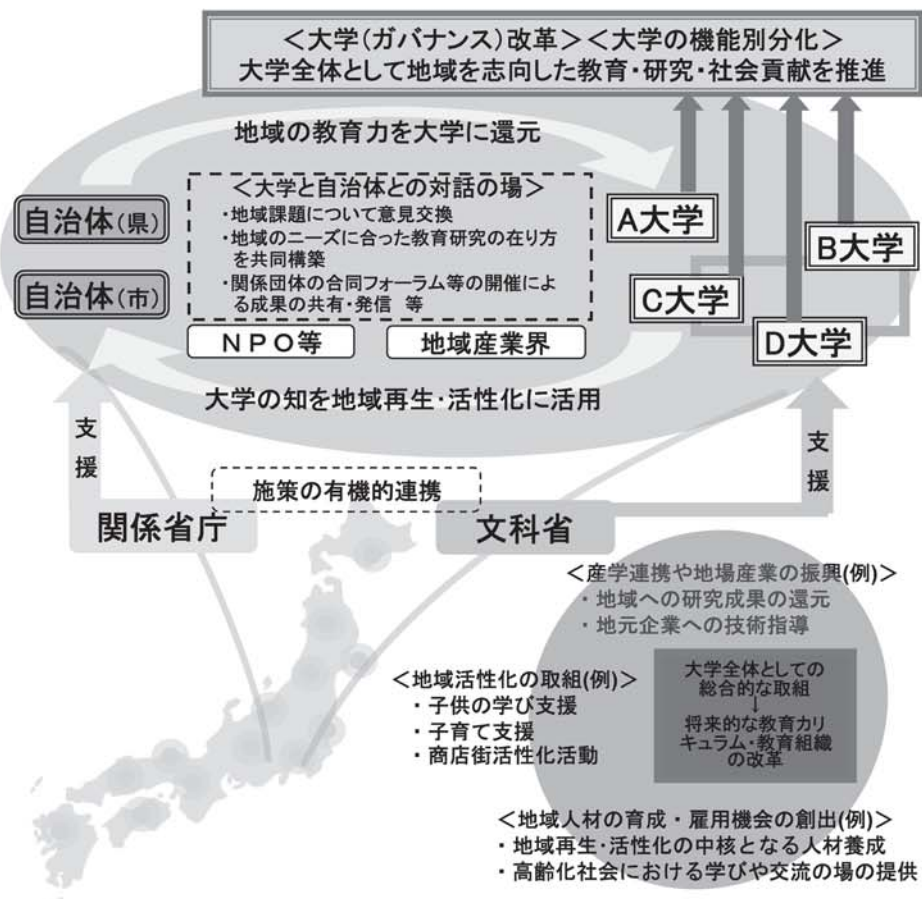
### 5. 支援件数・金額

平成25年度予算額

2,272,500千円

○45,000千円×50拠点

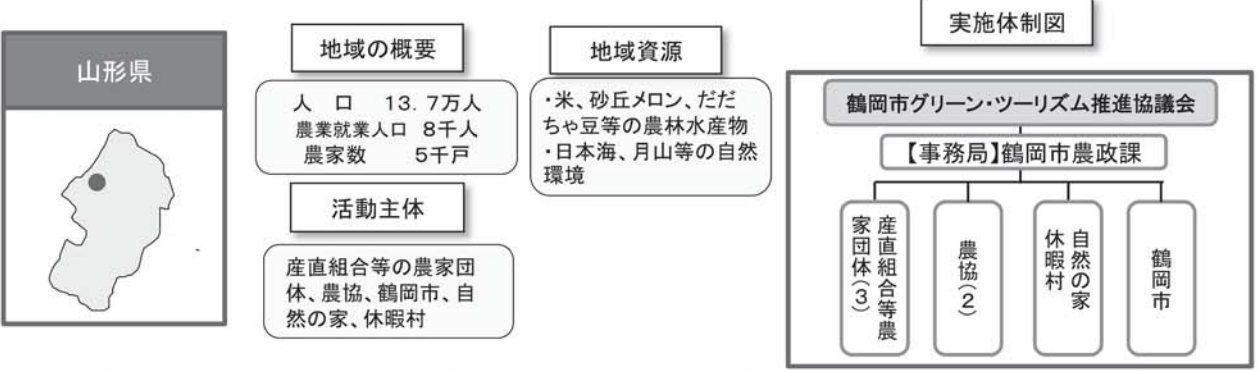
2年間で、100拠点  
(各都道府県に2カ所程度)  
を目指す  
(5年間の継続支援)





## セカンドスクール等の子ども農山漁村交流プロジェクトの推進 (鶴岡市グリーン・ツーリズム推進協議会【山形県鶴岡市】)

○ 子ども農山漁村交流プロジェクト推進のため、都市圏の小学校を受け入れ、地域の豊かな自然環境や農林水産資源を生かした体験プログラムで子どもたちへの教育効果を期待。また、都市住民との交流により地域住民の取組を活性化。



**活動のきっかけ・経過**

○海から平野、川、森、山がそろって豊かな自然環境と農林水産資源を活かしたグリーン・ツーリズムを展開。

○平成11年の横浜市内の小学校の受入をはじめ、平成19年には東京都の小学校、平成21年には友好都市のセカンドスクールの受入等、積極的に小学校の宿泊体験活動の受入を実施。

**活動の概要**

(地域資源調査及び体験プログラムの開発・試行)  
地域資源の掘り起こし、地域体験プログラムの開発・試行

(受入体制の整備)  
体験プログラム研修会、地域検討会の開催

(都市部での誘致活動)  
首都圏などでの誘致活動  
体験プログラム紹介小冊子の配布

### 活動の効果

○ **小学校受入の効果**

- ・小学校の受入人数  
約190人/年 (H22～H23)
- ・経済効果(推計)  
約112万円  
(観光行動費@8,400×0.7×190人/年(平均))  
※(「平成21年度版観光の実態と志向」(日本財団))

○ **受入小学校の拡大**  
平成24年度受入学校 6校

○ **体験メニューの拡充**

○ **その他**  
農林漁家民宿おかあさん100選 に2名認定  
長南光(知憩軒) 小野寺美佐子(農家の宿母屋)



地域体験プログラムの試行 (竹灯籠づくり)



都市圏の受入体験 (稲刈り)



## 「農」のある暮らしづくり交付金

小中学校に学童農園を整備しませんか！

学童農園の開設を予定している方を募集します！



校庭の空いたスペースを活用して子どもたちに農作業を体験させたいな…

学校に学童農園があればPTAでもいろんな手伝いが出るんだけど…



事業に取り組むための要件があります。

- 事業実施区域は、都市計画区域内です。
- 事業実施主体は、市町村や学校法人等です。



小学校隣接地に設置した農園



校内敷地を活用した人工水田



保護者による栽培指導



手洗い場



農機具格納庫

### （推進対策）

学童農園を開設するための準備活動に併せて農園を整備する場合、100万円を上限として施設の整備費を助成します。

注) 上限額400万円(うち、簡易な施設整備は100万円以内のものが対象です。)

### （整備対策）

施設整備が100万円を超える場合には、こちらをご利用下さい。

注) 補助率1/2以内

※掲載している学童農園の例は、過去、国及び東京都の補助によって各学校で整備されたものです。

## 山形県村山市及び長崎県対馬市の地域おこし協力隊

### 山形県村山市の概要

5名の隊員を配置。  
「山形ガールズ農場」で、女性による農業活動に従事。

#### 隊員の人材

・宮城県石巻市の女性(20歳代)、東京都練馬区の女性(20歳代)等

#### 設置根拠

・「村山市地域おこし協力隊」実施要綱

#### 受入れ期間

平成23年4月～(平成26年3月まで予定)、平成24年4月～(平成27年3月まで予定)

#### 活動内容

・女性による「かっこいい農業」を目指す。米、果樹、野菜の生産などの農作業、生産物の製造、販売  
・地域行事の企画・運営や他団体への参加・協力などの地域おこし活動を実施

#### ポイント

・隊員活動によりメディアに取り上げられ、地域や地域の団体が活性化  
・「よそからの視点」で地域計画づくりの考えに幅が生まれた

### 長崎県対馬市の概要

「生物多様性保全」「デザイナー」「有害鳥獣対策」「レザークラフト」「地域資源プロデュース」「民間伝承保全」の6分野で8名の隊員が専門的に活動。

#### 隊員の人材

・宮城県仙台市の女性(30歳代)、東京都台東区の女性(30歳代)、福岡県筑紫野市の女性(30歳代)等

#### 設置根拠

・対馬市島おこし協働隊設置要綱

#### 受入れ期間

平成23年4月～(平成25年3月まで予定)、平成25年4月～(平成28年3月まで予定)

#### 活動内容

・ツシマヤマメコをはじめとする対馬の生物多様性保全と経済活動の両立  
・対馬の魅力の発掘・発信、特産品開発、新規観光ルート開拓、英語圏へ対馬の情報発信等

#### ポイント

・都市部の専門性あふれる人材獲得のため、具体的に活動内容を絞り込んで公募。  
・隊員8名が各自の専門性・経験で補完し合いながら活動

### 地域おこし協力隊

○地方自治体が3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、地域おこし協力隊として委嘱。

○隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。

※ 3年を超える場合は特別交付税措置はされないが、活動を続けることは可能。

○地域おこし協力隊員 207団体(3府県204市町村) 617人 ※平成24年度特別交付税ベース

#### 財源手当

・上記の取組(隊員の募集等に要する経費、隊員の活動等に要する経費)が特別交付税の算定対象  
・隊員1人あたり400万円(報償費等200万円)を上限  
・募集に係る経費として、1自治体あたり200万円を上限



## 長野県小谷村、島根県海士町の集落支援員

### 長野県小谷村

【概要】

・役場に1名と、村内でも少子高齢化の著しい4地区に1名ずつ、合計5名の集落支援員を設置。

【活動内容】

- ・広報誌やHPの作成。
- ・将来を担う子育て世代の交流の場づくり。
- ・婚活イベントや、住民の趣味を活かしたイベントの企画、実施。
- ・伝統技術の継承と、それを活用した商品開発。

【ポイント】

- ・他地域に比べ、若い支援員を導入することで柔軟な活動を展開。
- ・協力隊とペアで活動することで、様々な視点を活かすとともに、支え合って活動。

### 島根県海士町

【概要】

・平成22年度に実施した集落診断の結果をもとに集落支援員を募集、7名を委嘱。

【活動内容】

- ・地域の状況の調査・ヒアリングおよびそれを通じての課題把握、まとめ。
- ・地域内外での連携・協力体制づくり
- ・使われていない古道具を引き取る等して販売する「古道具やさん」の運営。
- ・地域の行事を形にして残そうということから、地域行事の様子や風景を描いた手ぬぐいづくりを住民参加で実施。

【ポイント】

- ・各集落の活動を通して、最終的には集落支援員がいなくても地区の課題を解決できるような自主性を持った集落作りを目指している。
- ・集落診断の結果等を基に、集落活性化策、集落維持策、集落介助策の3つの方法で、集落活動を支援。

### 集落支援員とは

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※平成24年度 専任の「集落支援員」の設置数 694人

※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,505人

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・総務省 ⇒地方自治体に対して、財源手当(支援員一人当たり350万円(他の業務との兼任の場合一人当たり40万円)を上限に特別交付税措置)、情報提供等により支援

※特別交付税の対象経費…集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費

※この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。

(参考)総務省通知(平成20年8月1日総行過第95号)



## 「復興支援員」制度について

宮城県（県事業）	宮城県気仙沼市（市事業）
<p>■概要 被災地の実情に応じた住民主体の地域活動の推進を支援するために、復興支援に意欲的に取り組む人材を地域内外から公募し、「復興応援隊」を結成。<u>住民主体の復興活動による地域創生を目指す。</u></p> <p>※ 県が市町村と連携して設置（民間事業者等に委託）。平成24年度は仙台市、石巻市、東松島市、南三陸町などに設置。</p> <p>■活動内容 住民全体のまちづくり、産業振興や観光振興、伝統文化行事の再開、子ども・子育て支援、福祉のまちづくり等、<u>地域の事情やニーズに応じて必要なプロジェクトを設定。</u></p> <p>【例】南三陸町での活動予定 「住民参加による観光のまちづくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・語り部ツアー</li> <li>・被災地視察受入</li> <li>・商店街活性化イベント</li> <li>・地域振興イベント</li> <li>・まちの歴史と震災の記録整備</li> </ul> <p style="text-align: center;">観光のまち再生</p>	<p>■概要 <u>既存自治会や仮設住宅自治会の運営支援等を行う「地域支援員」</u>を配置。住民同士が互いに支え合う地域づくりに取り組み、コミュニティの維持・振興を図る。</p> <p>■活動内容</p> <p>①地域コミュニティの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅自治会の設立・活動支援</li> <li>・自治会運営における課題解決に向けた取組</li> <li>・イベント等の企画・運営の支援</li> </ul> <p>②地域の維持・活性化に係る活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅自治会と既存自治会との交流活動支援</li> <li>・仮設住宅自治会同士の交流事業</li> </ul> <p>③地域の情報収集及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会活動の情報収集</li> <li>・コミュニティペーパー等を活用した情報発信</li> <li>・懇談会や勉強会等の開催に向けての連絡調整</li> </ul>

### 制度の概要

- 目的：被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体：被災地方公共団体  
※ 東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村（9県・222市町村）
- 設置根拠等：被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間：概ね1年以上最長5年
- 総務省の支援
  - ①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置（2011年度～）  
⇒ 支援員1人につき、報酬等（地域の実情に応じて地方公共団体が定める額）※＋活動費（必要額）を措置  
※参考：地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置
  - ②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート
- 支援員数：78名（平成24年度特交措置ベース）7団体（2県・5市町）

## 地域資源・事業化支援アドバイザー事業

### 趣旨

あと一歩で持続的な事業展開が見込まれる事業について、課題解決型の専門的な助言を行うことが出来るアドバイザーを派遣し、事業化に向けた取組を支援する。また、本事業を拡充し、固定価格買取制度を活用して再生可能エネルギーから生み出される地域の富を域内で循環させる仕組みを構築し、地域活性化のモデルとなるよう後押しすること等を目的とし、各地域にアドバイザーを派遣する。

### 事業の内容

#### 地域資源活用型

#### <アドバイザー・研修会の内容>

- 1 地域資源の発掘と再生可能性の判断手法
- 2 様々な地域資源と人材力の組み合わせの手法
- 3 事業化の検討

#### 再生可能エネルギー活用型

#### 研修会・個別アドバイスにおける 主なアドバイス案

##### 地域資源別

- ・エネルギー
- ・食と農業
- ・観光・文化  
etc

##### 事業化ベース別

- ・組織論
- ・事業計画
- ・人材育成、活用
- ・地域循環型ファイナンス
- ・マーケティング  
etc

市町村の要望する項目について  
アドバイスを実施

- ・再生可能エネルギーを用いた発電事業の経営や技術的側面等についての助言
- ・再生可能エネルギーから生み出される地域の富の循環についての助言

※平成24年7月1日からの固定価格買取制度を活用して、再生可能エネルギーの導入の検討が行われる際に立地可能性や技術的側面、再生可能エネルギー源から生み出される地域の富を域内で循環させる仕組みの構築等について適切なタイミングでアドバイスを行うことが重要

#### 平成25年度当初予算

30百万円



## ふるさと担い手育成対策

### 1 目的

厳しい雇用経済情勢の中、都市部からのUターン住民を中心に農林水産業への新規就業を支援することにより、雇用のセーフティネットを強化するとともに、都市と農山漁村相互の共生・対流の促進と「ふるさとの担い手」の育成・確保により、農山漁村地域の活性化を促進。

### 2 概要

新規就業希望者<sup>※1</sup>に対して、都道府県、市町村が単独事業として実施する農業、林業及び漁業に本格従事するための能力を付与するOJT研修及び専門的な知識、技能を修得させるための研修(OJT研修等<sup>※2</sup>)に要する経費について措置。雇用のセーフティネットの強化と農山漁村地域の活性化を推進する。

「緑の雇用担い手育成対策」(平成15年度～)の趣旨を農林水産業全体に拡大して平成16年度から実施している。

※1 新規就業希望者

①緊急地域雇用創出特別交付金事業(平成13年度の補正予算から措置【厚生労働省】)や地方単独事業により実施された緊急雇用対策支援事業により農業、林業又は漁業に従事した者であって、本事業終了後に地域に定着することが見込まれる者(本格就業する意志を有する者)

②新卒者、U・Iターン者で地域に定着して農業、林業又は漁業に本格就業する意志を有する者

※2 OJT研修等

①生産者として参加流通過程、販売課程を理解するために流通業、販売業に研修として参加するものは含めるとするが、もっぱら流通業、販売業に本格就業することを目的とした研修は含めない。

②すでに地域に定着し就業している者への研修は含めない。

### 3 経緯

平成13年度補正予算から措置された緊急地域雇用創出特別交付金事業の中で森林作業員として整備が遅れている森林での森林作業に従事する取組が新たに図られているが、都市圏と違って他に転職の選択肢が少ない山村地域では、都市部からのUターン、失業者等にとっては短期雇用(最長6ヶ月)が障害となっている等の課題がある。

これらを踏まえ、平成14年度補正予算において国から全国森林組合連合会に造成される基金により、緊急雇用対策に従事した者を対象として、約1年間本格的に森林整備等を行うことができる担い手育成のための研修が実施されている。

森林整備の必要性や林野庁の雇用対策を踏まえて、新規林業就業者の確保のため平成15年度から新たに都道府県において単独事業として森林整備・保全活動を通じ、担い手の育成、定着のための研修活動を実施するための経費を措置。(緑の雇用担い手育成対策) 平成16年度から、この趣旨を農林水産業全体へ拡大。(ふるさと担い手育成対策)



おおまごえ未知普請(みちぶしん)  
～地域の眠れる仕事発掘プロジェクト～  
(大馬越地区交流促進集落活性化協議会【鹿児島県薩摩川内市】)

- 地域コミュニティが中心となり、地元特産品の開発・販売や地域資源を活用した自然体験活動等の都市農村交流の取組を展開。
- 都市人材のノウハウを活用し、しそジュースの売上げを24%伸ばすとともに、自然体験活動等を3回開催するなど都市農村交流を通じた地域の活性化に貢献。



鹿児島県  
薩摩川内市  
(大馬越地区)

地区の概要

人口	811人
農業就業人口	112人
農家数	95戸

活動主体

大馬越地区交流促進  
集落活性化協議会の  
会員

地域資源

- ・きんかんの里ふれあい館(農産物直売所)
- ・清浦溪谷
- ・内之尾棚田(棚田百選)

活動のきっかけ・経過

- 市町村合併(H16)を契機に小学校校区を単位とする地域コミュニティ組織を設立。
- 地域コミュニティが中心となり、休耕田等で栽培されたしそや大豆を使った特産品の開発・販売、自然豊かな溪谷や棚田での体験活動等を実施。
- 豊かなむらづくり全国表彰事業で九州農政局長賞受賞(H21)をきっかけに、地域コミュニティによる都市農村交流の取組の拡大に向け、都市人材の活用を検討。

活動の概要

- (事業推進のための体制構築)  
役員会等において実践研修の計画・調整、交流促進や定住促進の方策を検討。
- (地区の現状調査)  
集落が抱える課題や活性化に必要な人材の情報を把握するための調査を実施。
- (実践研修)  
都市人材を活用して農業実習、農産加工品の製造・販売、グリーン・ツーリズムの企画・運営、ブログ等による情報発信を実施。
- (事業の効果検証)  
実践研修による地区の状況変化を検証し、成果を普及。

活動の効果

○経済的な効果

しそジュースの年間売上高は185万円(H23)で、前年より24%伸びた。

○交流の効果

地域資源を活用した自然体験活動等を3回開催し、鹿児島県内外の都市住民を中心に64人(H23)が参加。

○その他地域活性化の効果

外部の都市人材による新たな発見・気づきが、地域コミュニティの自治活動にも好影響を与えている。



きんかんの里ふれあい館と特産のしそジュース



清浦溪谷での研修生(左)による自然体験活動の様子



内之尾棚田と自然観察会の様子

## 地域づくり情報局-メールマガジン(平成25年6月号)-

### 『季節を彩るおもてなしを～名張市旧細川邸「やなせ宿」の取組～』

目指すは【おもてなしの川の駅】！！今回は「やなせ宿」の取組を追います！名張地区まちづくり推進協議会会長であり、名張市旧細川邸「やなせ宿」館長の辻本武久さん、名張市都市整備部都市計画室長の山森幹さんにお話を伺いました。

#### ○旧細川邸「やなせ宿」とは？

「やなせ宿」とは、江戸時代後期に建てられた町屋様式の建築物で、当時は薬商細川家の支店として使われていたものを再整備し、現在は「観光交流施設」として利用されています。

<http://www.yanase-shuku.com/>



やなせ宿周辺の状況

#### ○活動を始めたきっかけは？

名張は、名張川など豊かな自然に恵まれており、「これを生かさない手はない。」との思いから、川沿い、かつ江戸時代に「初瀬街道」として賑わっていた区域にある「やなせ宿」を拠点に活動しています。

施設整備を検討する際、二度三度、足を運んでいただける体験型の施設を目標に、半年ほど試行錯誤をした末、「立地条件を生かした『観光交流施設』にしよう。」というところへ行き着きました。【ワンデイシェフ】は活動の目玉の一つ。ここでは、料理が好きな【地域の方々】が主体的にシェフになってランチを提供します。

#### ○その他の活動

書道教室や連鶴教室、かぶと作り教室、陶芸体験教室等、幅広く年に70日以上もの地域の名人によるイベントが「やなせ宿」で開催されています。参加者からは、「公民館で行うより、この『やなせ宿』にある和室に座り没頭して行う方が落ち着いてできていい。」との声もあるようです。



親子から、お年寄りまで幅広い方々が訪れている。



連鶴！！1枚の紙から作られているんですよ！！

#### ○ミニ水族館から目指すは「川の駅」へ

「近年、自然と触れ合いながら遊ぶ子どもが少なくなっているように思う。」と、辻本館長はお話されていました。そんな時代だからこそ、自然あふれる名張市に立地する「やなせ宿」では好立地を生かし、人と人との交流のイベントを数多く開催し、大人から子どもまで楽しめるようにしています。



ご当地ローカルヒーローのアンシンダー(やなせ祭り)



「やなせ子どもの水辺調査隊」(やなせ祭り)



## 過疎地域等自立活性化推進交付金

平成25年度予算 5.5億円 交付対象:過疎市町村等

### ソフト

#### 過疎集落等自立再生対策事業

地域住民等が集落を維持・活性化するために総合的に取り組む事業等を支援

(例)

- ・産業・生業の振興(新商品の開発、地場産品の復活)
- ・交通手段の確保(集落住民による有償運送)
- ・買い物弱者対策(住民主体による小規模店舗の展開)

〈事業主体:住民団体、NPO法人等〉

〈交付額:1事業当たり

500万円～1,000万円程度〉

#### 過疎地域等自立活性化推進事業

過疎市町村の実施する先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援

(例)

- ・コミュニティバスの実証運行
- ・地域資源をいかした観光事業の実証実験
- ・農林水産業のきめ細やかな出荷システムの構築

〈事業主体:過疎市町村等〉

〈交付額:1事業当たり

定額1,000万円〉

### ハード

#### 過疎地域集落再編整備事業

過疎地域における定住を促進するための団地整備や空き家の活用を行う次の事業等について補助

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業 等

〈交付率1/2〉

#### 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用して行う次の施設等の整備について補助

- ・生産加工施設
- ・資料展示施設
- ・教育文化施設
- ・地域芸能・文化体験施設 等

〈交付率1/3〉



## 若手企業人 地域交流プログラム

大都市圏の企業に勤務する若手企業人が、一定期間(1~3年間)地方の自治体に派遣され、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に携わることにより、地方の元気づくりを推進するとともに、地方と大都市圏の交流の架け橋となる人材として将来的な活躍を期待。

**派遣対象者** 三大都市圏内に本社機能が所在し、全国的に事業を展開している民間企業の入社概ね3~5年の社員

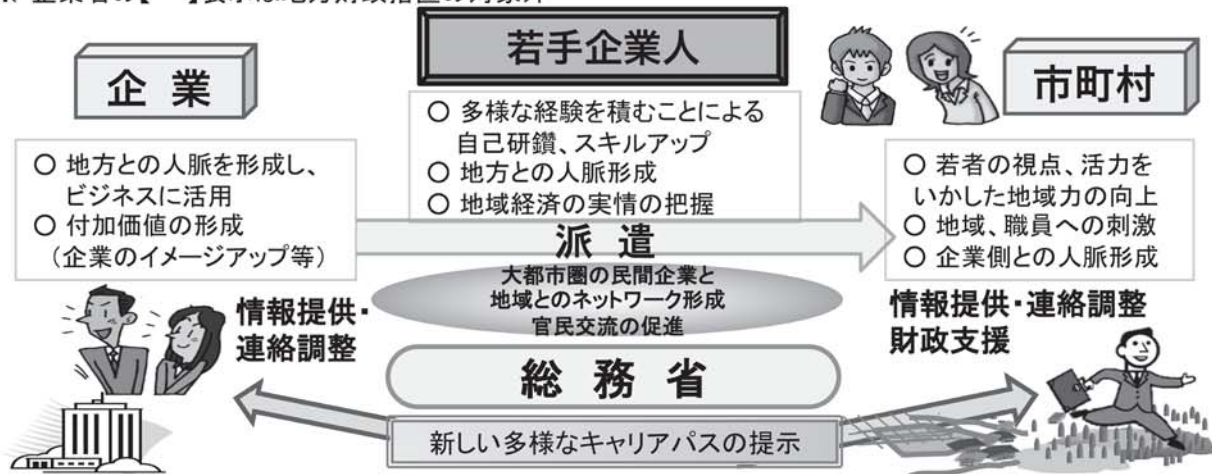
**受入市町村** 定住自立圏に取り組む市町村(周辺市町村を含む)等  
原則として異業種2名1組で派遣  
※三大都市圏内の民間企業・官公庁から人材の派遣を受けている市町村は、1名のみ受入であっても対象とする。

**派遣期間** 1~3年程度

**財政支援措置** 若手企業人を受け入れる自治体の財政負担に対して  
地方財政措置(1名あたり特別交付税350万円)を講じる。

受入市町村	派遣元企業	開始年度
旭川市(北海道)	あいおいニッセイ同和損保・【富士通】	25-
八戸市(青森県)	NEC・リクルート	24-
石巻市(宮城県)	よしもとクリエイティブエージェンシー・富士通	25-
秩父市(埼玉県)	西武鉄道・近畿日本ツーリスト	24-
飯田市(長野県)	【ローソン】・(官公庁)	24-
いなべ市(三重県)	近畿日本ツーリスト・(官公庁)	24-
彦根市(滋賀県)	JTB・NEC	25-
豊岡市(兵庫県)	日立製作所・楽天トラベル	25-
洲本市(兵庫県)	近畿日本ツーリスト・(官公庁)	25-
高松市(香川県)	リクルート・(官公庁)	25-
延岡市(宮崎県)	リクルート・野村證券	24-
鹿屋市(鹿児島県)	ぐるなび・あいおいニッセイ同和損保	24-

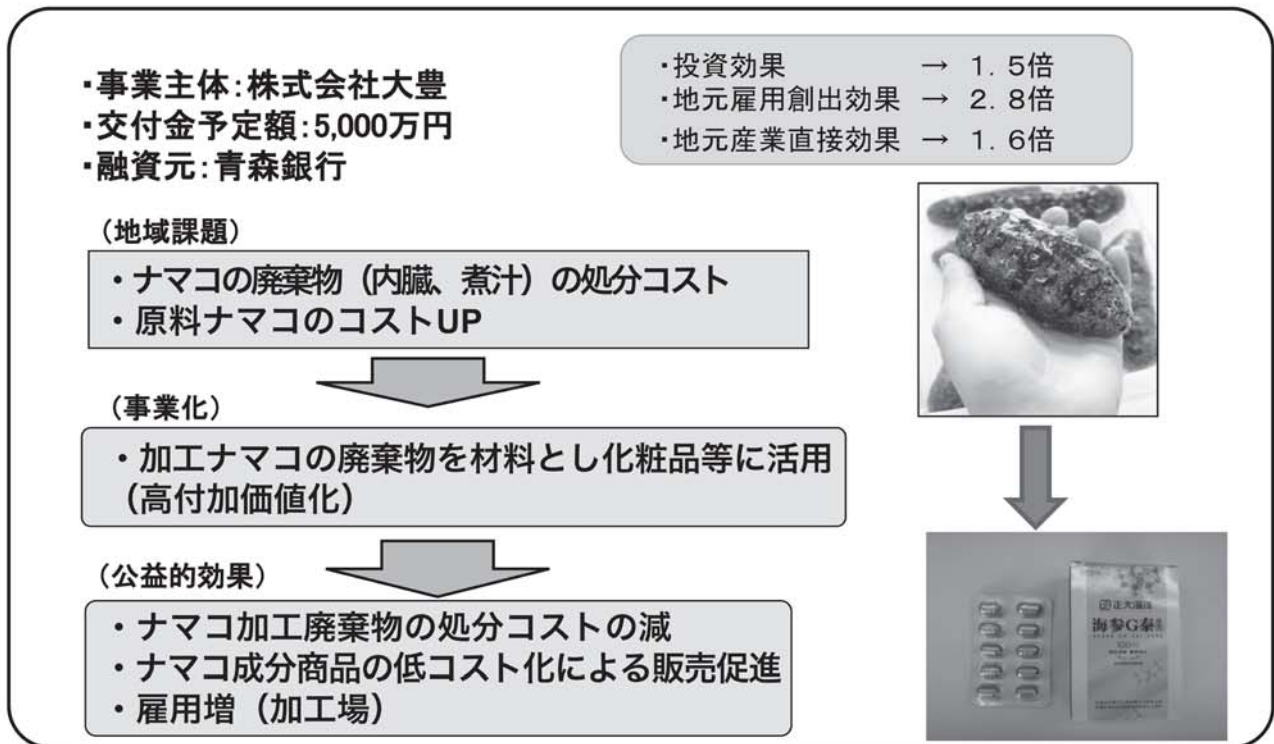
※ 企業名の【 】表示は地方財政措置の対象外



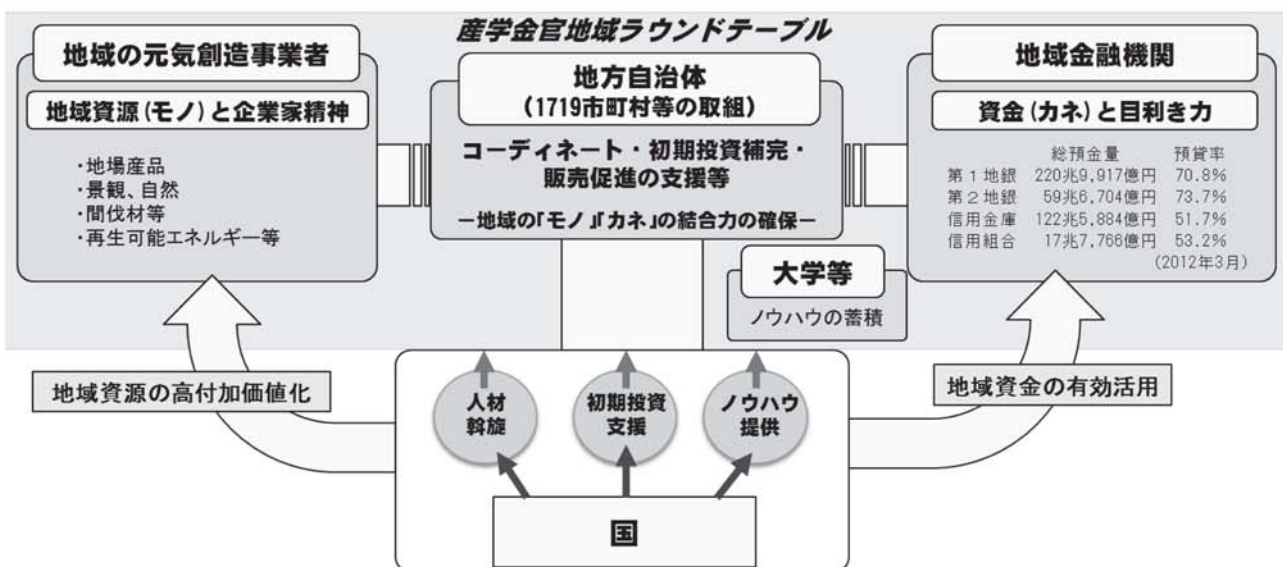
## 地域経済循環創造事業交付金

### 青森県青森市 (ナマコ加工廃棄物を活用した地場産業づくり)

(地域経済イノベーションサイクルを活用した経済的条件づくりの例)



### <参考> 地域経済イノベーションサイクル



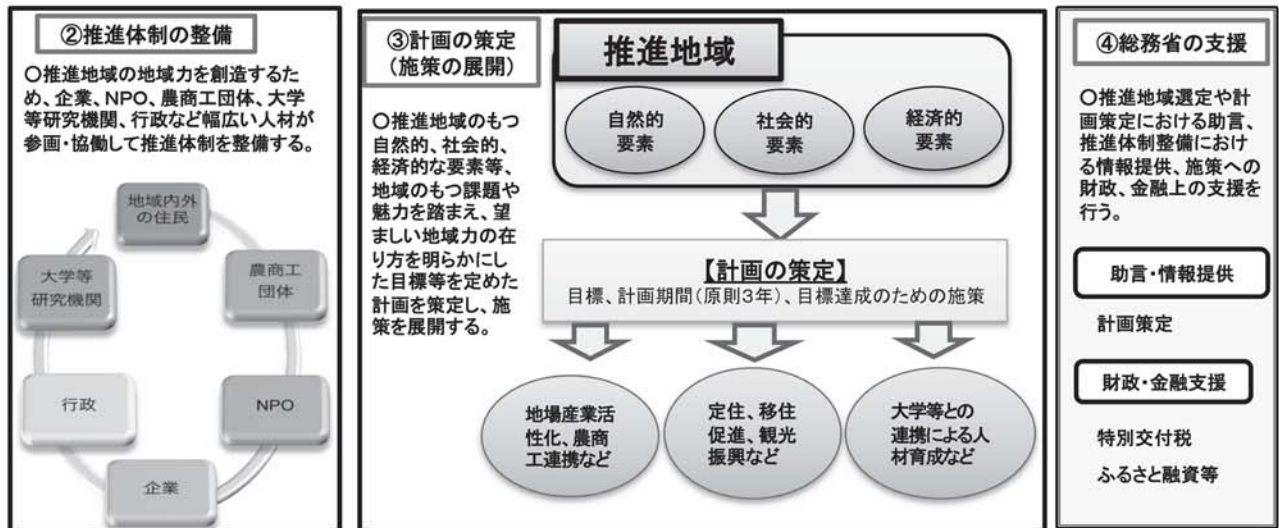
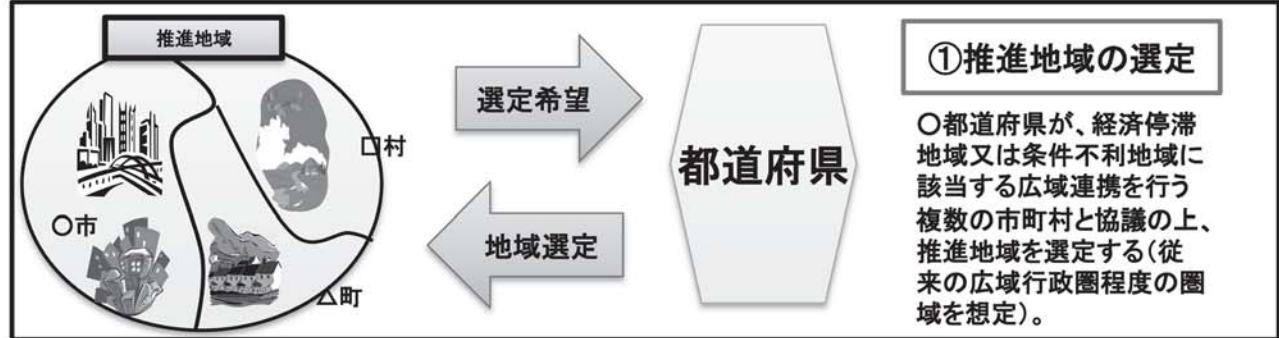


### 地域力創造対策

本対策は、昭和53年の「特定不況地域振興総合対策」に始まる累次の地域経済活性化対策である。総務省では、平成20年度から地方自治体・住民等の協働により「地域力」を高める取組を支援するため、地域力創造本部を設置し、省を挙げて地域力創造の促進を図っていることから、本対策についても、平成21年度から経済停滞地域の活性化に加え、各地域の地域力創造施策の促進を対象とする「地域力創造対策」として改称。



地域力創造対策要綱の概要



**現在の推進地域数**  
13都道府県28地域 (H24選定:12地域、H23選定:5地域、H22選定:11地域)



## 地域ファイナンスの支援

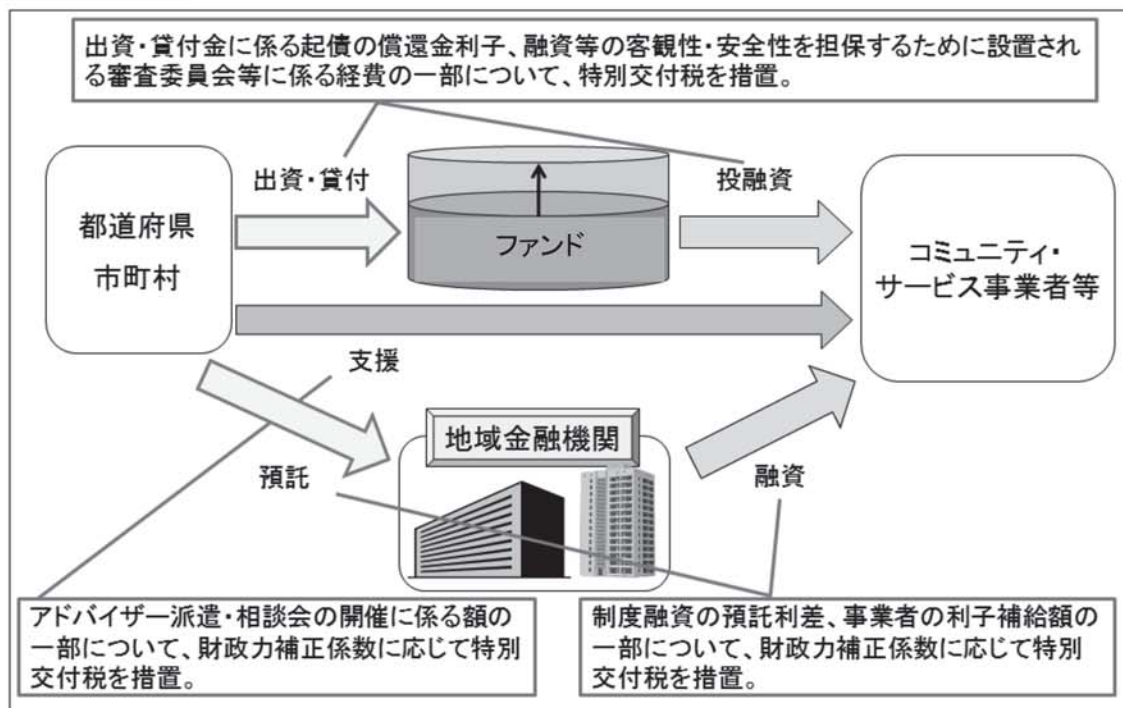
### 概要

- ◆コミュニティ・サービス事業(地域住民のニーズに対応したサービスを継続的に提供することにより、地域課題の解決を目的とする事業)の活性化を支援する公益財団法人等への地方公共団体の出融資を助成するもの。

### 支援内容

1. コミュニティ・ファンド形成支援事業に関する地方債の支払利子の2分の1を特別交付金により措置する。
2. コミュニティ・ファンドのための審査会等の経費として助成した額の2分の1を特別交付税により措置する。
3. コミュニティサービス事業者への金融機関に対する預託を通じて行う制度融資について、当該年度中に発生する預託利差等の額の8割を特別交付税により措置する。
4. コミュニティサービス事業者に対し都道府県が当該年度中に行う利子補給額を特別交付税により措置する。
5. コミュニティサービス事業者に対する経営指導に要する経費を特別交付税により措置する。

### スキーム図



※ ファンドから事業者等への投資には、直接投資と間接投資を含む。

**商店街まちづくり事業** 平成24年度補正予算 **200.0億円**

中小企業庁 商業課 03-3501-1929

事業の内容

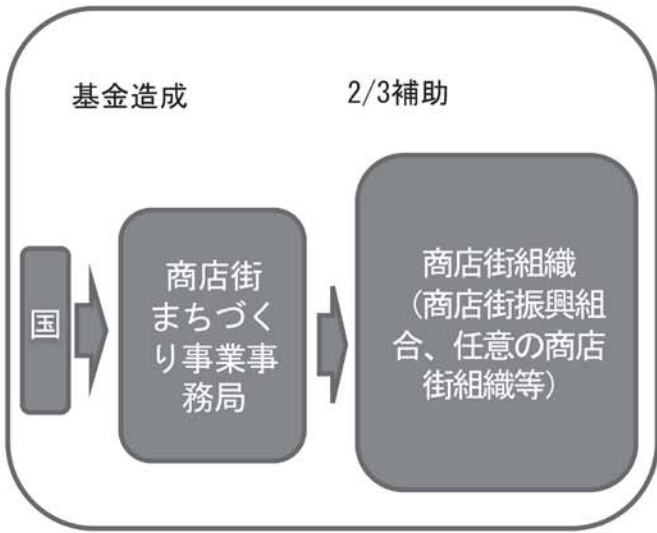
事業の概要・目的

○商店街は地域コミュニティの担い手であり、地域の住民が安心・安全に生活できる環境の維持に大きく貢献しています。

○一方で、商店街をとりまく経営環境等がますます厳しくなっており、こうした機能の維持が困難になりつつあります。

○このため、商店街振興組合等が、地域の行政機関等からの要請に基づいて、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備の整備等を行う場合に、基金を造成し、補助を実施します。

条件（補助率、対象者、補助金額）



事業イメージ

- ①地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備の整備等に対して、
- ②当該地域の行政機関の要請等があることを条件として、公共性の高い事業として支援を行います。

【地域の行政機関等からの要請に基づく施設・設備整備例】

- ・警察や学校からの要請に基づいた防犯カメラの設置や街路灯の充実
- ・地元の消防署からの要請に基づくアーケード撤去、改修等
- ・地元市役所からの要請に基づいた高齢者の安心生活のための空き店舗を活用したチャレンジショップ



ほか

地域の行政機関等からの要請



街路灯の充実



防犯カメラの設置



空き店舗活用

地域商店街活性化事業 平成24年度補正予算 100.0億円

中小企業庁 商業課 03-3501-1929

事業の内容

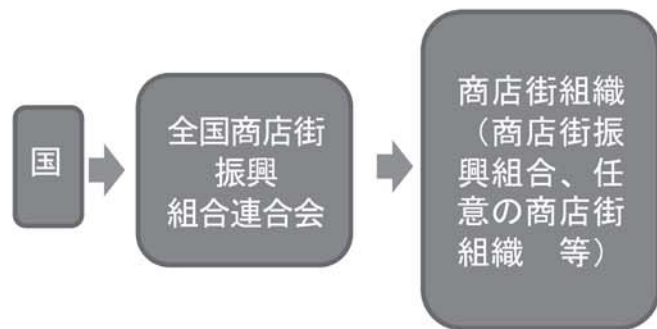
事業の概要・目的

○地域経済の下支えとともに、消費税率の引き上げを見据えた体質強化を図るため、集客促進や需要の喚起を行い、恒常的な集客力・販売力を高める必要があります。

スキーム

基金造成

補助（定額、  
上限400万円）



事業イメージ

<以下のような事業を支援します>

- ・商店街組織が地域コミュニティの担い手として行う、集客促進、需要喚起に効果のある取組であって、商店街の恒常的な集客力向上や販売力向上が見込めるイベント事業
- ・イベントの効果を最大化し、持続させるための商店街の体質強化に資する事業



商店街の継続的な活性化  
が期待できるイベント開催



今後の商店街を支える  
女性・若手等への研修



商店街マップ作成



**地域中小商業支援事業** 平成25年度当初予算 **38.7億円（新規）**

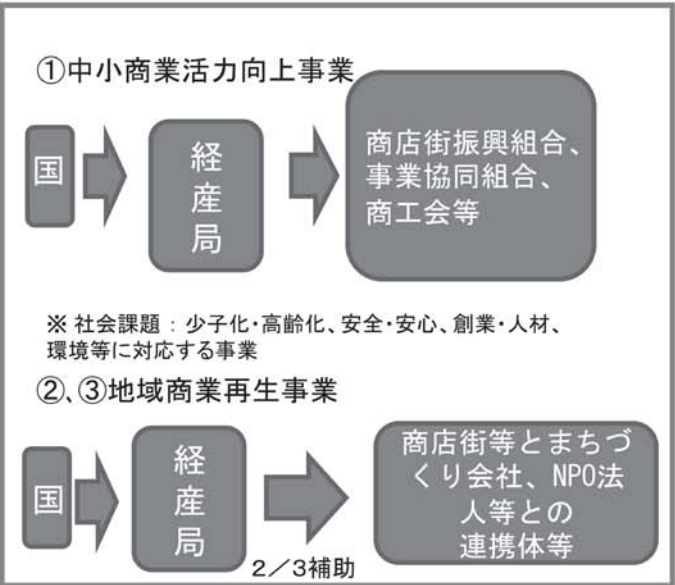
中小企業庁 商業課 03-3501-1929

**事業の内容**

事業の概要・目的

○高齢者、女性、子どもたちを含めた地域住民が安心して生活ができ、地域のつながりが実感できる場として、商店街を始めとした地域の中小商業者に対する地域住民の期待が高まっています。  
○このため、地域の共助活動の拠点となる取組や地域住民に求められる機能を継続的・自立的に提供できるようにするための取組など、商店街を身近で快適な場とするための意欲的な取組を支援することで、中小小売商業者及び商店街の活性化を図ります。

条件（補助率、対象者、補助金額）



補助率	適用条件
2/3	・2以上の社会課題に対応し、地域商店街活性化法の認定取得
1/2	・2以上の社会課題に対応
1/3	・1の社会課題に対応

**事業イメージ**

**①商店街の活性化につながる事業**

商店街の活性化計画の推進を目的としてソフト・ハード一体で取り組む活性化事業等



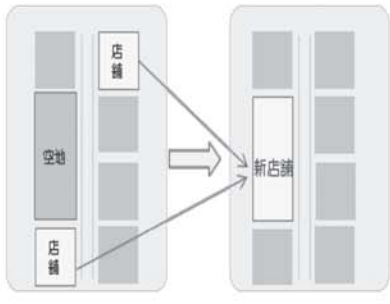
**②地域住民のコミュニティニーズに応える事業**

共助活動の拠点となる子育て支援、健康相談施設の整備等



**③商店街の構造改革につながる事業**

環境変化に対応した店舗の集約化、次代を担う人材育成等



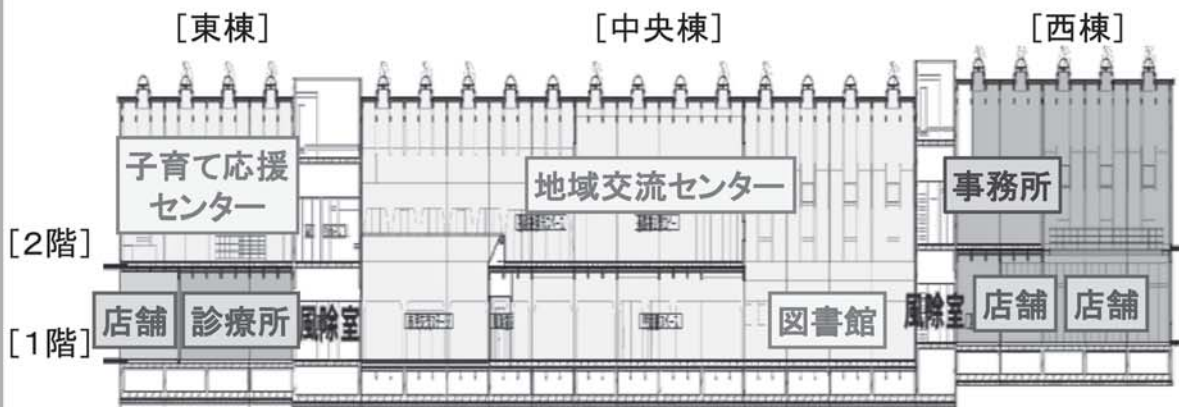
## まち再生出資業務

### <業務概要>

市町村が定める都市再生整備計画の区域等において、広場、緑地等の整備を伴う建築物及びその敷地を整備する事業のうち、国土交通大臣の認定を受けたものに対して、民間都市開発機構が出資を通じた支援を行う。



(例:オガールプラザ(岩手県紫波郡紫波町))



外観



子育て応援  
センター  
(公)



図書館  
(公)



農産物  
産直施設  
(民)



カフェ  
(民)

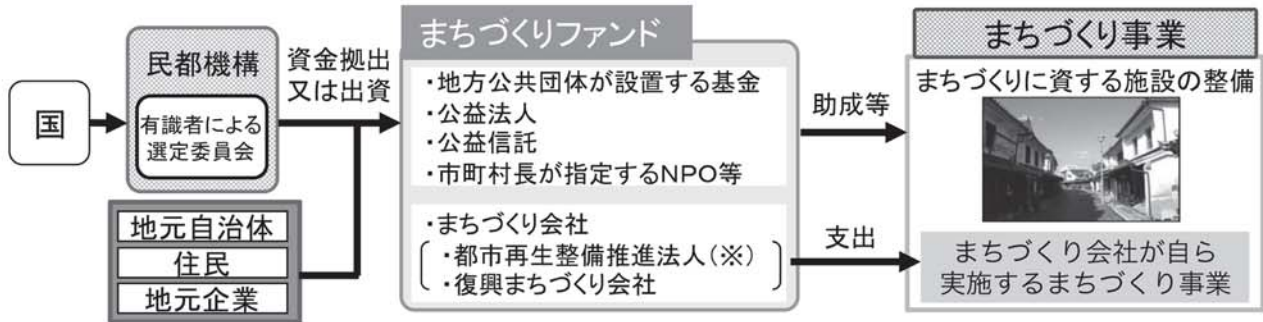
- 地方公共団体等の出資、地元農業生産者からの預かり金、入居テナントからの敷金及び地元銀行からの借入という、民間と行政との協働により資金を調達。
- 図書館、地域交流センター、子育て応援センター、産直施設、飲食店、学習塾、カフェ、クリニック、調剤薬局等、住民生活に必要な民・公のコンテンツを整備。今後、隣接エリアに行政機関庁舎が立地予定。



## 住民参加型まちづくりファンド支援業務

### <業務概要>

地域の資金を地縁により調達し、景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するため、住民参加型まちづくりファンドに対して、資金拠出による支援を行う。



(※)都市再生整備推進法人として指定された会社であって、民都機構の拠出金を充てて行うまちづくり事業により整備された施設等を使用して行う事業から生じる利益を当該会社の配当に充てない会社。

支援対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が設置する基金</li> <li>公益法人</li> <li>公益信託</li> <li>市町村長が指定するNPO等</li> <li>都市再生整備推進法人</li> <li>復興まちづくり会社</li> </ul>
支援限度額	<p>以下のうち最も少ない額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2,000万円（まちづくりファンドの規模、助成等の対象を考慮し、必要と認められる場合には5,000万円）</li> <li>まちづくりファンドへの地方公共団体の拠出金額</li> <li>まちづくりファンドの総資産額（民都機構による資金拠出後）の1/3</li> </ul>
主な要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>①地方公共団体からまちづくりファンドに対して資金拠出・出資が行われていること。</li> <li>②住民・地元企業から資金拠出・出資が既に行われ、又は行われることが確実に見込まれること。</li> </ol>

### 具体例

#### 財団法人京都市景観・まちづくりセンター



○まちづくりファンドが助成した事業の一例  
**京町家改修助成モデル事業**  
京町家の外観を修復し、貸しギャラリー・貸し教室として活用

#### 公益信託広島市まちづくり活動支援基金



○まちづくりファンドが助成した事業の一例  
**可部夢街道コミュニティサロン整備事業**  
古民家を改修し、地域住民との憩いの場、作品展示・ミニコンサート等が開催できるコミュニケーションの場等として活用



## 6次産業化ネットワーク活動交付金

### 地域の創意工夫を活かし、農山漁村の所得増大に向けた施策を展開

6次産業化の面的拡大につながる以下のような地域の取組を支援するため、都道府県に対して交付金を交付

#### ① 多様な事業者との連携促進

農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者、輸出業者、学校、病院、JA等が参画する6次産業化ネットワークの構築に向けて行う、

- ・推進会議の開催
- ・プロジェクトの調査・検討
- ・プロジェクトリーダーの育成
- ・共同新商品開発・販路開拓

などの取組

事業実施主体：民間団体、地方公共団体等  
補助率：1/2、2/3以内

#### ② 取組に必要な施設等の整備

6次産業化ネットワークを構築して取り組むプロジェクトの中で必要となる大規模な加工施設・機械等の整備

事業実施主体：民間団体等  
補助率：1/2以内

#### ③ 支援体制の整備

地域の創意工夫で6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備

事業実施主体：民間団体等  
補助率：定額

6次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組(出典:「平成24年度食料・農業・農村白書」)

## 食のモデル地域育成事業

### 事業概要

#### 事業内容

地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るため、商品開発、販路開拓、人材育成等の取組を支援。

#### 事業実施主体

都道府県又は市町村、農林漁業者、食品関連事業者等から構成される組織

#### 補助率

定額補助：1事業実施主体当たり、上限1,000万円

#### 具体的な内容

- ①地域食材の地産地消・旬産旬消拡大に関する取組
- ②食を通じた地域コミュニティ維持への取組
- ③米、麦、大豆、米粉に係る取組
- ④食肉、牛乳・乳製品等畜産物に係る取組

### 認定の流れ

#### ◆ 食のモデル地域構築計画の作成

(モデル地域としての目指すべき将来像・目標、事業化プロジェクト、地域波及効果、実施体制等)

応募提出

#### ◆ 食のモデル地域選定委員会による選定

#### ◆ 食のモデル地域構築計画の認定・公表

農林水産大臣から認定

#### ◆ 食のモデル地域構築計画の実行・具体化

#### ◆ 食のモデル地域育成事業（補助金）の活用

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (宮崎県高千穂町(高千穂地区活性化計画))

### 取組の背景

- ・ 町内で生産される高品質な地域産物の販路や供給体制が十分でないことから、消費拡大のための販路及び情報発信のための整備が急務。
- ・ 一方、農業従事者の高齢化が進んでいることから、高齢者向けの作物へのシフトや、生産者と消費者の直接対話による地産地消の取組が必要。



宮崎県高千穂町(高千穂地区)

### 取組内容

地域産物の販路拡大や高千穂ブランドの確立に資するため農林水産物処理加工施設や地域資源活用交流促進施設等を整備。

- ・ 農産物処理加工施設の整備
- ・ 高千穂がまだせ市場(販売・食材提供)の整備

### 本交付金活用のポイント

本施設の整備により地域産物販売額、交流人口を増加させる。

地域資源活用交流促進施設  
(高千穂がまだせ市場)



農産物処理加工施設  
(高千穂牛の処理加工状況)



### 取組による効果

本施設の整備により、農産物や高千穂牛の加工商品の開発、「高千穂がまだせ市場」での直接販売、さらにはインターネットなどを介した販路拡大等、地域産物の消費拡大を展開し、地域内外へ高千穂ブランドを広くPRした事で、交流人口や地域産物販売額が増加した。

また、地域産物直接提供の場が出来た事で、生産者の所得の向上が図られたとともに、地域産物の加工商品の開発等の新たな取り組みも展開されている。



高千穂牛

第9回全国和牛能力共進会で内閣総理大臣賞(種牛の部)を受賞



夏秋野菜など

夏季冷涼な気候を活かした夏秋野菜など、高品質な農産物を生産



## 産地水産業強化支援事業 内水面漁業の活性化プロジェクト（和歌山県日高川町）

### 【内外の新たな需要の創出】

#### 1 概要

##### ① <概要・データ>

- ・平成23年3月、町、漁協、県、観光協会等からなる日高川地区産地協議会を設立。
- ・23年9月台風12号の被害を受けたが早期に復旧
- ・24年3月に水産加工施設を整備
- ・24年度の加工実績：アユ6万尾、アマゴ3万尾



##### ② <特徴的な取組>

- ・水産加工施設の整備により、アユ、アマゴの加工品開発、高付加価値化に取り組む
- ・学校給食へのメニュー提供のため調査を実施
- ・県食品衛生管理認定制度のレベル1を取得  
(HACCP導入前提条件の一般衛生管理に取り組んでいるところ)

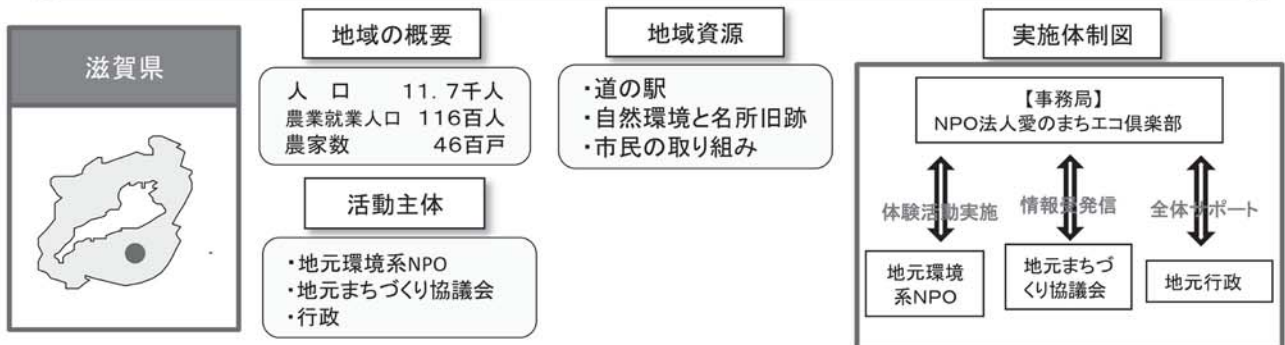
#### 2 農林水産省による支援

「産地水産業強化支援事業」により、加工品の開発、高付加価値化等に係る取組や水産加工施設の整備に対して支援。



地域の魅力が、まちの未来を興す！  
訪れたい・住みたいまち“東近江”  
(東近江ハンドシェーク協議会【滋賀県東近江市】)

- 地域の持つ有形無形の資源を、各団体及び地域住民が連携して具体化することにより、魅力ある活動を充実。
- 地元食材にこだわった料理や郷土料理などを提供する「農家レストラン」の開業や農家民宿の開業を調査・推進し、通過型から滞在型、滞在型から定住型へと魅力ある地域への脱却を図る。



活動のきっかけ・経過

○年間推定200万人以上の方が訪れる一方で、通過型観光地となっており、来市人数に見合った経済波及効果が得られていない。

○地元生産者の高齢化による、後継者不足の問題と相まって耕作放棄地や空き家が増加している。

活動の概要

(学ぶ(体験)プロジェクト)

地域の本物に触れる体験活動のプログラム開発とコーディネートする人材育成

(食べる(地元食)プロジェクト)

「家庭料理大集合」イベントにより郷土食・伝統料理の発掘し、レシピ集を作成。

フードコーディネーターを招き農家レストラン開業に向けた研修実施と模擬開店の実施

(安らぐ(宿泊)プロジェクト)

農家民宿開業支援及び空き家調査による宿泊施設の確保

活動の効果

- ・ 体験者数: 中学生の教育旅行受入れなどで体験者数が増加するとともに、体験メニューが増えた。
- ・ 家庭料理レシピ: 家庭料理大集合を5回開催し、205品のメニューが出品され、レシピ集を作成した。
- ・ 農家レストラン: レシピ化されたメニュー等を活用しながら模擬レストランで経験を重ねた結果、24年度中に開業予定となる。
- ・ 農家民宿者数: 23年度に教育旅行で250人が民泊した。
- ・ 農家民宿開業: 4軒が開業し、1軒が申請中となる。

○その他

- ・ 女性の参画  
食や宿泊プロジェクトの主力は女性が担っている。
- ・ 企業等との協働  
近江鉄道が企画する「ワイン電車」の食事を協議会が担当。



一日限りの農家レストラン開業



農家民宿実地研修



## 「農」のある暮らしづくり交付金

都市にあって農業の発展を目指す皆様を支援します

### ○ 住民、NPO、農業者等が行う活動を支援します！



市民農園の立ち上げ相談



水田の保全活動



学校給食との連携

など

「農」のある暮らしづくりに向けた地域活動や付随する簡易な施設の整備について、国が400万円まで助成します。

注) 上限額400万円(うち、簡易な施設整備は100万円以内のものが対象です。)

### ○ 地元農産物を楽しめる施設等の整備を支援します！



農産物販売強化促進施設



用排水路の補修・改修



農薬飛散防止施設(防風ネット)

など

都市とその近接地域での施設整備に対し、国が経費の2分の1以内を助成します。

### 事業の手続き

国  
(農政局等)

→  
交付金の交付

NPO、農業者のグループ、  
市町村等



ふるさとの宝に気づく

～眠れる資源を掘り起こそう～

福島県 会津若松市

[事業名]

会津若松市中心市街地魅力向上調査事業

[事業者名]

株式会社まちづくり会津

[事業概要]

○まちの魅力掘り起こし調査

門前町まちづくり構想の具体化と実現に向けて、中心市街地の現状の課題、求められる商業・サービス機能や魅力的な空間整備のあり方について、まちを訪れる市民・観光客や商業者の意識・意向を調査。

わがまち自慢を創る

～ふるさとを皆で語ろう～

長崎県 大村市

[事業名]

大村市タウンマネージャー設置事業

[事業者名]

大村街づくり株式会社

[事業概要]

○専門人材活用

中心商店街活性化を促進するため、来街者のさらなる増加や既存商店街への回遊性向上を図る事業を行う。そのために官民一層の連携を図り、タウンマネジメント体制を整備するための専門家を招聘する。

## ふるさとの魅力を高める

### ～ふるさとの逸品を味わおう～

#### 長野県 飯田市

【事業名】りんご並木周辺商業施設等整備事業

【期間】平成25年4月～26年3月

【主体】株式会社飯田まちづくりカンパニー

【内容】

地域に古くから残る建物で「所有と利用の分離」の手法を活用し、地域産業資源を加工・販売・発信するテナントを配置した施設を整備。また、昭和20～30年代の既存の建物とデザインコードを合わせた広場・デッキ等を整備。

さらに、中心市街地に不足している機能で、地域住民の利便性を向上させるために、上記整備施設の隣接地に無料駐車場を整備。

[テナント構成]

- 多文化交流館（アジアの製品や音楽、食文化に触れる場）
- 癒し処（お年寄りや女性等が集える足湯等を設置）
- 飯田餃子再生館（地域特有の揚げ餃子を活用し発信する場）
- 手づくり工芸カフェ（地域で活動する工芸家の作品を展示したカフェ）
- 飯田ブランド肉焼館（地域特産のブランド肉を発信する場）
- お菓子文化創造館（全国シェア40%以上のもなかを使った創作お菓子の発信地）
- 飯田の子供文化館（既存建築物のデザインコードに合わせた空間）
- 広場、緑地帯整備等



完成イメージ



訪れたいくなるまちをつくる

～おもてなしの心を持とう～

高知県 高知市

【事業名】(仮称)よさこいアベニュー賑わい創出事業

【期間】平成25年5月～26年3月

【主体】社団法人高知市観光協会

【内容】

「高知よさこい情報交流館」のオープンを契機とし、はりまや橋商店街と連携を図りながら、これまでスポット的にしか見ることのできなかった『よさこい鳴子踊り』を定期的に披露する場の創出や、踊りの醍醐味である躍動感を感じることでできる3D映像の放映、『よさこい祭り』の写真展の開催などといったイベントを実施することで、まちの魅力を高め、中心市街地の活性化を図る事業。

はりまや橋商店街



よさこい祭り



## 酒蔵ツーリズム®の促進

- お酒をテーマとしたツーリズムは、各地で様々な取り組みが行われているが、認知度が低い、地域内での広がりにつながらないなどの課題がある。一方で、新酒会や蔵開きなどのイベントだけでなく、地域が一体となり通年の観光に結びつけようとする動きも出始めている。
- 酒蔵ツーリズムの機運を盛り上げ、地域における継続的な取組みを促進するため、観光庁の呼びかけで酒蔵ツーリズム推進協議会が発足。本協議会では関係者のネットワーク化、先進的な取組み事例等に係る情報の収集・発信、地域における取組みの促進などを実施。

酒蔵ツーリズムに関する各地域での事例は、以下のURLを参照。

<http://www.mlit.go.jp/common/000992665.pdf>

<http://www.mlit.go.jp/common/000992664.pdf>

※酒蔵ツーリズムは、佐賀県鹿島市の登録商標です。

### 事例集で記載されている事例1（佐賀県鹿島市）

- 国際ナショナルワインチャレンジ(世界で最も権威のあるワインコンベンション)で富久千代酒造「鍋島」がチャンピオンを受賞したのを契機に、「目利き」のアドバイスを受けながら、蔵元だけでなく地域全体が一体となって協議会を設立し酒蔵ツーリズムに取り組んでいる。

→国際的な評価を得た日本酒とその酒蔵に直接触れていただくツアーを造成することで、新たな観光資源を創出し、地域の活性化を図る。



IWC2011「SAKE部門」  
チャンピオン・サケ

### 事例集で記載されている事例2（広島県東広島市西条）

- 酒蔵のまち てくてくガイド(ボランティアガイド)
- 観光客を誘致する通年での取組みとして、西条酒蔵通りを観光ボランティアガイドが案内し、酒蔵めぐり、利き酒体験等を実施。平成24年11月にはツアー客が過去最高の1,845人達した。地元ガイドの会が主催し、地域活性化に繋がっている。なお、毎年10月に開催される「酒まつり」には、2日間で約24万人が訪れる。



### 事例集で記載されている事例3（北海道）

- 北海道広域道産酒協議会(事務局・JTB北海道)
- 『パ酒ポート』というパスポートをもじった北海道産酒情報についてのスタンプラリー帳を製作。北海道の日本酒の蔵、ワインの醸造所、ビールの工場等を巡る仕掛けにより、消費者に北海道産のお酒について理解を深めてもらうもの。日帰り入浴や、ガソリンスタンドでの割引もあり。





## ●移住・交流推進機構(JOIN)

### 1 構成 (平成25年4月1日現在)

会長: 島田晴雄(千葉商科大学学長) ほか理事: 13名

会員: 法人会員: 32社 (特別法人会員: 9社・団体、一般法人会員: 23社)

自治体会員: 43道府県、1042市町村

#### (1) 特別法人会員【9社・団体】

(株)ALMACREATIONS (株)ぐるなび

(株)日本総合研究所 一般財団法人地域活性化センター

日本アジアグループ(株) 日本生命保険相互会社

(株)ジェイティービー

全国賃貸管理ビジネス協会

富士通(株)

#### (2) 一般法人会員【23社・団体】

(株)インテリジェンス

(株)オレンジ・アンド・パートナーズ

(株)ぎょうせい

(株)時事通信社

(株)日本経済広告社

近畿日本ツーリスト(株)

大日本印刷(株)

日本電気(株)

(株)NKB

(株)価値総合研究所

(株)共同通信社

(株)千修

(株)日本旅行

全日本空輸(株)

東京急行電鉄(株)

吉本興業(株)

(株)NTTデータ

(株)カンパランド・ジャパン

(株)ジェーシービー

(株)DGコミュニケーションズ

(株)LINK

相互都市開発(株)

トヨタ自動車(株)

### 2 事業内容

- ・企業会員と自治体会員のマッチングを行う交流会(東京・地方)の開催
- ・移住・交流や地域活性化につながる新ビジネス創造・交流事業(企業・自治体向け)
- ・ポータルサイトによる地域おこし協力隊や体験ツアーなど  
移住・交流希望者向け情報発信
- ・空き家バンクによる移住・交流希望者向け物件情報の収集・提供
- ・移住・交流フェア、イベントへの出展
- ・先進自治体の成功事例やノウハウの提供

#### JOIN交流会の開催

法人会員と自治体会員間の情報交換の場を提供し、移住・交流の推進を目指した自治体における新たな施策や、新たなビジネス商品、サービスの創出を支援する目的から、各地で交流会を開催

#### JOINソリューション・ナビ

JOIN会員のみが閲覧できる専用ホームページ内において、会員間の移住・交流に関する事業マッチングを目的としたサイト。法人会員がもつ移住・交流に関するソリューションやノウハウを自治体会員に広く知ってもらい、かつ、産業振興や農山村振興などのカテゴリー検索を付与することで、自治体会員の事業立案時に必要な「相談・企画・見積り」などを法人会員に依頼しやすくするツール。

#### 地域おこし協力隊の情報発信

ポータルサイトを運営することにより、「地域おこし協力隊」の活動を総合的に支援

##### 【サイト機能】

○地域おこし協力隊の概要  
○地域おこし活動の検索  
→自治体が募集している地域おこし活動が地域別・カテゴリー別に検索できます

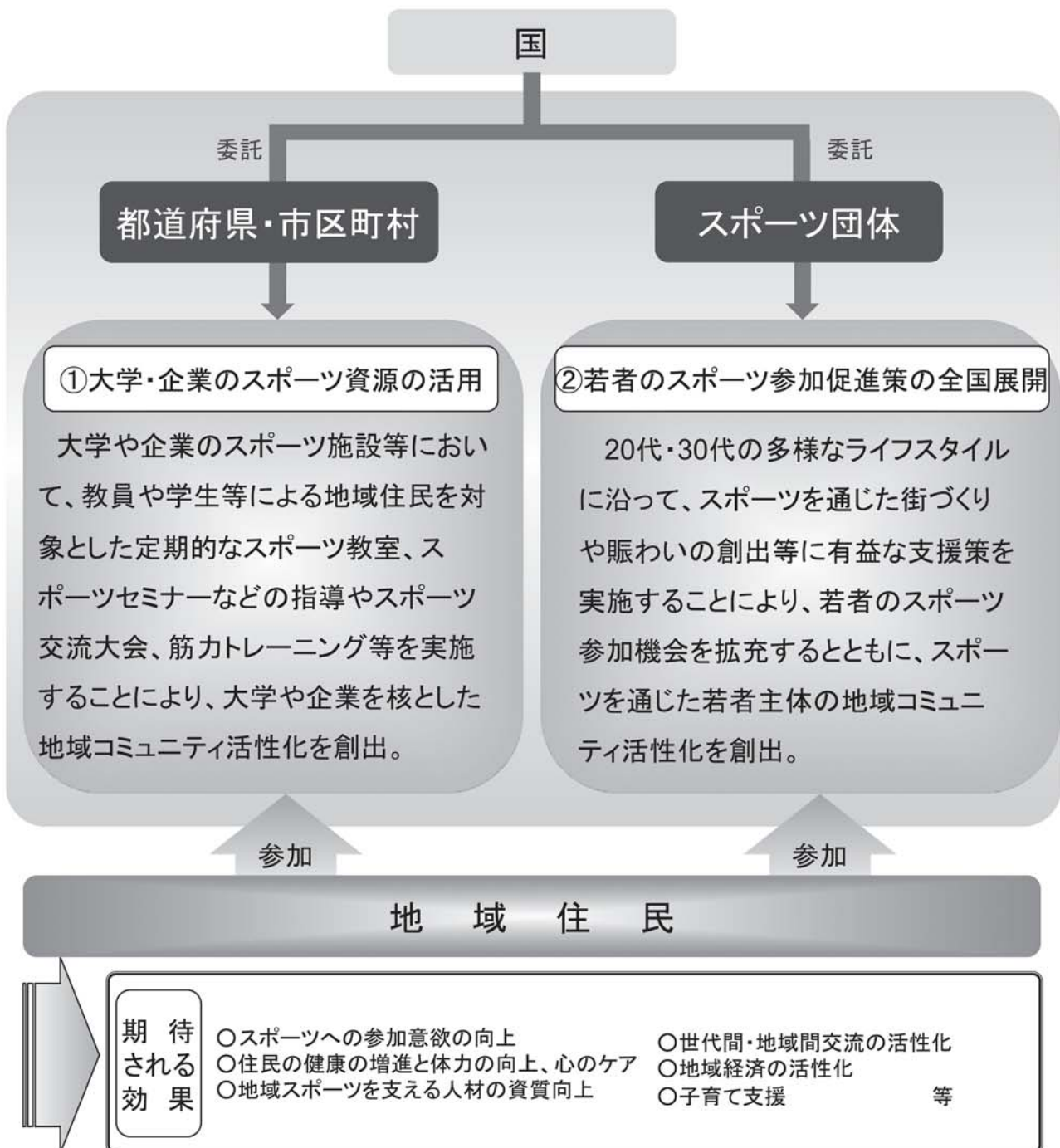
○地域おこし協力隊の活動事例や体験記の紹介  
○地域おこし協力隊員ブログの紹介  
→全国の自治体で活躍している地域おこし協力隊員の近況が分かります



## スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業

（新 規）  
25年度予算額 124,700千円

趣旨：①地元の大学や企業などが有するスポーツ資源（人材・施設）を効果的に活用した取組  
②スポーツ実施率の低い若者を対象としたスポーツ参加促進策の全国展開  
を実施することにより、地域住民のスポーツへの参加意欲を高め、スポーツを通じた地域  
コミュニティの活性化を促進する。



## 集落地域における「小さな拠点」形成の推進

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、歩いて動ける範囲で、商店、診療所などの生活サービスや地域活動が行われ、集落からのアクセス手段が確保された「小さな拠点」の形成を推進する。



### 高知県四万十市 西土佐地域 大宮地区の事例

集落からJA出張所(小売店+ガソリンスタンド)が撤退したことにより、集落の存続が危ぶまれたため、地域の約8割の地区住民が出資し、小売店とガソリンスタンド、宅配サービス等の機能を持つ集落の「小さな拠点」を形成することで、集落の維持・存続を図った。

#### 地域概要・背景

- ・地区人口：292人（H24.7.1現在）
- ・世帯数：134世帯（H24.7.1現在）
- ・大宮地区は標高150mの山間地域で、目黒川に沿って家屋が点在。稲作を主とした農業が営まれている。
- ・地区に生活サービス(小売店・ガソリンスタンド)を提供していたJA出張所がH17に廃止決定され、集落の維持が危ぶまれていた。

#### 取組概要

- JA出張所の廃止を受け、地域の生活サービスを守るため、地区住民の代表8名で「農協事業継承委員会」を設置、先進地視察や勉強会を開催。
- 大宮地区の約8割の世帯が平均6万円を出資し、住民参加型の株式会社を設立。小売店とガソリンスタンドの営業を再開。
- 地区住民の声を経営に反映するため、各世代代表からなるアドバイザー会議を設置。以下の事業を展開。
  - ・ 高齢者の見守りも兼ねた週2回の宅配サービスを開始
  - ・ 地域住民が交流するための談話スペースを設置
  - ・ 土曜夜市や感謝祭などのイベントを開催
  - ・ 燃料宅配用のミニローリー車の整備

#### 取組効果

- 設立来6期連続で黒字を達成。
- 地区住民の9割超が利用する(最低でも月1回)など地域の維持・存続に欠かせない存在となっている。

#### 高知県四万十市の位置



大宮産業店舗



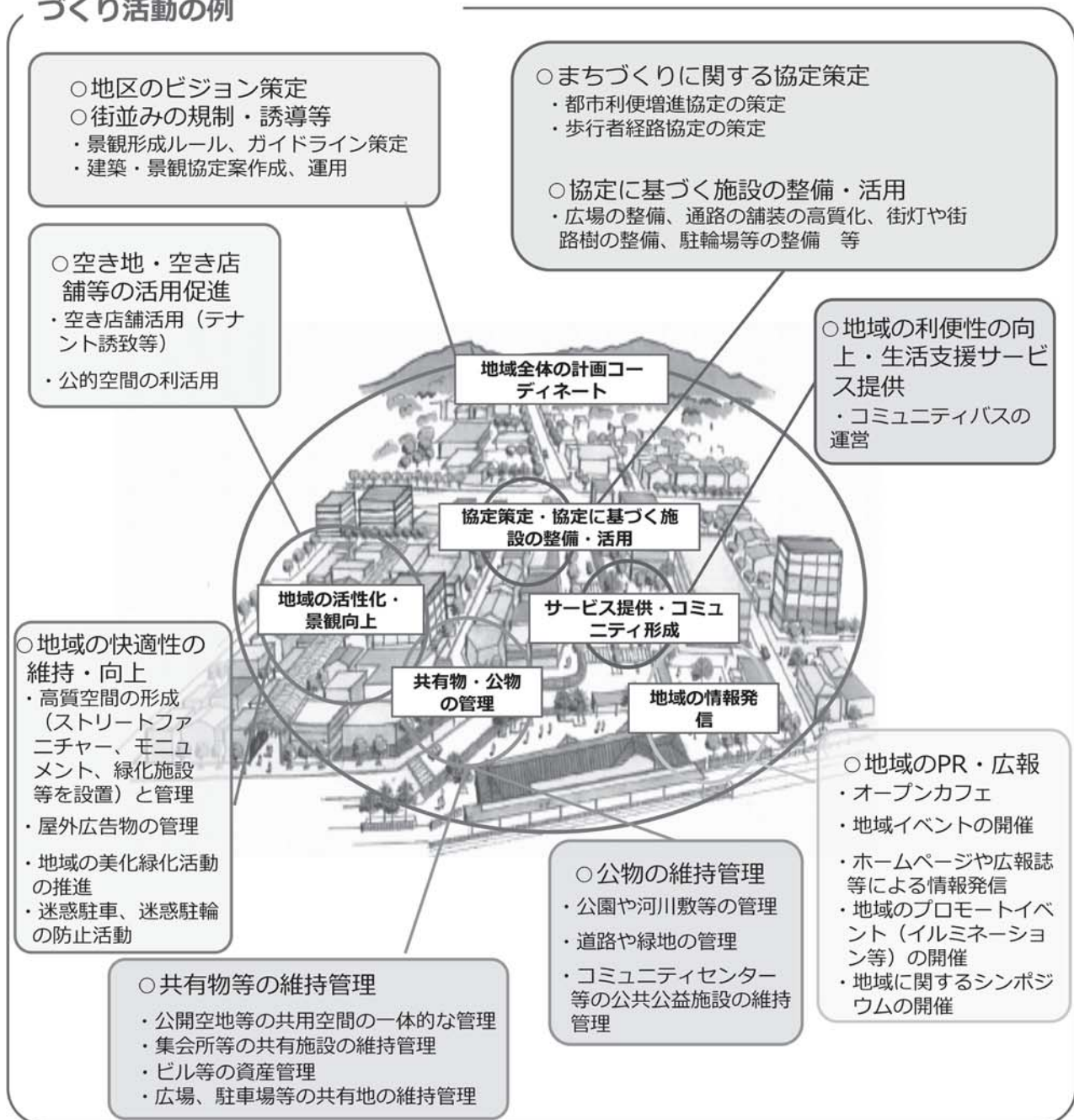
ガソリンスタンド



## 民間まちづくり活動促進事業

市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に対し補助する。

### 民間の担い手による多様なまちづくり活動の例





## 地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト

- 拠点となる総合型地域スポーツクラブにおいてトップアスリートを活用し、地域のジュニアアスリート等を指導するとともに、学校に「小学校体育活動コーディネーター」を派遣することなどを通じて、地域スポーツとトップスポーツの好循環を実現。
- 平成25年度は、36都道府県の61団体に委託して実施。

### トップアスリートによるジュニアアスリート支援等の実施

- 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団及び学校運動部活動等にトップアスリート及びアシスタントコーチを派遣して巡回指導を実施。

#### <取組事例>

地元で活動拠点を置くトップアスリートの協力を得て、少子化や過疎化が進む地域のスポーツ活動を活性化。(NPO法人幕別札幌内スポーツクラブ、北海道幕別町)



### 地域の課題解決への取組の実践等

- 地域住民が行政に依存するのではなく、主体的に学校の体育活動も含めた地域のスポーツ環境の形成を図り、地域住民のスポーツ参加を通じた健康増進や子育て支援等に資する企画・実践を行う。

#### <取組事例>

高齢者の健康増進と地域社会の絆づくりのため、交通手段を持たない高齢者が参加できるよう「送迎付き健康教室」を開催。(NPO法人七瀬の里Nクラブ、大分県大分市)



### 小学校体育活動コーディネーターの派遣による支援

- 小学校全体の体育授業や体育的活動の計画を補助したり、担任とチームティーチングで体育の授業に取り組むとともに、学校と地域との連携を図る人材として「小学校体育活動コーディネーター」を派遣。

#### <取組事例>

学校の小規模化や教員の高齢化等に対応するため、地域のスポーツ指導者を活用して、小学校の体育の授業等の指導を充実。(NPO法人フォルダ、岩手県北上市)



# 消費・安全対策交付金

(地域における日本型食生活等の普及促進)

## 事業の概要

- 農林漁業に触れながら、食や農への理解を深める食育を実践する「教育ファーム」や地域の食育関係団体のネットワーク化等、地域に根ざした食育活動に対する支援を行います。

## 事業実施主体

- 都道府県、市町村、農業者団体等

## 交付率

- 定額(1/2以内)

## 具体的な内容

食育推進リーダーの育成・活動支援や地域でのネットワーク作りへの支援を行います。また、食に対する感謝の念を深めていく上で必要な農林漁業に関する理解の増進を図るため、農林水産物の生産の場における食育活動を支援します。

### 支援の対象となる活動の例

- ・「日本型食生活」の普及・実践等をテーマにした食育総合展示等の開催
- ・地域における食育ボランティアの活動をコーディネートする食育推進リーダーの育成及び活動
- ・地域で食育に取り組む団体のネットワークの整備、活動事例の収集、情報提供
- ・農林漁業者等による食育活動



## 田舎体験推進協議会 (新潟県上越市、十日町市)

### 1 概要

#### ① <<概要・データ>>

- ・ 平成10年に旧6市町と民間団体が共同で「体験型観光」を開始。
- ・ 現在、教育旅行を中心に年間約45校5,000人を受入。事業総収入1.3億円。

#### ② <<特徴的な取組>>

- ・ 合併後、2市にまたがる11地域約400戸の農家が広域的に連携し、学校、企業等の体験旅行を受入。

### 2 地域における具体的な活動

- ・ Uターンしてきた女性を地域協議会のプロジェクトマネージャーに配置。
- ・ 農家の広域連携を束ねる旧市町単位の行政ネットワークを活用。
- ・ 地域内の廃校（4校）や空き家（4戸）を宿泊・体験施設として活用。
- ・ 大学建築学科と連携し、デザイン化した中心施設で食育体験等を実施。
- ・ 「雪のかまくら体験」など雪を活用した体験プログラムの開発。

### 3 農林水産省による支援

- ・ 広域連携共生・対流対策交付金（平成20年度）により、共生・対流に向けた市町村を超えた広域的な連携等の取組を支援。
- ・ 子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金（平成21年度）により、小学生による農山漁村宿泊体験の受入れモデル地域の体制整備を支援。

#### (受賞歴等)

- ・ 平成13年過疎地域自立活性化優良事例「総務大臣賞」
- ・ 平成17年グリーン・ツーリズム大賞「優秀賞」
- ・ 平成17年オーライ！ニッポン大賞「大賞」
- ・ 平成20年エコツーリズム大賞「優秀賞」

#### (都道府県地図)



廃校利用した宿泊体験交流施設「月影の郷」



稲刈風景



## 「農」のある暮らしづくり交付金

### 農地や空き地を市民農園に活用しませんか！



応援します！

市民農園を開設するための準備活動に併せて農園を整備する場合、100万円を上限として施設の整備費を助成します。

(注) 上限額400万円(うち、簡易な施設整備は100万円以内のものが対象です。)

応援します！

民間によるモデル的な取組を行う市民農園・農業体験農園の整備やこれらに付帯する手洗い場、休憩施設、加工施設等の整備に要する経費について国が1/2以内を助成します。

#### 【補助対象となるものの例】



市民農園の整備



付帯施設(手洗い場)



農園整備と併せ行う調理・加工施設

#### 支援の内容と留意点



- 事業実施区域は、都市計画区域内です。
- 農園の利用者は5人以上が必要です。
- 民間での取組については、単に区割りした農地を貸し付けるだけではなく、営農指導サービスを提供する等の多様な取組を伴うモデル的な取組が対象となります。
- 施設設置後は、目的に沿って善良な管理をしていただきます。目的外の使用又は低利用の場合には、交付金を返還いただく場合があります。

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (富山県砺波市(砺波野地区活性化計画))

### 取組の背景

- さんきょそん
- ・ 本地域は県で「となみ散居村ミュージアム」を建設する等、全国有数の美しい散居景観や伝統文化の継承に努めている。  
その一方で、中心市街地近郊の都市化が進むにつれ、美しい散居景観が少しずつ失われかけている事から、地域が持つ自然環境、伝統文化の大切さを学ぶため都市との交流を通じた取組を創出することが必要。



富山県砺波市(砺波野地区)

### 取組内容

豊かな自然と地域伝統文化の継承に資するため、となみ散居村ミュージアム内に伝統文化を伝え・学ぶ事が出来る交流拠点施設(民具館)の整備。

### 本交付金活用のポイント

本施設の整備により交流人口を増加させる。

交流拠点施設  
(となみ散居村ミュージアム民具館)



(農具: 放寺の犁(すき))



### 取組による効果

本施設(民具館)の整備により、地域の伝統文化を伝える農具・民具(砺波市文化財指定)を展示・活用した事で交流人口の増加につながった。

また、民具館に限らず同ミュージアム内の他施設も活用する事で、地域内外の多くの来館者に散居景観の魅力や農村の伝統を伝える等、地域文化の素晴らしさを発信出来た。



全国有数の散居村風景



小学生の民具学習状況

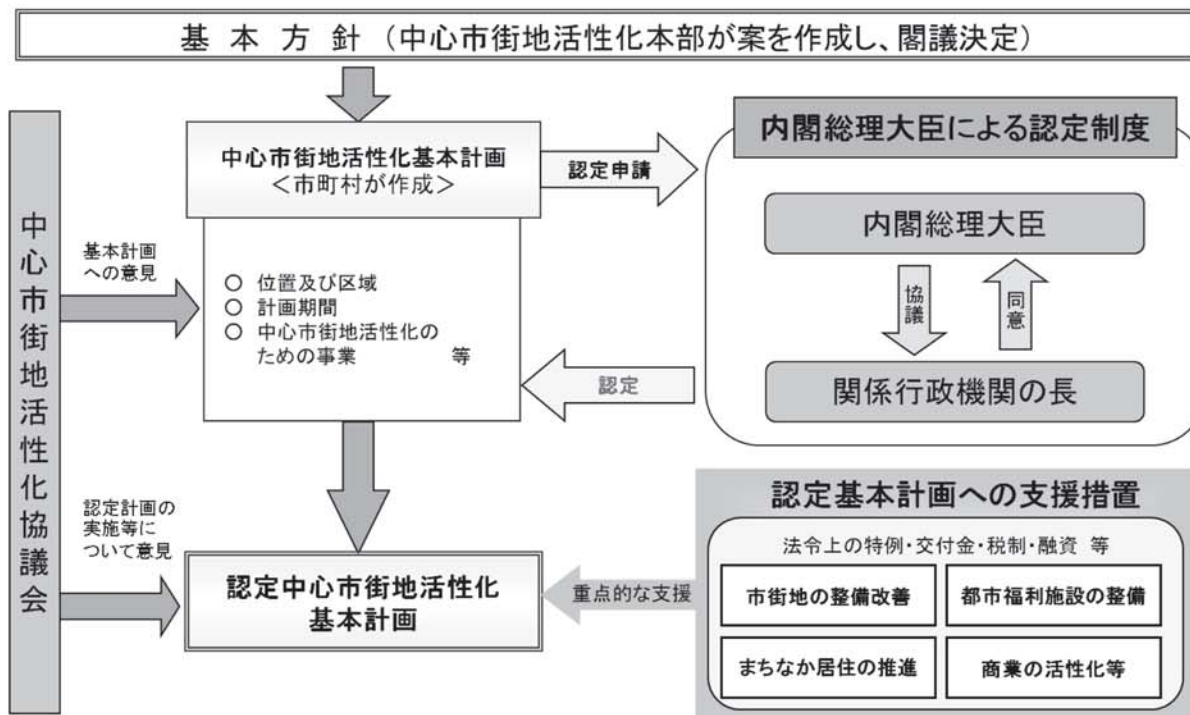


## 中心市街地活性化のまちづくりに関する情報提供業務

中心市街地活性化に取り組もうとする者に対して、国土交通省の支援業務等や具体的な取り組み例を公表することにより、中心市街地活性化に取り組むきっかけを提供をしている。

<http://www.mlit.go.jp/crd/index/index.html>

### ■ 中心市街地活性化法のスキーム



### <取組例（高松市中心市街地活性化基本計画（H19.5～H25.3）に基づく事業）>

○丸亀商店街北端のA街区における再開発事業を皮切りに、商店街主導による連鎖的な再開発等を実施



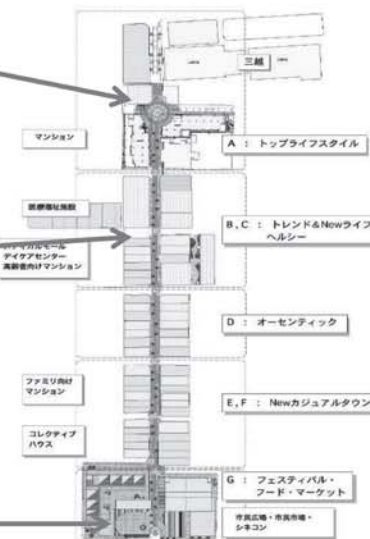
C街区



A街区



G街区





## 集落活性化推進事業

### <目的・概要>

人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、定住人口及び交流人口の流出抑制を目的として、市町村等が廃校舎等の既存公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業について補助する。

### <補助対象>

既存の公共施設を再編する事業であって、事業の実施に必要な施設の整備(設計、付帯設備等を含む)及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等。

### <対象地域>

過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域

### <事業主体>

対象地域を含む市町村等

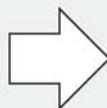
### <補助率>1/2以内

### <事業例>

廃園舎を、図書館機能及び放課後子ども教室機能を兼ね備えた施設に改修整備



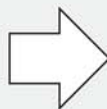
改修前(遊戯室)



改修後(図書館)



改修前(保育室)



改修後(多目的室)

- 子供たちの学習活動や地域の人たちのふれあい交流が推進
- 近隣の学校や地域と連携し、子供の教育と安全の融合した拠点施設へ発展

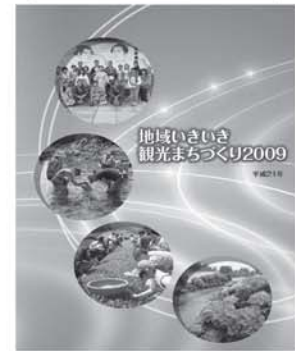
## 地域いきいき観光まちづくり

### <観光地域づくりの先進事例集>

地域における観光振興の取組を効率的に進めるためには、各地域の取組の情報・ノウハウ等をその他の地域に有効に活用していくことが極めて重要であることから、各地の観光振興の取組事例等を調査し、その結果をとりまとめて事例集を作成している。

これまで作成された事例集は、観光庁のHPで公表している。

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/ikiiki.html>



#### 事例集で記載されている取組事例

##### 宿泊魅力の向上 (北海道小樽市)

###### ○ 朝・夕のイベント開発

閑散期の冬において、小樽の歴史的建造物等の資源を活かし、宿泊型観光を目指したイベントを官民一体となり企画。地域に愛されるイベントとなっている。

###### 【小樽雪あかりの路】

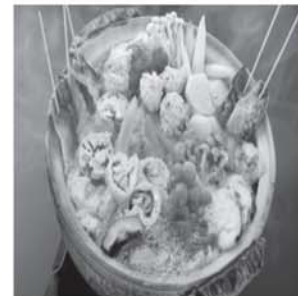


##### 食に関する取組 (大分県日田市)

###### ○ ご当地メニューの開発

地元飲食店・旅館・新聞社・旅行雑誌社がタイアップし、徹底して地元素材を使った新たなご当地メニューを開発。「十カ条のルール」を決め、それに基づく鍋を開発し、一斉販売を実施した。

###### 【日田どん鍋】



## 観光地域づくり相談窓口

「観光地域づくり相談窓口」で、観光地域づくりをサポートしています！

観光地域づくりによる地域活性化に取り組む自治体、事業者の皆様・・・



こんなときは・・・

お気軽に「相談窓口」へご相談ください！

※「観光地域づくり相談窓口」は、地方運輸局企画観光部等と観光庁観光地域振興部に設置しています。

相談内容に応じて、

- ・先進事例によるアドバイス
- ・他府省庁が実施しているものも含めた観光関連支援メニューの紹介
- ・関係府省庁や部局への橋渡しが受けられるほか、相談後も、状況に応じて適切なフォローを行います。

詳しくは観光庁ホームページへ  
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/madoguchi.html>

(観光庁トップ→施策→観光地づくり→観光地域づくり相談窓口)

### 相談事例①

○相談内容

舟運・河川を活用し、観光と防災の面から地域振興を図りたい。  
何かアドバイスや支援制度はないか？

○相談員の対応

- ①先進事例からアドバイザーとして、ノウハウのあるNPO法人を見つけ、担当者を紹介。
- ②支援制度として内閣府で実施している「地方の元気再生事業」を紹介。

→相談者は協議会を立ち上げ、同事業に応募。選定され、取組スタート。

### 相談事例②

○相談内容

地下鉄開業にあわせて、地域振興のために「お祭り会館（仮称）」を建設したい。  
何か支援制度はないか？

○相談員の対応

支援制度として、整備局で実施している「まちづくり交付金」等を紹介。  
相談員が整備局へ取次を行い、担当者も紹介。

→相談者は後日、整備局から同交付金の説明を受け、具体的検討スタート。



## 地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援する。

### 地域の特性に応じた生活交通の確保維持

#### <支援事業例>

- ・ 過疎地域等における幹線バス、デマンドタクシー等の運行
- ・ 離島航路・航空路の運航



### 快適で安全な公共交通の構築

#### <支援事業例>

- ・ 鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、ノンステップバスの導入等
- ・ LRT・BRTの整備、ICカードの導入・活用等
- ・ 地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等



LRT: 低床式路面電車による幹線的な交通システム

BRT: 連節バス、バスレーン等を組み合わせた幹線的な交通システム

### 公共交通の充実を図るための計画策定等の後押し

#### <支援事業例>

- ・ バスからデマンドタクシーへの転換等の生活交通の確保等に係る地域の合意形成に資する調査
- ・ 公共交通マップの作成等を通じた地域ぐるみでの利用促進

## 地域づくり総務大臣表彰について

### < 目的 >

全国各地で、それぞれの地域をより良くしようと頑張る団体、個人を表彰することにより、地域づくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることを目的として、昭和58年度から実施している。(平成24年度で30回目。表彰総数915)

### < 受賞者の決定方法 >

- 都道府県から推薦のあった団体、地方自治体及び個人の中から、「地域づくり懇談会」の意見を踏まえ、総務大臣が受賞者を決定
- 平成24年度は団体表彰75団体、地方自治体表彰15団体、個人表彰6名、試験研究機関表彰22団体の推薦があり、大賞1団体、団体表彰21団体、地方自治体表彰6団体、個人表彰3名、試験研究機関表彰5団体が受賞

### < 地域づくり懇談会 >

総務大臣が依頼した地域づくりに関して優れた識見を有する者で構成。地域づくり総務大臣表彰の選定手続きや審査に際し意見を提出するとともに、個性豊かで魅力ある地域づくりの推進に関して幅広い観点から議論することを目的として設置。

### < 平成24年度地域づくり総務大臣表彰式 >

- 日 時 平成25年2月9日(土) 14:00~17:30
- 会 場 水戸プラザホテル(茨城県水戸市)
- 内 容 表彰式、記念撮影、パネルディスカッション、懇親会
- 出席者 ・受賞者及び随行者(約100名)  
・橋本茨城県知事  
・地域づくり懇談会委員  
・坂本総務副大臣 ほか



### 平成24年度地域づくり総務大臣表彰受賞者一覧

#### < 大 賞 >

長崎県小値賀町

#### < 団 体 表 彰 >

- 落石ネイチャー海クルーズ協議会【北海道根室市】
- 特定非営利活動法人 かなぎ元気倶楽部【青森県五所川原市】
- プロジェクトおおわに事業協同組合【青森県大鰐町】
- 遠野町第13区自治会【岩手県遠野市】
- 一般社団法人 おらが大槌夢広場【岩手県大槌町】
- 特定非営利活動法人 蔵王のブナと水を守る会【宮城県白石市】
- 釈迦内サンフラワープロジェクト実行委員会【秋田県大館市】
- カミスガ・プロジェクト【茨城県那珂市】
- 特定非営利活動法人 子ども大学かわごえ【埼玉県川越市】
- 特定非営利活動法人 かみえちご山里ファン倶楽部【新潟県上越市】
- 一般社団法人 大学コンソーシアム石川【石川県金沢市】
- 春蘭の里実行委員会【石川県能登町】
- 特定非営利活動法人 グリーンウッド自然体験教育センター【長野県泰阜村】
- 一般社団法人 大阪モノづくり観光推進協会【大阪府東大阪市】
- つぼう郷土史研究会【広島県福山市】
- 錦川流域ネット交流会【山口県岩国市】
- 那賀町農村舞台再生協議会【徳島県那賀町】
- 徳島県立美馬商業高等学校【徳島県美馬市】
- 特定非営利活動法人 グラウンドワーク福岡【福岡県福岡市】
- 特定非営利活動法人 きらり水源村【熊本県菊池市】
- 特定非営利活動法人 八重山星の会【沖縄県石垣市】

#### < 地方自治体表彰 >

- 茨城県阿見
- 富山県富山市
- 石川県金沢市
- 京都府綾部市
- 島根県松江市

#### < 個人表彰 >

- 木村 正樹【宮城県東松島市】
- 山田 拓【岐阜県飛騨市】
- 小宮 裕宣【大分県豊後高田市】

#### < 試験研究機関表彰 >

- 山形県工業技術センター
- 「能登里山マイスター」養成プログラム運営委員会【石川県珠洲市】
- 滋賀県琵琶湖環境科学研究センター
- 島根県中山間地域研究センター
- 香川県産業技術センター発酵食品研究所

計 32団体、3名 (敬称略)



## 「今しかできない旅がある」若者旅行を 応援する取組表彰

若者を惹きつける明確なテーマを設定するなど、若者向けに様々な工夫を凝らすと若者も旅行に出かけるきっかけとなる。

そこで、各地でこうした取組を促進するため、若者の旅行振興に寄与した取組や仕掛けを講じている観光関係者や地域などの取組を表彰する「今しかできない旅がある」若者旅行を応援する観光庁長官表彰を実施。

各地域における工夫を凝らした取組事例は、以下のURLを参照。

(長官表彰に際しとりまとめたもの：25件)

[http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/wakamono\\_zirei.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/wakamono_zirei.html)

「今しかできない旅がある」若者旅行振興を応援する取組事例集で記載されている事例

### ・trippiece(株式会社trippiece)

(概要)自分が行きたい旅プランに、共感した人が集まって参加するツアーを企画するfacebookを利用したWebサービス



### ・若年需要創出による日本のスノーエリア再活性化プロジェクト雪マジ！19～SNOW MAGIC～((株)リクルートライフスタイル)

(概要)日本全国136カ所のスキー場をまとめ、「19歳」に対してシーズン中「何回滑ってもリフト券無料」による中長期の需要創出策

### ・オリジナル・アニメ『ガールズ&パンツァー』と連動した夢と魔法の物語。

『実家のような町』大洗でしか味わえない旅がある。(株式会社Oaraiクリエイティブマネジメント)

(概要)オリジナルアニメ「ガールズ&パンツァー」と連動した、大洗町の地域資源発掘・発信と、若者層を中心とする新規誘客の促進

### ・丸の内朝大学 環境学部 地域プロデューサークラス(丸の内朝大学企画委員会)

(概要)都市部の若者が地域に赴き、地域が抱えている問題を解決していく実践型クラスを市民大学内で開講